

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成25年9月10日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	石塚英幸君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	高田忠君	教育部長	金田康則君
総務部長	木川祐一君	水道事務所長	田崎清君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	小松崎昇君
保健福祉部長	木村正美君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 発議第 3号 かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 4 報告第 7号 平成24年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について

- 日程第 5 報告第 8 号 平成24年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 6 議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 9 議案第80号 市道路線の廃止について

- 議案第 81 号 市道路線の認定について
- 議案第 82 号 市道路線の認定について
- 日程第 10 発議第 4 号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）
- 日程第 11 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 3 号 かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 4 報告第 7 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 8 号 平成 24 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 59 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第 60 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 63 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 64 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 65 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 66 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 67 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 68 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 69 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 70 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 71 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 72 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第 83 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 73 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

- の認定について
- 議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第80号 市道路線の廃止について
議案第81号 市道路線の認定について
議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第10 発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）
- 日程第11 決算審査特別委員会の設置について
-

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 小座野定信君、12番 矢口龍人君、13番 藤井裕一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等につきましては、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおきます。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長から報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年8月7日に委員会を開催いたしました。

8月7日の委員会では、公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、小中学校適正規模化について、小中学校統合委員会の開催状況について、調査を実施し、執行部からこれまでの経過等について説明を受けました。

調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の閉会中の所管事務調査の経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年第2回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定された調査項目について、7月12日に委員会を開き、調査を行いました。

調査事件としては、（1）農業委員会に関する事項、（2）環境衛生及び公害に関する事項、（3）道路の維持管理について、以上3件を議題として調査を行いました。

調査するに当たっては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、委員会の調査の経過並びに概要については、配付されております委員会会議録に記載のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は3件であり、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願及び請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願の2件は、お手元に配付しました請願文書表

に記載のとおり、所管の各常任委員会へ付託いたしましたので、ご報告をいたします。また、請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を受理しておりますので、ご報告いたします。また、陳情等5件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、平成25年第2回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年5月から7月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 発議第3号 かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、発議第3号 かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

本案は、議場の改修等に伴い、かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正しようとするものがあります。

なお、改正事項の主な点は次のとおりであります。

1、今般、東日本大震災に伴う議場の改修により、傍聴席のバリアフリー化等を行い、車椅子使用者席を新設し、傍聴席の定員が増となったことにより傍聴定員を変更すること。

2、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席の定員を区分すること。

3、傍聴の手続における団体受付の文言をなくし、受付簿への年齢記載要件を削除すること。

4、傍聴席に入ることができない者として規定されていた児童の定義を明確にすること。

5、傍聴人の守るべき事項として、新たに携帯電話等を使用しないことを規定すること。

6、違反に対する措置として退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができないことを規定すること。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、発議第3号 かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第3号は原案のとおり可決されました。

傍聴規則交付手続のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時11分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 報告第7号 平成24年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、報告第7号 平成24年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第7号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第7号 平成24年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第7号の報告を終了いたします。

日程第 5 報告第8号 平成24年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（鈴木良道君）

日程第5、報告第8号 平成24年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第8号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第8号 平成24年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し、報告するものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第8号の報告を終了いたします。

日程第 6 議案第59号ないし議案第65号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてないし議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてまでの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第59号から議案第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定につきましては、非核脱原発平和都市宣言により、今後、原子力発電の代替として、再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税の特例措置を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につつま

しては、地方税法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育委員会において、平成26年4月に開校する南北統合中学校の名称候補が選定されたため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定につきましては、行財政改革の一環として、事業の見直しを行い、敬老祝金の支給を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第59号について説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第59号のかすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてご説明いたします。

内容につきましては、本市における再生可能エネルギーの導入促進を図り、脱原発を含めた地球温暖化の防止に寄与することを目的とし、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税の特例措置を定めるものであります。ご審議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第60号及び議案第62号についての説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

それでは、議案第60号と議案第62号につきまして、ご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本案は、先ほど市長からも説明がありましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、かすみがうら市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、市民税を年金から特別徴収していた納税義務者が市外に転出すると特別徴収の継続ができなくなっていたものを、転出しても特別徴収を継続することができるようにする改正。

次に、市民税を年金から特別徴収する場合の仮徴収額と本徴収額の平準化を図るため、仮徴収

額として徴収する金額が前年度分の本徴収額としていたものを、前年度分の年税額の2分の1に相当する額とすることで、仮徴収額と本徴収額を同額となるようにする改正。

次に、納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等を利子割りの課税対象から除外し、上場株式等の配当等とあわせて、配当割りの課税対象とする改正をしたことによる文言の整理。

次に、株式等に係る譲渡所得の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得の分離課税に組み替える改正などがございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日からとするものでございます。

なお、一部につきましては、平成28年10月1日、または平成29年1月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第62号について、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど市長からも説明がありましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、かすみがうら市国民健康保健税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容を申し上げますと、平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債の利子等について、利子割りの課税対象から除外した上で、配当割りの課税対象とする改正を行うため、配当所得を配当所得等とする文言の改正及び課税の特例規定を読みかえて引用している項の削除と項を削除したことに伴いまして、残された項を繰り上げる改正等がございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日からとするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第61号及び議案第65号についての説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第61号について、ご説明いたします。

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

東日本大震災に対処するため、特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴いまして、1項が追加されてございます。それに伴います改正でございます。制度上の変更はないものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について。

行財政の一環として、事業の見直しを行い、敬老祝い金の支給を廃止するため、この条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第63号についての説明を求めます。

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成26年4月に開校する（仮称）かすみがうら市立南北統合中学校の名称候補について、公募により応募のありました候補の中から、かすみがうら市立霞ヶ浦中学校を選定しましたので、この条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第64号についての説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

かすみがうら市火災予防条例の一部改正につきましては、消防施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第88号が公布され、それに基づき、火災予防条例の第28条の4第4項中第37条第7号の3までを第37条第4号から第6号までに改正するものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第59号ないし議案第65号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の9月13日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第66号ないし議案第72号及び議案第83号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について及び議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の8件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第66号から議案第72号及び議案第83号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億156万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億9055万6000円とするものです。

次に、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5633万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億213万8000円とするものです。

次に、議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ465万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5182万7000円とするものです。

次に、議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7727万5000円とするものです。

次に、議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2597万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8097万2000円とするものです。

次に、議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額9億9789万3000円から1083万1000円を減額し、収益的支出の予定額の総額を9億8706万2000円とし、予算第8条に定める職員給与費を6019万6000円とするものです。

次に、議案第72号 消防ポンプ自動車の取得につきましては、東消防署に配置する消防ポンプ自動車を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億9165万6000円とするものです。

補正の内容といたしましては、耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、いばらきの畑地再生事業に係る負担金を計上するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第66号ないし第70号及び第83号についての説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正内容は、歳入については、労働費県補助金1821万円、教育費国庫補助金425万円、財政調整基金繰入金2865万2000円、介護保険特別会計繰入金1292万8000円、市債、消防救急無線デジタル化共同整備事業債1億7600万円の減、共同指令センター整備事業債8410万円の減のほか、繰入金です。

歳出につきましては、全ての款にわたる職員等人件費の合計2億2629万2000円、財政調整基金積立金2億3659万4000円、基幹業務システムデータ提供業務委託1302万円、基幹業務システムデータ移行業務委託997万8000円、そのほか茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金2億4387万8000円の減、放射線対策事業に係る除染土埋没管理業務委託335万4000円等でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ3億156万円を追加計上するものでございます。

続きまして、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正の内容としまして、歳入について、国庫負担金、療養給付費等負担金307万5000円、介護納付金負担金1358万6000円、国庫負担金、介護納付金財政調整交付金468万6000円、県補助金、県財政調整交付金468万6000円、一般会計からの繰入金225万2000円のほか、前年度繰越金が2805万3000円。

歳出につきましては、職員等人件費が225万2000円、一般被保険者療養費961万2000円、介護給付金4245万7000円、人間ドックの補助金200万円等を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ5633万8000円を追加計上する内容でございます。

続きまして、議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、趣旨を説明いたします。

主な補正の内容としまして、前年度繰越金465万5000円。

歳出について、職員等人件費465万5000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の趣旨を説明いたします。

主な補正の内容としては、歳入について、前年度繰越金が29万円。

歳出については、職員等の人件費29万円を計上するものでございます。

続きまして、議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、趣旨を説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について、県補助金90万2000円、前年度繰越金2507万円。

歳出については、職員等人件費が581万円の減と53万2000円の増、介護保険料還付金43万1000円、国庫支出金等返還金1789万1000円、一般会計への繰出金1292万8000円を計上するものでございます。

これにより、2597万2000円を追加計上するものでございます。

続きまして、議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

補正内容としましては、耕作放棄地対策として茨城県が実施するいばらきの畑地再生事業に対して事業費負担金110万円を追加計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第71号についての説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います職員数の減、給料、手当及び法定福利費の減額に伴いまして補正を行うものでございます。当初予算第3条に定めました収益的支出の予定額9億9789万3000円から1083万1000円を減額し、収益的支出の予定額の総額を9億8706万2000円とするとともに、予算第8条に定めております職員給与費から同額の1083万1000円を減額し、6019万6000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第72号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第72号 消防ポンプ自動車の取得についてをご説明いたします。

東消防署に配置する消防ポンプ自動車を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、消防ポンプ自動車1台を取得するというところでございます。取得金額につきましては2847万6000円。契約の相手方でございますが、石岡市国府5-2-25、有限会社鈴機、代表取締役鈴木直人さんでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の9月13日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 73 号ないし議案第 79 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 8、議案第 73 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第 79 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの 7 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

なお、ただいま議題となっている 7 件の決算認定議案については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて監査委員からの説明を求めます。

最初に、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 73 号から議案第 78 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の認定案件について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度各会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第 79 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 24 年度の水道事業会計未処分利益剰金のうち、当年度純利益を減債基金に積み立て、残金を繰り越す議会の議決を求めるとともに、平成 24 年度の水道事業会計の決算について、同法 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、審査意見についての説明を求めます。

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは、平成 24 年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度決算審査を 7 月 24 日から 8 月 19 日まで実施いたしました。審査の対象は、平成 24 年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めました。そのほか基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めました。

なお、詳細につきましては、お手元の別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第73号ないし第78号についての説明を求めます。

会計管理者 石塚英幸君。

[会計管理者 石塚英幸君登壇]

○会計管理者（石塚英幸君）

議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

まず、歳入総額、収入済額でございますが、金額にいたしまして180億95万999円でございます。対しまして、歳出総額が168億3176万7073円で、歳入歳出差引額は11億6918万3926円でございます。さらに、このうち翌年度に繰り越すべき財源といたしまして、2億7195万7000円を差し引きまして、実質収支額といたしましては、8億9722万6926円となっております。

続きまして、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要をご説明させていただきます。歳入総額でございますが53億3105万5098円で、歳出総額が50億3116万6764円でございます。実質収支額につきましては、2億9988万8334円となっております。

続きまして、議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございますが、歳入総額が6億4013万9862円で、歳出総額が6億3861万9439円でございます。実質収支額につきましては、152万423円となっております。

続きまして、議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。歳入総額が11億9558万3375円で、対しまして歳出総額が11億8302万3501円でございます。歳入歳出差引額は1255万9874円で、このうち翌年度に繰り越すべき財源22万4000円を差し引きました実質収支額につきましては、1233万5874円となっております。

続きまして、議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要でございますが、歳入総額が3億8651万1569円で、歳出総額が3億7995万6645円でございます。実質収支額は655万4924円となっております。

続きまして、議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございますが、歳入総額が28億3408万3591円で、対しまして歳出総額が27億8590万5712円でございます。実質収支額は4817万7879円となっております。

以上が平成24年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第79号についての説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説

明をさせていただきます。

本件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

平成24年度かすみがうら市水道事業会計決算収益的収支につきましては、10億1703万9516円の収入に対しまして、9億7310万6050円の支出でございました。消費税抜き損益計算におきまして、3191万5091円の当年度純利益となっております。当年度純利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により全額を減債積立金へ積み立てることとさせていただきたいと考えております。資本的支出につきましては、2億918万7500円の収入に対しまして、5億9253万7745円の支出でありました。資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億8335万245円につきましては、消費税資本的支出調整額1153万2000円及び過年度損益勘定留保資金3億7181万8245円で補填しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長からの提案説明、監査委員からの説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の9月13日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 80号ないし議案第 82号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第80号 市道路線の廃止についてないし議案第82号 市道路線の認定についてまでの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第80号から議案第82号につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、議案第80号 市道路線の廃止につきましては、道路のつけかえにより下佐谷地内の現道を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号 市道路線の認定につきましては、道路のつけかえにより下佐谷地内に整備する路線を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号 市道路線の認定につきましては、開発行為により稲吉地内に築造され、帰属を受けた道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第80号ないし議案第82号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第80号から議案第82号まで提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第80号 市道路線の廃止について。

本案は、下佐谷地内に位置し、つけかえにより、市道8-1425号線による延長34メートルについて用途廃止するものであります。

よって、市道路線の廃止をするため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第81号 市道路線の認定について。

本案は、下佐谷地内に位置し、市道路線の用途廃止に伴い、つけかえ道路として、市道8-2905号線による延長46メートルとして認定するものであります。

よって、市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第82号 市道路線の認定について。

本案は、稲吉4丁目地内に位置し、開発行為区域内に築造された路線について、市道8-2906号線による延長65.4メートルとして認定するものであります。

よって、市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の9月13日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第10、発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9 番 中根光男君登壇]

○ 9 番 (中根光男君)

それでは、提案理由を申し上げます。

平成26年度の地方財政対策につきましては、政府が財政健全化に向けた取り組みを進める中、厳しい展開が予想されております。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方財源の充実確保が不可欠であります。

また、平成26年度税制改正につきましては、市町村の基幹税目である固定資産税の現行制度を堅持のほか、自動車取得税、自動車重量税の取り扱い等、さまざまな課題が山積しております。

このような中、全国市議会議長会において、去る5月22日開催の第89回定期総会において、地方税財源の充実確保に関する決議が議決され、7月23日開催の地方財政委員会及び8月1日開催の国会対策委員会において、地方税財源の充実確保に向けて、政府与党と関係各方面に対して、強行に実行運動が行われたところであります。

ついては、かすみがうら市議会においても地方税財源の充実確保を求める意見書を提出すべく、提案するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○ 議長 (鈴木良道君)

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (鈴木良道君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書(案)の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより発議第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (鈴木良道君)

ご異議なしと認め、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 決算審査特別委員会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第74号ないし第79号までの6件については、6人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会を委員会を開き、決算特別委員会委員の選出を行ってください。

総務委員会は全員協議会室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時18分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に14番 栗山千勝委員、9番 中根光男委員、8番 佐藤文雄委員、7番 加固豊治委員、3番 山本文雄委員、2番 岡崎 勉委員、1番 川村成二委員、以上7名を、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に16番 廣瀬義彰委員、13番 藤井裕一委員、12番 矢口龍人委員、11番 小座野定信委員、6番 小松崎 誠委員、4番 田谷文子委員、以上6名を、指名いたします。

それでは、直ちに一般会計決算審査特別委員会は第1委員会室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は第2委員会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前 1 1 時 3 9 分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に山本文雄君、副委員長に佐藤文雄君。特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に矢口龍人君、副委員長に田谷文子君。

以上のとおり、当選されましたので報告をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日 9 月 11 日定刻から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 1 1 時 4 0 分

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成25年9月11日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村 成二 議員
- (3) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 選挙の投票率向上及び経費削減の改革について
		2. 職員の街づくりに対する意識について
		3. フラワーロードの充実と活用について
		4. 子どもたちの安全を守る取組みについて
		5. 環境美化条例改正について
(2)	川村成二	1. 防災への取り組み状況について
		2. 防災に係わる人材育成について
		3. 運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについて
		4. 教育振興基本計画について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. さくら保育所の廃園について（総合的な子育て支援について）
		3. プラチナタウン構想について（介護保険制度上の問題）
		4. 向原土地地区画整理組合事業について
		5. 水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であり、したがって、法令等を遵守していただきますことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めま

す。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。

初めに、2020年に開催されるオリンピックが東京に決定いたしました。我が議会もオリンピックの東京開催に向けて議決要請したこともあり、大変喜ばしいことと感激しております。この喜びは、日本のチームワークのたまものであり、これを契機として日本経済のさらなる成長と被災地の復興が加速することを心よりお祈り申し上げます。

平成25年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

2011年3月11日の大震災後、当市の本会議は長い間、仮設議場により開催しておりましたが、やっとここで議場棟が復旧され、この9月定例会より使用開始されることとなりました。我々議会としても、心を新たにし、より一層、議会としての使命を果たしていきたいと考えております。議員諸侯も同じ考えと思います。

あわせて、いまだに復旧が進まず、不安定な環境にある方々も多数おられることと思います。一日でも早く安定した生活に戻れますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、この議場改修に当たっては、議会としてもさまざまな観点から要望、要請を行い、それらが各所において反映されております。そこで、今後の行政の仕事に役立ててほしいという観点から、社会的障壁という言葉为例にとり、冒頭にご提言申し上げます。これは質問ではありませんので、答弁は結構です。

社会的障壁を少なくするため、さまざまなバリアフリーがなされておりますが、これらの多くのものは、健常者から見たバリアフリーなのです。例えば、視覚障害の方にとっては、30センチの邪魔な階段は、白いつえを使っていれば事前に検知できますから、越えていくこともできます。でも、1センチの小さな段差は、つまずいてしまいます。ところが、車いすを使用している方にとっては、1センチくらいの段差は乗り越えていけますが、30センチの段差があった途端に、もうお手上げです。また、黄色の誘導ブロックは、視覚障害の方には役立っているのですが、車いすの方が、線の中に車輪が入ってしまうと、出られなくなってしまうこともあります。つまり、この障壁は、人それぞれ障害の種類、程度によって異なるということなのです。

我々はどうしても、何かをしてあげなければならないと考えてしまいがちです。それが、思い込みによる勘違いとなることもあるのです。大事なことは、障害を持った方が社会参加するためにどのような手助けができるのかと考えることです。このような考え方、つまり、相手の立場に立った行政運営が必要であると感じております。この相手の立場に立った行政運営をご提言申し上げます、一般質問に入らせていただきます。

初めに、選挙の投票率向上及び経費削減の改革について質問いたします。

投票率が低い要因として、若年層の選挙意識の低いことがメディア等でも指摘されております。つまり、投票率を上げるためには、若い人たちの選挙に対する意識をどう高めていくかでありませぬ。全国各地でこれらに対しさまざまな対策が講じられており、当市においても若者に対する何らかの啓発が必要ではないかと考えます。

選挙に要する費用として、多額の経費がかかる要因の一つとして、職員の時間外費用が上げられます。この経費を活用した事例として、東京都や札幌市、仙台市では、若者に投票立ち会いや開票作業をしてもらい、選挙に対する意識を啓発し、かつ、経費削減の一助としております。今回の参議院選挙では、日立市が夏休みに限って高校生のアルバイトを採用した事例もあります。仮に若い人に事務を任せることに不安があるならば、ベテランの退職職員の活用なども考えられるのではないのでしょうか。

一方、開票事務では選別や集計、判定に時間がかかり、大変遅くなってしまうとも伺っております。次の日、職務も考えますと、職員の過労勤務の防止策にもなるのではないのでしょうか。

そこで、①として、投票率向上の方策を考えているのか、また、若者を選挙に呼び込む対策を検討しているのか伺います。

②として、選挙事務で職員に対する時間外手当は平均でどれくらい支払っているのか伺います。

次に、③として、アルバイトを雇用し、投票事務や開票事務を行った場合、どれだけの経費となり、どれくらい効率化ができるのか伺います。

④ほかの自治体で行っている選挙経費の削減対策の認識、さらには事例などがあつたら伺います。

次に、2番目の職員のまちづくりに対する意識について質問いたします。

当市は、残念ながら、新たなアイデアや新たな地域づくりが少ないと考えます。その原因は、さまざまな提案を受けとめる姿勢や体制が整っていないからではないのでしょうか。つまり、ボトムアップを育てる姿勢が必要であると考えます。

地方分権が進展する中で、職員によるさまざまな研究会等を立ち上げ、地域振興の方策を研究しないと、周辺地域から立ちおくれ、時代に取り残されてしまうのではないかと大変危惧しております。そのような意味では、ワーキンググループとして、さまざまな分野について研究する必要があるかと考えます。その研究については、職員に限らず、議員や市に関連する方々も広く交えて、さまざまな意見を取り入れ、取り組んでいかなければならないテーマであると考えます。

例えばつくば市は、市民や議員をメンバーに入れたまちづくりの組織、市民ワークショップがあります。これは、自分のまちを発見し、そこから新たな発想を生み出そうというものであります。行政の信頼は、公正と平等を守ってくれるという絶大な信頼があるからであり、そのための是々非々は明確にしなければなりません。そして、説明能力を向上させるための知識をぜひ職員の方々に持っていただきたいと思ひます。それを養うことができる一つの方法として、ワーキンググループが必要ではないのでしょうか。

そこで伺ひますが、まちづくりに参加できるような体制をつくる必要性や認識をどのように持っているのか伺ひます。

次に、③と④はまとめて伺ひます。

昨年10月、行方市と筑波大学が、第6次産業や健康増進を柱とする協定を締結しました。大学や他団体との連携は、当市にないものを民間に求めるなどして、大きな効果が期待できます。そのことについて他市を調べますと、銀行や企業、また大学等と連携し、福祉や教育などの協定を結び、連携している市町村がいかに多いかと知らされました。地に足のつかない我が市の政策などは、大学教授にお願いしてお知恵をいただき、地についた政策として見直したほうがよいのではないのでしょうか。

そこで、③の他自治体のように大学などと協定を締結したり連携をしている実績はあるのか、また、その認識について伺います。

④の今後、これから連携を検討している分野があるのか伺います。あれば、具体的な説明を求めます。

次に、3番のフラワーロードの充実と活用について質問いたします。

現在、東消防署前の交差点から神立駅に向かう道路わきの花壇には、マリーゴールドが旧霞ヶ浦町の時代から長年にわたって約5キロの区間に植えられており、「かすみがうら花のみち」として多くのボランティア団体の皆様に支えられ、道行く人の目を楽しませてくれております。まづもって、私としては、長期にわたり花壇運営を支えてきてくださった多くの市民ボランティアの方々のご苦勞に心より敬意を表するものであります。

そこで、現地を見ますと、ここ近年、いろいろな変化があり、きれいに整えられている区間もあれば、耕作放棄地のような雑草が生い茂る区間、植木を植えている区間などさまざまであります。また、長年にわたり1種類の花では寂しいとの意見も、多く市民から寄せられております。今後、この事業については、より多くの意見を伺い、多少なりとも見直しが必要ではないのか。また、そのような時期に差しかかっているのではないかと考えます。この点を踏まえ、まずは今後の花壇運営について、予算や組織運営など今後の展開をどのように考えているのか、担当部署のお考えを伺います。

①として、これまでの経過について、予算の確保状況について、組織運営上の問題点などについて、それぞれ説明を求めます。

②として、フラワーロード事業は、ボランティアの方々協力により支えられてきましたが、これらを踏まえ、今後どのように展開していくのか、考えがあるのか伺います。

次に、4番目として、子どもたちの安全を守る取り組みについて質問いたします。

今、子どもたちの安全が脅かされております。その危険が学校の登下校時及び学校給食にあることは、大きな衝撃です。私たちは、何としても子どもたちの安全を守り切らなければなりません。

ことし6月28日午後1時40分ごろ、東京都練馬区の小学校の正門近くで、集団下校中の小学1年生児童3人が、乗用車からおりてきた男に刃物でいきなり切りつけられました。事件の際には、下校を見守る71歳の男性と犯人とのもみ合いがありました。その逃走した男は、銃刀法違反容疑を視野に取り調べを受けております。

近年、不審者による学校への侵入や登下校時の連れ去りなど、子どもが被害者になる事件、事故が凶悪化、多発化しております。

そこで、児童生徒の登下校時の安全確保についての対応策について伺います。

②の学校給食における誤飲、異物混入などの事故防止対策について伺います。

これも、ことし6月27日、札幌市の小学校で、特別支援学級の2年生の男子児童が、給食に出たプラムの種をのどにつまらせ、死亡するという痛ましい事故がありました。発生時にいた教師2名は、1人がはき出させようと努力し、もう1人が校長等に連絡、その後も掃除機による吸引やAEDを使用するなどの処置がなされましたが、その時点では、誤飲時の具体的な対処法を定めたマニュアルはなかったようであります。

また、学校給食の事故としては、鉄製ボルトやカッターナイフの破片などの異物混入事故が多発しており、看過することはできません。

関係者の認識をお聞きするものであります。

次に、5番目として、環境美化条例改正についてであります。

私はことし6月の定例会においても質問いたしました。市街地における空き地の雑草などに対して、市民から対策を望む声が多く寄せられております。雑草管理において代執行を行えるようにするとか、旧千代田町で行っていたような委託の仲介をするなどの条項を追加する考えがあるのか、再度伺います。ぜひ前向きな答弁を願うものであります。

最後に、②の犬のふん害について、その防止対策はあるのか伺います。

多くの飼い主は、犬の散歩時、ふんを処理するための袋などを携帯していますが、そうでない人も見受けられます。犬を飼うマナーとしての責任ある行動が必要と思われれます。

当市としましては、犬の飼い方についてどのような啓蒙をしているのかお聞かせください。さらには、放し飼いなどについてもお答えできれば、あわせてお答えください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小松崎議員の質問にお答えします。

1点目、選挙の投票率向上及び経費削減の改革については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、職員のまちづくりに対する意識については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、フラワーロードの充実と活用については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、子どもたちの安全を守る取り組みについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目、環境美化条例改正についてお答えいたします。

最初に、1番、雑草管理の代執行や委託の仲介についてお答えいたします。

空き地の雑草の繁茂による市民の生活環境への対応としましては、現地調査や文書による助言、

指導を初め、必要に応じシルバー人材センター等を紹介するなどして、適切な対応をお願いしております。このように、連絡がとれた方の多くは適切な管理に結びつけられており、根気よく連絡先を捜し、助言、指導に努めているところでありますが、特に連絡がとれない所有者への対応が課題となっております。ご質問にありました代執行につきましても、手続上の条件や課題がありますが、現在、条例化も視野に入れて対応を検討しているところですので、ご理解をお願いいたします。

次の2番、犬のふん害の防止対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員のご質問の4点目、子どもたちの安全を守る取り組みについてお答えいたします。

最初に、1番、児童生徒の登下校につきましては、学校において安全の指導に対する徹底を図るとともに、学校、保護者、地域並びに関係機関が連携を深め、一体となって取り組むことが重要と考えております。

当市におきましては、登下校の子どもたちを見守るために、交差点での立哨指導やあいさつ運動、防犯パトロールなど、PTAや地域ボランティア等を中心として取り組んでいただいております。登下校の安全対策につきましては、さまざまな事件や事故が想定されますので、地域みんな子どもたちを見守る地域の目が大切と考えております。引き続いて、各学校に呼びかけることはもちろんのこと、PTA組織等や地域の住民に対しても、子どもたちを見守る地域の目になっていただくよう、働きかけを行っていきたくと考えております。

次に2番、学校給食時の事故防止対策についてお答えいたします。

学校給食で児童生徒が食べ物を誤飲してしまう事故につきましては、先ほど小松崎議員がご指摘のように、札幌市内の小学校において発生して、死亡してしまうという痛ましい事故が起きてしまいました。

当市におきましても、これらの事故が起きないように、担任と一緒に給食をとりながら行う給食指導をしておるところではございますが、誤飲などの事故の可能性はあると認識しておりますので、教職員に対する救命救急講習の受講を含め、安全の徹底について指導してまいりたいと考えております。

また、学校給食における異物混入につきましては、絶対にあってはならないことだと考えております。学校給食におきましては、衛生管理の徹底はもちろんのこと、ふだん使用している調理器具——包丁などの破片が入っていたというようなこともございました、他市のことですが——などの日常点検を行って、事故の未然防止に努めているところでございます。

今後も、児童生徒が安心して学校給食を食べることができるよう、食材の安全管理や調理器具の点検、調理業務の衛生管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

小松崎議員の1点目、選挙の投票率向上及び経費削減の改革についてお答えをいたします。

最初に、1番、投票率の向上のための方策等についてお答えいたします。

現在、本市選挙管理委員会が投票率を向上させるために取り組んでいる事例としましては、1つ目として、期日前投票所の設置でございます。以前は、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎の2カ所で実施をしておりましたが、21年から働く女性の家を追加し、現在3カ所に設置をしており、投票時間は、ご承知のとおり8時半から午後8時までとなっております。また、期日前投票システムを導入しておりますので、有権者の方は、3カ所のいずれの投票所においても投票することができるようになっております。また、投票所内においては、期日を守ることは当然でございますが、有権者が投票に来やすい雰囲気づくりにも努めているところでございます。

2つ目、選挙公報の発行でございます。

公職選挙法においては、国政選挙、知事選挙以外の選挙における選挙公報の発行は任意ということにされておりますが、本市においては、市長選挙及び市議会議員選挙においても選挙公報の発行を行っておるところでございます。

さらには、ショッピングモール等で選挙管理委員さんが有権者に啓発チラシ等を直接配布し、投票の呼びかけなども行っているところでございます。その他、広報車、ホームページを利用したの広報活動を行い、投票率の向上を図っているところでございます。

若者の投票率向上の対策としましては、以前に取り組んだ事例としまして、本市主催の成人式において模擬投票を実施したということがございます。

今後としましては、若者、特に中学生、高校生への選挙の関心を得られるような事例に取り組むことも検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、投票を済まされた方への景品等を進呈してはとのご意見もいただいておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、選挙事務における時間外手当の平均額についてお答えいたします。

昨年12月に執行された衆議院議員総選挙の時間外手当の総額は972万円で、1人当たりの平均時間単価は2511円となっております。また、本年7月に執行された参議院議員通常選挙の時間外手当の総額は880万円で、1人当たりの平均時間単価は2487円ということになっております。さらに、9月に執行された県知事選挙の時間外手当は、支出の見込み額で総額700万円を見込んでおりますが、1人当たり平均時間単価は2500円を見込んでおります。選挙当日の1人当たりの時間外平均額は、午前7時からの投票事務と午後8時からの開票事務を合わせますと、3万7500円ぐらいになります。

次に、3番、アルバイトを雇った場合の経費削減の試算についてお答えいたします。

投票事務におけるアルバイトの雇用につきましては、投票業務においては、受け付け業務12時間、それから開票業務においては、選別業務1時間が考えられます。人数的には35名程度が見込まれ、単価としましては、人材派遣とした場合、諸経費を含め1時間当たり1200円程度でありますので、概算で約55万円の経費となり、市職員平均単価からの差額を計算しますと、59万円の差

額ということになります。

ただし、選挙事務におきましては、臨時的に雇用し従事していただくことは、選挙の確実性、迅速性の観点から十分な議論が必要と考えられますので、各市の選挙管理委員会によつての判断もさまざまな状況であろうかと思ひます。

次に、4番、選挙経費削減対策の認識についてお答えいたします。

他の自治体における経費削減対策としましては、読み取り分類機の導入や投票管理システムの導入、開票作業の効率を上げるための開票作業テーブルの分割化、投票区の区割りの見直し等が行われておるようでございます。作業の機械化、効率化による作業時間の短縮によつて、人件費の削減を図っているようでございます。

当市選挙管理委員会としまして、他の自治体同様、読み取り分類機や投票管理システムの導入を行つておきまして、作業時間の短縮を図り、選挙経費の縮減とともに、より早い選挙結果の公表に努めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

2点目1番、まちづくりに関する職員の研究グループについてお答えいたします。

ご質問の職員の研究グループにつきましては、市政に関する職員の自発的な研究活動を通じ、職員の能力開発や研究成果の市政への反映などを目的としまして、活動経費に対する一定の助成を行うなど、幾つかの自治体で制度を設けている状況でございます。

当市におきましては、職員提案制度の中でそうした制度創設の提案があったことや、職員の人材育成基本方針において制度の必要性を掲げていたことから、職員研修の一環として、平成20年度から自主研究グループへの助成制度を導入し、職員に対して、毎年度、総務課から応募を呼びかけているところでございます。しかし、これまで応募がないのが現状となっております。

次に、2番、市民がまちづくりに参加できるような体制をつくる必要性や意識の有無についてお答えします。

近年の厳しい社会情勢の中、限られた財源や人員で、高度化、多様化する住民ニーズ、さらには新たな行政課題など、すべてに迅速かつ適正に対応していくことは、なかなか難しい状況になっていくだろうと思つております。そこで、市民の皆様には、行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手としての思いを持っていただきまして、我々行政とともに取り組んでいただきたいと考えております。

市民と行政の間で正しい協働の関係を築いていくためには、まず、市民の皆さんに行政に関心を持っていただき、市が現在どのような行政運営をしているのかを説明すること、逆に行政が、市民の皆さんが本音の部分でどのように考えているのかを把握することが重要と考え、平成23年度にはまちづくりミーティング、平成24年度、25年度は市政懇談会を実施いたしました。当初は、参加者が少ない、意見が少ない、問題はありましたが、去る8月21日から27日まで5会場で開催した今年度の市政懇談会においては、若干であります、参加者も増加しまして、市民の皆さん

からの意見も活発に出され、大変意義がある市政懇談会になったと感じております。まだまだ改善しなければならない点は多々ありますが、これらを改善しながら今後も継続していきたいと考えております。

なお、当然のことながら、市政懇談会の際に市民の皆さんから出された意見や提言は、でき得る限り市政に反映するよう努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、3番及び4番、まちづくりにおける大学等との連携の実績とこれからの検討分野についてお答えいたします。

近年、産学官連携などとして、企業や大学、研究機関、自治体などが連携して、さまざまな地域問題の解決に向けた取り組みが各地で行われておりますことは、ご指摘のとおりでございます。こうした連携には、経営的なノウハウ、蓄積された研究実績や知的財産など、それぞれの得意分野をネットワーク化し、役割分担することによって、それぞれがメリットを享受しながら、地域や経済の活性化に結びつけられる効果があると考えられます。

市としても、地域振興としての効果ばかりではなく、内部的に専門性の劣る分野への対応や、外部の客観的意見などをいただくことにより、職員自身も新たな発想、能力が身につくのではないかと考えた効果もあるだろうと考えております。

当市における大学との連携の一例を申し上げますと、大分以前のものになりますが、総合計画の基本構想の策定の過程においてアドバイザーをお願いした筑波大学の教授を通じまして、筑波大学の大学院生のグループが、当市をフィールドとしましてまちづくり研究を実施し、その成果をまちづくりフォーラムで発表していただきました。市民の皆様からの意見や提言とともに、計画策定に活用した経過がございます。

また、周辺市町村とも連携した取り組みとして、最近では、茨城県と当市を含む関係市町村で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会においては、ソトモノ目線の活用事業として、清泉女子大学や筑波大学との連携により、地域の魅力の再発見と発掘を通じ、新たなニーズの調査、開拓につなげようとしている事例もございます。

このような大学との連携による事業推進は、包括的あるいは個別での方法、協定を締結するといった方法などがございますが、何よりも市民の皆様とのメリットにつながることをポイントにしようかと思っております。

今後は、例えば、各種計画策定における委員に学識経験者としてお願いする大学の先生などに相談するなどして、まずは、各部門において事業ごとに可能性を探り、推進していければと考えております。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目1番、フラワーロードのこれまでの経過及び予算計上の状況、協力いただいている組織、また運営上の問題点についてと、2番、今後の方針について、一括してお答えいたします。

まず、かすみがうら花のみち事業については、平成8年度から始まった町道0109号線、現在の市道㊦0109号線の改良工事の際に、歩道部に花壇をつくってほしいとの要望が新生集落からありました。当時の町といたしましては、その要望を受けて、道路改良工事と並行して花壇を施工し、平成10年3月から、新生集落の方々と環境美化ボランティアの手により植栽を始め、現在、市緑化推進協議会が中心となり、マリーゴールドの植栽及び管理を実施しているところでございます。

今年度の運営状況をご説明申し上げますと、平成25年度の運営費は予算額で約300万円となっており、この中には千代田地区の運営費も含まれております。霞ヶ浦地区のフラワーロードの主な運営費の内訳としましては、事業費、花の苗代と耕起代で97万6000円、また委託料として、これはアベリア植栽とその中の除草の費用でございますが、25万5000円、また、水道代で15万が主なものとなっております。

協力団体数でございますが、今年度は87団体が協力していただいております、花壇総数273カ所のうち219の箇所を植栽しております。残りの54カ所につきましては、協議会管理によるアベリア植栽が45の花壇、また協力団体不在の花壇、いわゆる空き花壇が9カ所となっております。平成24年度と比較しますと、団体数は1団体ふえておりますが、一部の協力団体から、植栽花壇を減少してほしいという要望があったことから、植栽花壇数は23カ所の減となっております。

運営上の問題といたしましては、高齢化による協力団体の減少、また、減少に伴う空き花壇の管理方法などが上げられます。

今後の方針といたしましては、運営当初と比較すると協力団体が減少していることから、昨年引き続き空き花壇へのアベリアの植栽による管理と、また、市ホームページ及び広報紙等を活用した協力団体の募集を継続しつつ、今後の運営方針について、緑化推進協議会の意見を踏まえながら実施したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、5点目2番、犬のふん害の防止対策についてお答えいたします。

犬の飼い方につきましては、公共の場におけるふんの放置やしつけ等の状況を踏まえ、広報紙及びホームページにより、適正な飼い方等の周知、啓発を行っております。毎年実施しております狂犬病の予防接種時においても、すべての飼い主の方に「犬の飼い主のルールとマナー」のチラシを配布し、散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰り、適切な方法で処分するよう周知しております。ふん害の多い場所につきましては、ふんの後始末を啓発する看板を設置し、防止に努めております。

また、茨城県におきましては、平成22年度から10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定め、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに置きまして、街頭キャンペーンや巡回指導、しつけ教室等を開催し、県下一斉に啓発活動を実施している状況です。

今後におきましても、茨城県や獣医師会等の関係団体と協力し、継続的に犬等の動物の飼い主の方のマナーの向上を図るため啓発活動を続けてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の1です。先ほど総務部長の答弁では、さまざまな選挙投票率の向上に努めているという答弁がありましたけれども、かすみがうら市の昨年の衆議院、ことしの夏の参議院、それから先日行われた知事選の投票率と、その県内での順位を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

申しわけございません、ちょっと資料、手持ちございませんので、後ほど提出をさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

じゃ、それは後でお願いします。

それで、経費節減と、それから若者のアルバイトを募集という、これ一石二鳥の方法だと思うんです。これは質問の趣旨を総務部長のほうにも伝えてあると思うんですけれども、その時点で、他の自治体のそういう募集要項なり、調べたことはありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほどご質問の中で、日立市という事例を出していただきました。その細かい要項までは調べてございません。新聞記事で確認をしたというところがございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これからでいいんですけれども、ホームページとかそういうところにも、いろんな自治体のアルバイト募集要項とか具体的に載っているんですよ。投票事務だけできる方とか、開票事務だけ希望するとか、そういうふういろんな参考になるものが、実施しているところにはあるわけです。ぜひともこれは参考にしていただいて、今後の投票率アップと経費節減ということを努力していただきたいなと思います。

それで、1つだけこのことについて、先ほど部長の答弁では、投票しやすいような雰囲気づくりに努めていると、こういうお話でしたけれども、私はずっと期日前に行っているんです。そのとき思うんですけれども、意外とプレッシャーなんです。選挙当日は何で来れないんですかというような理由を必ず聞かれるんです。これを仕事と言ったり、用事があるからとか、そういう丸をつけるところがあるんですけれども、これは意外とプレッシャーで、聞かれると自分でもどきっとしちゃいます。私はいつもそういうとき言うんですよ。いや、投票当日生きているかどうかわからないんだと、自分の一票を行使するために健康なうちに投票に来ているんだと、こう言うんですけれども、これ、職員の方の聞き方も、一生懸命やっつけらっしゃるとは思うんですけれども、意外と威圧的に聞こえてくるんです。

ほかの自治体では、投票券、用紙ですか、その後ろに理由を書いて、丸つけるだけにしてあるんですよ。そういうところもあると伺っています。それで、当日はその投票券を持っていけば、担当者は後ろを見て、仕事なら仕事のところに、その宣誓書ですか、そこに丸を転記して、お名前だけお願いしますと、こういう形でやっているところがあるみたいなんです。ですから、そういう形に持っていけないものかどうか。

もう一つは、期日前に来る人は、何も投票日に来たくなくて行くわけじゃないわけです。本当に用事があったりするわけですから、もう投票率アップのために、来ていただいている市民なんです。ですから、最敬礼で、よくぞ投票に来てくれましたと、帰りにお土産、ティッシュですけれども持ち帰ってくださいとか、こういうものができないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

期日前投票の関係でご質問をいただきました。

現在、期日前投票のときには、宣誓書につきましては、パソコンの中から様式を出し、住所とか生年月日、必要事項は、その中で、パソコンの中で記載されて出てくるスタイルになっています。当日投票に行けない理由もそのパソコンの中へ取り込みますので、そのときに職員が、投票に来られた方に、当日はどのようなことでしょうかという問いかけがなされております。

ほかの市で、確かに議員おっしゃるように、入場券の後ろに宣誓書そのものがもう書いてありまして、そこへご自分で記載いただいて、それを出してもらおうと、それ自体が宣誓書になると。改めて機械から打ち出すとか、そういうことがなされない市もございます。

ですので、本市としましては、聞かない、そうすると、投票される方に、署名、名前ですね、名前と、あと当日来れない理由を見ていただいてそこで書いてもらう、言葉にしないやり方もあるのかなというふうに思いました。それと、入場券の後ろに印刷をしますと、どうしても入場券自体が少し大き目になりますので、紙を減らすというか、そういうことから考えると、今やっている中では、署名と、理由に丸をつけていただく、その場でつけていただかなくちゃなりません。そうすれば言葉に出さないで済むのかなというふうに思っております。

それから、景品といいますか、そういったものは、選挙のときに、例えばこの間の県知事選のときにも、ポケットティッシュですね、そういったものが県のほうから配布になっております。投票所は、それぞれの期日前投票所には置いてはあるんですが、気がつかないでそのまま帰っていかれる方も多々あるかと思えます。今後につきましては、その辺、十分周知をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

一番いい方法というか、実施可能なことからやっていただきたいと思えます。私は、期日前に行っていますけれども、一回もティッシュをもらったことはないです。昔はうちわもいただけたようなこともあったようなんですけれども、これは、もらった人、もらわない人、不公平にならないように、できれば、ティッシュをどうぞとか、そういうふうに案内ぐらいはしてくださいよ。

それから、先ほどの職員の期日前に投票に来る市民の方を迎えるその姿勢については、副市長にお伺いします。私が言っているのは無理がありますかね。それとも、そのようにしていくという、そういう気持ちはありますか。最敬礼で迎える、そういう気持ちは大事だと、そのことについてご意見をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

小松崎議員の先ほどの姿勢の問題でございますが、これは基本的な問題でございますので、気持ちがこもっているかこもっていないかということは、来ていただいた方が敏感に感じることでございます。改めてご質問をいただくまでもなく、当たり前のこととして対応していきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

よろしくをお願いします。

次に、2番目の職員のまちづくりに対する意識についてという部分ですけれども、まず、公室長の答弁では、職員の自主研究グループなどを立ち上げて募集しているけれども、全然応募がないと、こういうお話でしたけれども、この募集要項、助成ですね、自主研究グループ助成要綱の中身というか、これ、全職員に徹底されているんでしょうか、お聞きします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまご質問をいただきました、市職員自主研究グループ助成事業ということでございます。

対象としまして、4人以上で構成されたグループであるとか、そういったことが決められております。それから、助成額につきましては、1グループについて3万円を上限とするというふうなことでございます。

この事業は平成20年度から実施をしております、前年度に、来年度こういう事業がありますよということで、総務課のほうからイントラネットを使って周知を図っているところでございますが、残念ながら、まだそういった手を挙げてこられたグループはないということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

いずれにしても、職員のまちづくりに対する意識という、その向上を図るということでは、もっともっと急いでまた啓蒙もしていただきたいと思います。

これは、この中で、大学との協定とかいろいろ質問をしましたがけれども、やっぱりこれを調べてみますと、筑波大学と提携をしているのは、今、県内では10市ぐらいあるということですね。やっぱり専門知識のあるそういう機関との連携が大事だと私は思っております。ほかの大学でも

県内各市と連携をとっていきまして、竜ヶ崎市では流通経済大学に総合計画を依頼しているということでもあります。

それで、当市ではいろいろ課題があるわけですね。できればこういう自主研究グループで検討していただきたいというのがあるわけですよ。それは何かといいましたら、統廃合の学校の活用、まだ全然決まっていませんよね。それから、過疎化対策、これも、若者がどんどん流出しております。耕作放棄地の対策と、それから放射能風評被害対策、こういうものを近々にやらないと、本当に取り残されていってしまうんじゃないかと私は考えるわけです。そういうものを、本当に、我々も、優秀な職員の方々が知恵を出し合って、また、職員も忙しいでしょうから、その外部からの知恵を拝借してそういうものを解決していただきたいと、そう思うわけです。

特にちょっと感じるのは、職員の方は二、三年で人事異動もありますけれども、ここ近年、宮嶋市長になってからですかね、1年とか2年でかわっちゃうわけですよ。本当に総合職公務員ということでは何でもできるんだからいいとは思いますが、やっぱりある程度は、その異動した部署で自分の責任を全うできるくらいの期間は置いていただきたいなと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員の異動の早いという点ですが、確かにそういう傾向はあったと思います。特に高齢管理職クラスの職員の退職のスピードが速まりました。そういうことがあって、確かに、それと相まって、両方ありまして、入れかえが多かったということがありますが、こういった自主研究、あるいはまちづくりに対する職員の提言なんかは、積極的に今後受け入れていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ぜひ、地に足のついた作業が、仕事ができるように、市長のほうもご配慮をいただければと思いますので、これは強く要望いたします。

続きまして、3番目のフラワーロードの充実と活用についてでありますけれども、まず、答弁の中で、市の緑化推進協議会というお話がありましたけれども、これはどういう方たちの集まりなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

どういう組織かというご質問でございますけれども、市内各地の自治組織、市内各地の団体及び緑化の推進に賛同する方の組織ということでございます。区長、または、今現在ですと、かすみがうら市地域女性団体連絡会、あとは女性団体代表連絡協議会、また老人会、またライオンズクラブ等のメンバーで、現在18人で構成されております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから、植栽の部分でアベリア植栽とありますけれども、一応、フラワーロードと命名されていて、アベリアというのは木ですよ、草ではなく。これは花の期間というのは長いんでしょうか。また、どういう植物なのか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

アベリアにつきましては、調べた中だと、街路樹とか生け垣として使われるということでございます。別名、ハナツクバネウツギというそうでございます。それで、台湾産と中国産、その雑種が今出回っているということでございます。花の時期といたしましては、冬場を除く5月から10月ということで記載がございます。また、樹高については、50センチから2メートルということでございます。また、関東地方以南の日当たりのよい場所ですと特に発育がよく、また病害虫はほとんどなく、剪定等にもかなり耐えられるということで、また都市公害にも強く、花期が長いということで、公園、庭園、または道路わきの植え込みにも現在使用されているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

フラワーロードという名前ですから、常に市民が楽しめるような、そういう企画運営を望みたいと思います。

いつもマリーゴールドなんですけれども、これは四季折々の花というわけにはいかないでしょうから、1年を2回ぐらいに分けて、夏の花、冬の花というんですか、そういうことにするとか、例えば小学校単位での部分を担当していただいて、花の協議会みたいなことをしていただくとか、いろんな方法があると思うんですが、やっぱりこのフラワーロードを活性化させて、市の売り物にさせていただきたいと思うんです。結構、各小学校なんか見ますと、校庭の校舎の周りに、本当に今きれいに花が咲いているわけですよ。そういうものも、意見を聞いて、この緑化推進協議会とも連携しながら、もう少し違った形でフラワーロードの充実をさせていただきたいと思うんですけれども、その辺だけちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほども現状をご説明いたしましたけれども、全体の花壇数が273のうち、45花壇がアベリアということで、そのほかにも空き花壇が今できているというような状況でございます。どういうことが原因かといいますと、ボランティア数の減少または高齢化によって、20近くを担当していましたボランティアの方が数を減らすというような形で、空き花壇とかアベリアがふえている状

況でございます。また、こういう状況ですので、空き花壇がふえた場合にはアベリアを植栽していくというのがまず1つでございます。

またあと、今、小松崎議員さんからありましたように、ボランティアについては毎年募っているわけでございますけれども、学校とかそういう方に対しても、働きかけとか、または募集を工夫しろというようなご意見だと思いますので、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、4番目の子どもたちの安全を守る取り組みについて再質問させていただきます。

今、学校、保護者、地域ぐるみで子どもさんたちの安全を確保していると、こういう答弁がございましたけれども、私が思うに、結構、通学路で死角のある部分があるわけです。

ことしの7月14日ですか、これは竜ヶ崎でやっぱり痛ましい事故があったわけですが、国道6号線沿いに歩道がありまして、その間に背の高い草があったんです。セイダカアワダチソウかススキかわかりませんが、車が往来しているそのわきでそういう事件が起きたという事例があります。

それと同じように、私、一番気になる場所がありまして、シティーナさん、マンションの前の缶詰工場の踏切、これは歩道橋がありますけれども、意外と歩道につながる道が狭隘で狭くて、意外と死角になっていると、こういうのがあるんですよ。こういう登下校の安全ということでは、そういう死角をなくすということも大事かと思うんですけども、その認識はおありですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

死角となる場所はたくさんあると思っております。竜ヶ崎のところは、本当に6号国道のすぐわきなのに、草が生い茂っていたこっち側だったので見えなかったと。かすみがうら市に置きかえてみれば、先ほどのシティーナのところもそうでしょうし、たくさん考えられます。保護者や地域の方のご協力をいただかなければこれはできないことでありますので、ご協力をいただきながらやっていきたいと思っております。通学路点検についても行いまして、危険箇所等も把握しておりますので、それプラスまた死角というようなところも、今後解消するように努めていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは各部署ごとに連携をとっていただいて、土木部で管理しなくちゃならない部分もあるでしょうし、土木部が多いのかな。例えば下稲吉東小学校の西側のため池がございますね。そのため池のわきに、ヨシ原みたいにすごい背の高い草木があって、これは四、五年前に私がお願いしまして、それからは定期的に草を刈って、あそこはフェンスがもう壊れていたんですよ。そのまま変質者に児童生徒を連れ込まれたら、本当、中でどんなことをされているのかわからない、そ

ういう状況があるわけですよ。きのう、土木部長に確認しましたら、きょう、入札で草刈りの業務を委託すると、こういう予定になっているというふうに聞いています。

そのように、教育委員会だけでは手がつけられない部分であると思うんです。実際にシティーナのところには監視カメラを設置してもらえないかということで、これは都市整備課ですかね、あそこの公園の管理は。そこに相談しましたら、これは何か教育委員会は聞いていませんか。ちょっとこれは追及するところじゃないのでいいですけども、ぜひ、そうやって関係部署で連絡をとりながら、子どもたちの安全ということで最優先に協議していただきたいなと思います。これは要望で終わります。

次に、この学校給食の誤飲と異物混入についてなんですけれども、これは、当市においてはマニュアルはできているんでしょうか、それだけ伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

誤飲については、具体的な記載はございません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

できれば、現場で混乱しないように、ある程度は、これもほかの自治体ではつくってある場合もあろうかと思うので、そういったものを参考にしながら、ぜひつくって各学校に備えていただきたいなと思います。

前にも、6月でしたかね、食物アレルギー、給食の、これで、アナフィラキシー症候群で、ショック性のアレルギー、それを治すのにエピペンが特効薬だということでお話し申し上げましたけれども、このエピペンの打ち方も、そのときは先生方は知らなかったわけですね。これはこの前質問したので、当然できていると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

この間、ご指摘をいただきまして、校長会等を通してエピペンについても指導したところでございますが、幸いにも本市には対象の子どもがおりませんので、具体的に担任がこういうふうに打つんだというその実地訓練まではやっていないと、ただ知識だけは得たというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先生方もいろいろと県内は異動するんでしょうから、できれば、これはかすみがうらで教わってきたことだと、あのまちは本当に子どもたちの安全のためにあらゆる手だてを打っていると、こういうふうになるように、できれば機会があったら実地訓練も含めてマニュアル化していただきたいなと思いますので、これも要望にしておきます。よろしくお願ひします。

続きまして、最後の5番目の環境美化条例についてですが、市長からも前向きな答弁がありました。私もうれしく思ったんですけども、市長がこんなふうに前向きに答弁してくれるなんて珍しいかと、これは失言かもしれませんけれども。

これはいろいろ手続上の問題があるということで市長はおっしゃいましたけれども、確かにいろいろあるんですね。ただ、こういう条例化されている市町村を、他の自治体を把握しているかどうか、それを伺いたいんですけども、これは環境部長がいいかな。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、条例化してあるかどうかと、あと茨城県内でございますけれども、確認した中では、その条例の内容まではちょっと確認していませんけれども、回答がありましたのは、水戸市さんと牛久市さんと鹿嶋市さん、八千代市さん、五霞町、境町でございます。

あと、実施に当たってのいろいろな問題点というのはあるかと思えますけれども、先般のご質問の中で宇治市のことが挙げられましたけれども、宇治市については、その代執行の条項はありますけれども、実施していないということでございました。

三重県の名張市につきましては、実施しているということでございました。宇治市さんの紹介で確認したわけでございますけれども、実際、手続が始まりまして終わるのというのは大体5月から10月ということで、かなり時間は要するみたいでございます。あともう一つは、代執行でございますから、相手がわからないとだめだし、通知とかそういうものが届かないとだめなものですから、まず相手がわかるというのが1つと、代執行が終わってからは、今度は費用の請求ということで、それについても、いろいろな条件の中で、いただけないのをいただくような形にもなるかと思えますので、それについてもかなりの時間を要するというところでございます。名張市については、先ほども言いましたけれども、約5カ月は必要だということでございます。1年間で終わらない場合には、次の年にまた草が生えてくるような状態になってから、また仕切り直しというようなこともありました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ここに、空き地の適正管理条例の考え方ということで、札幌大学教授の福士さんという方が述べているところがあるんですよ。ちょっとだけ参考に読ませていただきます。

初めに、雑草の繁茂やごみの散乱などで空き地の管理が不適正になると、景観上の問題が生じるだけではなく、害虫が発生したり、不法投棄を誘発する原因となるなど、住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じる。国レベルでは、空き地の適正管理に関する法律は制定されていないため、自治体では、1960年代には空き地の適正管理に関する条例を制定してこの問題に対応している。最近でも空き地の適正管理に関する条例が制定されているという序文から始まりまして、条例には2つあるというんです。1つは雑草繁茂対応策です。2番目に総合管理型ということなんです。

雑草繁茂対応型というところには、市長は、管理者が指導助言に従わない場合は、措置命令及び代執行ができることを規定していると。本条例では、公表や罰則の制裁規定は設けられていないと。これをやっているのが、千葉県の市原市とか宮城県の岩沼市などでこういうことをやっている。

総合管理型ということでは、これは、大阪府の泉南市、もう一つは筑西市、県内でね、やっているのが総合管理型で、条例では、市長は、空き地が不良状態であると認めた場合は、当該空き地の管理者に対して必要な措置を勧告し、当該勧告に従わない者に対しては措置命令を行うものとしている。この命令に従わない場合は罰則が科せられる。また、条例上は代執行の規定は置かれていないが、この措置命令は、空き地の管理者に対して雑草の除去等の代替的作為義務を命ずるものであるから、行政代執行法に基づく代執行が可能であると、こういうふうに書いてあるんです。

本当にこれを行っているところがあるんですよ。当市は結構弱腰なんですよ。本当に市街地で雑草が繁茂しているところで迷惑している人はたくさんいるんです。そういう人たちのためにも、地主と連絡がとれない、管理者と連絡がとれないと、こういうことでその執行ができないというのは、ちょっとおかしな話なんです。固定資産税はしっかり取っているのに連絡がとれないと、これもおかしな話なんです。

ですから、ぜひともこれは、空き地の管理は、持ち主の責任においてしっかり管理をさせると、そういうことを念頭に置いて、条例の改正なり上乘せ条例にさせていただきたいと、このように思います。

最後に、犬のふん害ですが、ぜひとも市民のモラルアップにつながる啓蒙をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時27分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成25年第3回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、防災への取り組み状況についてお伺いいたします。

当市の防災への取り組みについては、これまでも一般質問をさせていただきましたが、防災の最上位計画である地域防災計画の見直しを踏まえる必要があるとして、具体的な対応について明

確な答弁がなされないままでした。この地域防災計画については、協議機関である防災会議で昨年から協議が行われ、ことし1月開催の防災会議で協議は終了しています。

しかしながら、1月の最終会議で出された意見はどのように計画に反映されたのか、最終版の地域防災計画は完成したのかさえ、防災会議の委員に対して報告はなく、また、当市のホームページに地域防災計画が掲載されていますが、一切の補足説明もなく、その計画書が見直し後のものなのかさえ知ることができません。

これまでの地域防災計画の見直しを踏まえる必要があるとしてきた市の答弁は、結果として地域防災計画をまとめることのみ注力しているだけで、こうした現状では、市民のための本質の防災計画となり得ていないと言わざるを得ません。

かすみがうら市の防災に対する考えが、いまだ市民へ詳細計画として具体的に開示されていない実態は、当市の防災に対する姿勢を浮き彫りにしています。東日本大震災の経験を教訓として真摯に考えているのか、市民の安全・安心を真剣に考えているのか、防災への財源投入が無駄になっていないかなど、市民の不安を払拭するためにも、行政は積極的に情報公開すべきと考えます。そうしたことから、防災について質問をさせていただきます。

1点目1番は、新地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況についてお伺いいたします。

見直ししました地域防災計画はどのような状況にあるのか、また、新地域防災計画を踏襲し、ブレークダウンした詳細計画の進捗状況はどのようになっているのか、具体的な説明を求めます。

1点目2番は、大震災の教訓を行政と市民にどのように享受させようと考えているのか、具体策についてお伺いいたします。

このことについては、防災への取り組みを、行政みずからが行動すべきことと、自治会や市民がみずから行動すべきことなど、当市の地域特性を踏まえ、実態に即したものとして、どのように具現化して実行するつもりなのかお伺いいたします。

1点目3番は、防災力アップへの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについてお伺いいたします。

自治体の防災への取り組みについては、新聞紙上に日々掲載されていることから、現在でも多くの自治体が継続して取り組んでいることを知ることができます。しかしながら、当市の防災力向上への取り組みについては、なかなか知ることができません。

そこで、当市の防災力レベル、水準ですが、どのような状況にあるのか、市の状況について確認させていただくとともに、参考としている自治体や目標とする防災力レベルなど、明確な達成目標を持っているのかお伺いいたします。

1点目4番は、防災に係る協定は目標を達成する結果となっているのかについてお伺いいたします。

当市の防災に係る協定の現状を一覧表にして開示していただきたいと、皆様のお手元に一覧表が配付されております。そして、その協定先はどのような視点で取捨選択し、現状においてその協定先は、目標を達成し得る十分な協定となっているのか、また、今後の取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。

1点目5番は、多発する局所豪雨等への対応策についてお伺いいたします。

最近、局所豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による被害が多く発生していることが、ニュース等で

取り上げられております。そこで、局所豪雨が当市を襲った場合、すぐに冠水する道路やがけ崩れ等のおそれがある場所、また、孤立する可能性のある集落など、どのような想定をし、どのような体制で対応しようと考えているのかお伺いいたします。

2点目は、防災に係る人材育成についてお伺いいたします。

東日本大震災を忘れない、東日本大震災を教訓としてなど、東日本大震災を契機に防災に対する意識は高まっていますが、一部では、大震災から2年半が経過したことから、教訓という言葉が風化しているのではないかと思える部分もあります。設備や備品など目に見える取り組みは、防災対策の手段としてすぐに結果を出すことができますが、重要なのは、防災に対し十分な知識を持ち、適切に行動できる人材の確保ではないでしょうか。危険を速やかに判断し、突然の災害にも迅速に対応できる人材がいて初めて、本当の意味での防災力が備わっていると言えます。そうしたことから、防災に係る人材育成について質問いたします。

2点目1番は、東日本大震災以降、職員に対する防災意識向上策についてお伺いいたします。

東日本大震災から2年半が経過しました。これまでどのような形で職員の防災意識向上へ取り組んできたのか、具体的な取り組みの内容についてお伺いいたします。

2点目2番は、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応についてお伺いいたします。

7月12日の茨城新聞に、東北被災3県合同で、復興に当たる職員が不足していることから、全国の都道府県に応援職員の派遣を呼びかけることを決めたとの記事が掲載されていました。以前にも一般質問で、被災地へ職員を派遣することが、防災に関する一番の人材育成になると要望させていただきました。東北の被災3県では、いまだに復興に当たる職員が不足している状況にあります。このことについて、被災3県から当市へのアプローチはあったのか、また、要請があった場合、積極的な対応をする考えがあるのかお伺いいたします。

2点目3番は、災害時の地域リーダー（防災士）育成についてお伺いいたします。

災害発生時には、行政の力だけではなく、市民の力も必要となります。自分の力を守るだけでなく、地域住民の安全にも貢献でき、市民の中でリーダー的な役割で対処できる人材の育成は、重要な防災への取り組みだと思います。

そうした防災に係る人材育成の一方策に、防災士制度があります。防災の意識、知識、技能を持っていると認められた人を防災士として認定するものです。他の自治体でも、防災士取得に助成を始めたところもあり、防災士育成は有効な防災の施策であると考えられることから、このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目4番は、文科省防災キャンプ推進事業の導入についてお伺いいたします。

今まで、職員、そして市民に対して、防災に係る大人の人材育成について質問をさせていただきましたが、大人だけでなく、子どもについても防災教育を行うことは、重要な方策です。

文科省では、青少年の健全育成の推進の一つとして、防災キャンプ推進事業を創設しています。生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプの機会を拡充し、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するものですが、自治体の関心は低いようです。災害を身近に感じている自治体ほど事業への関心が高く、最近では、小学校で避難生活を体験する取り組みも行われています。災害時に役立つ防災知識を子どもたちに学んでもらう取り組みを取り入れる考えはないのかお伺いいたします。

3点目は、運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについてお伺いいたします。

このことについては、市民から、運動公園の設備がいつまでも壊れたままで放置されているとの指摘があったことからお伺いするものです。

当市では、ファシリティマネジメントの推進として、公共施設の最適利用の検証が行われていると聞いていますが、根本的に公共施設が適正に管理されているかは、行政が市民の声を真摯に聞き入れ、迅速に対処しているかなど、運営のあり方についても検証することが必要です。そうした観点から質問をさせていただきます。

3点目1番は、設備破損箇所が長期放置されている実態とその対応策についてお伺いいたします。

施設管理者にヒアリングしたところ、破損したり故障している箇所は多くあり、修繕されないままになっているのは事実ですとの話をお聞きしました。なぜ破損箇所が放置されてきたのか、そうなった経緯と内容、また、今後は放置することなく迅速に対処する考えはあるのかお伺いいたします。

3点目2番は、運動公園設備の更新及び充実策についてお伺いします。

運動公園等については、自然環境の中で、子どもから大人まで多くの方が利用しています。すべての設備は、経過とともにメンテナンスが必要となり、グラウンドの土や芝生等は生き物ですから、定期的なメンテナンスが必要となります。

また、運動公園の利用者からは、グラウンドのベンチには屋根がないので設置してほしい、飲み水や手洗いとして利用できる水道が遠いので増設してほしい、ウォーキング中に雷が発生した場合避難できるような防雷小屋が欲しいなど、設備の充実を求める声もあります。

そうしたことから、運動公園設備の更新や利用者の声を反映した充実策を行う計画があるのかお伺いいたします。

3点目3番は、運動公園の活用による市民の健康増進についてお伺いします。

運動公園は、利用者がいて初めて有効な公共施設となります。活発に利用されるためにも、広範囲の方々気軽に利用できる環境づくりを行う必要があります。高齢化が進む現在、健康維持のため、高齢者でも使いやすい運動公園に改良していくことも必要と考えます。そうした観点から、運動公園を活用した健康増進への取り組み等を行う考えがあるのかお伺いいたします。

最後に、4点目ですが、教育振興基本計画についてお伺いいたします。

7月の日本経済新聞に、2006年に成立した改正教育基本法で地方自治体に策定の努力義務が課せられた地方版の教育振興計画を、都道府県と政令市を除く1720の市区町村のうち半数近くが昨年までに策定していなかったことが、文科省の調査でわかったと記載されていました。文部科学省では、教育施策は、すぐに効果が出るわけではなく、計画性や継続性が必要、数年先までのビジョンを住民に示してほしいと必要性を訴えています。

大半が作成していなかったと記事に書かれていたので、当市の実態を調査しましたところ、かすみがうら市では、平成24年度から平成28年度までの教育振興基本計画が策定されており、文科省の方針を踏まえた対応をしていることに安堵したところです。

しかしながら、当市の小中学校の教育環境は、小中学校適正規模化実施計画の推進により、大きくさま変わりしようとしています。そうしたことから、当市の教育振興基本計画策定について

お伺いをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、当市の教育振興基本計画は平成23年度に策定され、計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とされています。この計画期間中には、来年に中学校の統廃合、さらには小学校の統廃合が待ち受けています。そうしたタイミングにあるからこそ、小中学校の統廃合について、小中学校適正規模化実施計画だけで終わらせるのではなく、教育振興基本計画の中に、将来ビジョンも含めて考えを取りまとめ、魅力ある教育振興策として市民へ示すことが必要と考えます。地域環境に合致した特色ある学校づくりをどのように行うのか、現在の教育振興基本計画の見直しを進めるべきと考えますが、この教育振興基本計画に対する考えと、実態に即した見直しの策定について、教育長にお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災への取り組み状況についてお答えいたします。

最初の1番、新地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、大震災の教訓を行政と市民への享受に対する具体案についてお答えいたします。

ご承知のとおり、災害発生時には、まず自分の身をみずから守る、いわゆる自助が重要と言われており、そのためには、災害に備えた準備や災害発生時の行動パターン等を知っていただくことが必要となります。このことから、市では今年度、災害ハンドブックを作成し、全世帯に配布する予定で作業を進めているところです。

このハンドブックは、日ごろの備えから始まり、地震、風水害、火災、原子力災害に至るまで、災害発生時の総合的なマニュアルとして活用していただくことを目的としており、作成に当たっては、各世代のアンケート結果や、各種団体、防災会議等のご意見を反映させてまいりたいと考えております。

また、災害への意識啓発として、防災訓練を引き続き実施してまいります。内容といたしましては、昨年度に千代田地区において実施いたしました市民参加型の避難訓練を中心とした体験型の訓練を、霞ヶ浦地区に重点地域を設定し実施するとともに、昨年度改訂いたしました職員初動マニュアルに基づく災害対策本部設置訓練などをあわせて実施する予定であります。

今後とも、防災訓練を初め、さまざまな機会を通じて防災意識の啓発に努め、自治会や市民の皆様の日ごろの備えにつなげてまいりたいと考えております。

次の3番、防災力アップへの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについて、4番、防災協定の結果について、5番、局所豪雨等への対応策は、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、防災に係る人材育成についてお答えいたします。

最初に、1番、東日本大震災以降の職員に対する防災意識向上策についてですが、東日本大震災発生時には、職員におきましても、これまで経験をしたことのない状況を目の当たりにし、その対応への課題や改正点が数多く見受けられました。

これらを踏まえ、昨年度に実施しました市地域防災計画改訂に当たり、全職員に対するアンケートや各課ヒアリングを実施しながら、それぞれの部門での課題や改正点を抽出し、計画へ反映してまいりました。

昨年度実施いたしました市防災訓練におきましても、東日本大震災での課題を踏まえ、職員を対象とした災害対策本部設置訓練を取り入れ、災害対応への確認を行ったところです。

今後とも、市防災訓練において、職員を対象とした初動マニュアルに基づく訓練を取り入れることにより、初動体制づくりの徹底とあわせて、職員の防災に対する意識づけを行ってまいりたいと考えております。

次に、2番、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応についてお答えいたします。

これにつきましては、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県で復興に当たる職員が不足しているとして、3県が合同で県外自治体に出向き、応援職員の派遣を呼びかけることが7月に決定され、本県には、8月30日に市長会の定例会において、3県からの要請活動が行われたところです。

職員を中長期的に派遣することは、被災地からの要請に基づく人道的見地からの支援という意義があるとともに、派遣された職員が、これまでに経験したことのない災害に対応するという経験知が行政内に保有することができ、今後の大規模災害の備えとして行政に還元されるということも期待できると考えられます。

このようなことから、今後予定されている平成25年度の派遣要望に基づき、庁内公募を行うなどで派遣職員を選考することとし、平成26年度に被災3県に対して職員の派遣を行うよう検討してまいります。

次の3番、災害時の地域リーダー育成については総務部長から、4番、防災キャンプ推進事業の導入については教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについては、教育部長及び市長公室長からの答弁とさせていただきます。

4点目、教育振興計画については、教育長からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

川村議員のご質問の4点目1番、当市の教育振興基本計画策定についてお答えをいたします。

当市における、教育基本法第17条の規定に基づく教育振興基本計画の策定につきましては、国の教育振興基本計画を参酌し、平成21年度から平成23年度を計画期間として策定しておりましたが、平成24年度におきまして、平成24年度から平成28年度を計画期間とする、第2次となります教育振興基本計画を策定いたしました。

内容につきましては、市の総合計画の第3章「豊かな学びと創造のまちづくり」に基づいた教育振興基本計画となっております。

施策の体系としましては、既にご存じと思いますが、「教育の充実」、「生涯学習の充実」、「青少年の健全育成」及び「地域文化の継承と創造」となっておりまして、項目ごとに基本事業の方針と事業計画を定めているものでございます。

学校統合に伴う学校教育の基本的な考え方につきましては、かすみがうら市教育振興基本計画や小中学校適正規模化実施計画並びに学校統合住民説明会の経過等を踏まえまして、個別に計画を策定し、推進することとしておりますので、ご理解を願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

川村議員の1点目1番、地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況についてお答えいたします。

ご質問のとおり、東日本大震災を踏まえ、昨年度、市地域防災計画の改訂を行いました。市では、改訂後の防災計画に基づき、市民参加による避難訓練を中心とした体験型防災訓練の実施や、千代田地区への防災無線屋外子局の年次的設置、防災協定締結の推進、防災ハンドブックの作成等を進めているところでございます。

またあわせて、防災マップの見直しをいたしたく、今定例会にその経費も補正予算として計上をさせていただきました。

いずれも来年3月上旬までに全世帯に配布できればと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今後とも、東日本大震災の課題解消に向け、施設設備や計画策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番、防災力アップの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについてお答えを

いたします。

市では、東日本大震災での教訓を踏まえ、これまで、備蓄品の充実や防災倉庫、防災用井戸、防災無線の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ上水道送水管布設事業等を行い、課題解消と対応力の強化を図ってきたところでございます。

ご質問の地域防災力でございますが、評価する一つの方法としまして、地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針が、総務省消防庁から示されております。この手法は、防災体制を「リスク管理・評価・被害想定」、「被害の軽減・予防策」、「体制の整備」など5項目に分類し、それに分析を行い、総合的に評価を行っていくものであります。一定規模以上の自治体が対象として作成されたものでございますので、本市にはそぐわない部分もございますが、災害対策の現状を把握する上では有効なツールと考えておりますので、効果的に活用しながら災害対策に生かしていければと考えております。

なお、簡易的に評価を実施したところ、本市の指数は総合評価100ポイント中55ポイント程度となっており、その中でも被害想定、それから住民との情報共有が、他の項目よりやや低いところにあるというような結果になっております。

今後、防災計画の内容を精査しながら、レベルアップにつなげていきたいと考えております。

また、災害に備えた備蓄品や設備の整備も大切ですが、市民一人一人が防災意識を持ち、人と物が一体となっこそ、防災レベルは上がっていくものと考えておりますので、市防災訓練や防災ハンドブックなどを活用しながら、市民の防災意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、4番、防災に係る協定についてお答えいたします。

現在、総務課で締結をしております災害に係る協定につきましては、他自治体等との相互援助協定が3、団体、民間事業者との協定が11、合計14の協定を締結しております。

このうち東日本大震災前に締結済みの協定が6、内訳としましては、自治体相互援助が1、国との情報交換が1、建設業協会を初めとする機材、労力等の提供が3、飲料水の提供が1となっております。

東日本大震災を受けて新たに8協定を締結しており、その内容は、灯油、石油等の提供、食料品、日用品等の提供、レンタル機材の提供、災害情報の放送、緊急輸送の協力など、さまざまな分野に及んでおります。

なお、燃料不足の対応としましては、県が本年3月28日に茨城県石油業協同組合との協定の改定を行い、現在、優先供給車両や指定給油所の登録作業を行っているところでございますので、進捗状況を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

ご質問のように、災害協定は、災害発生時の対応力の強化につながってまいりますので、今後とも、効果的な協定の締結をより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、5番、多発する局所豪雨等への対応策についてお答えいたします。

今夏は、記録的な気温の上昇や局所的な豪雨による被害が各地で発生しているとともに、今後、発生してくる台風への対応など、警戒を強めていかなければならないと認識しているところでございます。

ご承知のように、市では、大雨、洪水、暴風などの警報が発令された場合は、防災無線におい

て周知をするとともに、警戒体制（第一）をとり、関係職員が情報収集や対応に当たっております。さらに、特別警報が8月30日から発令開始されたことに伴い、先日、庁内会議を開催し、土砂災害や浸水被害などへの対応を再確認したところでございます。

今後とも、より迅速な情報収集に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら的確な対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目3番、災害時の地域リーダー（防災士）育成についてお答えいたします。

防災士は、防災、減災に関する意識、専門的知識、技能を体系的に習得した、民間資格を有する者で、災害発生時に、各自の家庭はもとより、地域や職場における生命や財産の被害軽減活動などに期待が寄せられております。大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいほど、公的支援の機能が発揮されるまで時間を要することがあり、その間、地域等のリーダー的存在として共助の一端を担っていただくことは、大変貴重な存在として認識しているところです。

現在、防災訓練におきましては、行政区単位の参加をお願いしておりますが、行政区によりましては役員さんが短期的輪番制になっているところもあり、災害発生時に迅速な対応が難しいことが考えられます。

このようなことから、現在、市内に5つの自主防災組織がありますが、地域におけるリーダーや防災士の育成につきましては、今後進める予定であります自主防災組織の設置推進とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

川村議員の質問にお答えいたします。

最初に、2点目4番、文科省防災キャンプ推進事業の導入についてのご質問にお答えいたします。

防災キャンプ推進事業は、青少年の体験活動の推進「体験活動推進プロジェクト」における「防災キャンプ推進事業」との正式名称のとおり、2泊3日程度の防災キャンプを実施することにより、子どもたちに避難所生活を含めた防災に関する体験をさせることを目的としております。当該事業につきましては、まだ県内での取り組みがないのが現状であり、当市においても取り組んではおりません。

現在、各学校の防災教育の取り組みといたしましては、消防計画及び危機管理マニュアルをもとに、年に2回から3回程度、家庭と連携し、災害が起きたときの保護者等への子どもの引き渡しを含めた避難訓練などを行っております。

また、平成24年度からは、3カ年事業として取り組んでおります、地域との連携による学校の防災力強化推進事業により、防災教室等を実施し、児童生徒の防災に対する意識づくりに努めております。

ご質問の防災キャンプ推進事業につきましては、趣旨は理解できますが、学校単独での開催にも課題があるかと思っておりますので、今後、導入事例における成果などを見ながら、必要性も含め

て検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目1番、設備破損箇所が長期放置されている実態とその対応策についてお答えいたします。

当市の体育施設における施設ごとの整備課題等につきましては、担当職員と委託業者及び現場の施設管理人とで行う定期的な管理者会議を設けております。この中で、市の運営方針を伝えることや、現場の声を直接聴取するなどして、連絡を密にしようと努めているところでございます。これまで2回実施し、施設の破損箇所や老朽化に伴う改善依頼、運営面での取り扱い方法を協議してございます。

修繕内容につきましては、3月に開催した会議で18件ほど要望があり、現在、今年度予算の範囲内での対応をしているところでございますが、わかぐり運動公園内の時計につきましては、修繕費用を本定例会に補正予算として提出させていただきましたので、可決いただいた後は速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目2番、運動公園施設の更新及び充実策についてお答えいたします。

運動公園設備の経年劣化に伴う更新につきましては、改修や更新の必要性を判断しながら取り組んでおりますが、抜本的な改善には至っておりません。昨年度は、第1常陸野公園の野球場及び多目的広場の土の入れかえや、わかぐり運動公園のテニスコート2面の人工芝の張りかえなどを実施しておりますが、その他の運動施設を含めて計画的な更新を進めるため、今年度、財政課主体で進めておりますファシリティマネジメントの推進に関する調査研究などの結果を踏まえた改修計画を定め、計画的な更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目3番、運動公園の活用による市民の健康増進についてお答えいたします。

運動公園の活用による市民の健康づくりにつきましては、生涯学習課においても、市民の健康づくりという視点も踏まえたさまざまな事業を展開しているところでございますが、昨年度策定したかすみがうら市健康増進計画においても、具体的な取り組みの一つに運動が掲げられておりますので、社会体育施設の利用を通して、生涯スポーツ社会の実現に努める傍ら、市民の健康づくりについても応援をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

3点目2番、運動公園設備の更新及び充実策について、ファシリティマネジメントの観点からお答えいたします。

当市では、平成22年から5年間の期間で進めております第2次行政改革大綱において、公共施設の有効利用・運営合理化として位置づけをしておりまして、適正で能率的な維持管理を図るとともに、効率的な利活用や統廃合等を含めて総合的に有効な手段を見出し、施設のあり方を見直すということとしております。

具体的には、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画の策定です。管理形態の再検証、土地賃貸借料等の見直し等の取り組みを進めているところでございます。

体育施設につきましては、第1常陸野公園、わかぐり運動公園、多目的運動広場等の施設を有し、野球場、テニスコート、体育館等を配置しているところでございます。施設の利用状況を調査検証し、重複施設の統廃合、施設使用料の改定等も視野に入れながら、今後、市民ニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目1番の地域防災計画に関してですが、地域防災計画が完成した後、見直しや修正が終わった後、どのように公表して、管理しているのか。そして、その変更となった内容について、職員に周知徹底をするための説明等が行われているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

まず、防災計画の周知ということでございますが、結構ボリュームのあるものでございますので、そのまま周知をしているということはまだございません。したがって、先ほども申し上げましたように、防災ハンドブック等を通じ、周知をしようという考えでございます。

それから、市職員に対する防災計画の周知ということでございますが、これに関しましては、初動マニュアルを、当然、防災計画にあわせて見直ししたところでございます。職員向けには、内部のイントラネットによりまして配付をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

地域防災計画そのものは、そうしますと、その担当部、担当者しか内容については見ていないということになりますか。ほかの例えばここにいらっしゃる執行部の皆さんは、全然目にするのがないということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

冊子等による周知ではございませんで、各、庁内、市長を初め対策本部がでございます。そういう本部会議の中では、若干の内容には触れているというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、要は、PDFという電子データだけで見れるようになっているだけで、そうすると、その執行部の本人の意思で見なければ全く見ないし、そういうことになってしまいますよね。要は、今までの地域防災計画は、担当部局には各1部、紙ベースで配付されていたと思うん

です。ところが、今回そういうこともしないということは、それこそその計画をつくるだけで終わっている、そう思えてならないんですよ。

一人の目で見るとよりも、多くの人の目を見て、内容が十分なのか、あるいは、これ計画に書かれているけれどもやっていないじゃないのという、その気づきもできないんですよ。ですから、非常に大事な地域防災計画ですので、この辺は、予算はけちらずに紙媒体で、もし災害が起きたときに、市長を初めとして災害対策本部が設置されるわけですね、その災害対策本部員に対しては、1冊の紙でいつでも見れるように配付すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほど申し忘れてましたが、防災計画につきましては、市のホームページに立ち上がっております、そこから一つは見られるということでございます。

それから、その紙ベースでということでございますが、以前は確かに各課に1冊程度、紙ベースで配付をされていたと思います。印刷をすればできるものでございますので、それは内部的に仕上げればよいことですから、改めてその辺は担当のほうと調整をしてみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ早急に実施していただきたいんですが、あわせて、先ほど初動マニュアルという話がありました。これは、全職員に今まで紙ベースで配られて、いつでも見れる体制になっていたと。これについても、先ほど内部イントラという形の表現をしていましたので、要は、PDFの電子データで、各人がそこにアクセスして見なさいよというものですよね。それでは初動マニュアルとしての価値は下がっているのではないかなと思うんです。何か問題が起きたときに、すべてパソコンが使えるとは限らないですよ。常に、一度見なければ、頭にも入らないわけですよ。そこまでもまた経費を削減して紙ベースの印刷をしないというのは、これはやはり防災に対する取り組みが甘いといしか言いようがないんです。

ですので、その初動マニュアルについても、例えば真っ赤な表紙のファイルにして、いつでもわかると、引出しをあげればすぐ見えると、そういう形で全職員に配付すべきだと思うんです。そしてまた、災害のときに行政と議会が共通認識に立てるように、議員に対しても配付してもいいものだと思うんですよ。

それだけ重要な初動マニュアルだと思っているのですが、そうした紙ベースでの対応、全職員、そして議員への配付、そしてその一般市民への公開、これは今はイントラですから、職員しか見れないですね。我々議員もホームページから見れません。一般市民への公開ということでホームページへの掲載、そういう対応はぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

初動マニュアルは、PDFでパソコンの中に立ち上がってございます。印刷をすると大体30ペ

ージ程度になろうかと思えます。冊子にして印刷をする、改訂前は、今、議員さんがおっしゃったように、真っ赤な、いわゆる通称赤本とかと言っていました、そういう形で職員に配付をしていたところです。今回は、PDFで、各自にメールで送ってございます。そこから印刷をすればできないこともございますが、いずれにしても、再度、マニュアルについて十分認識するように周知を図りたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

先ほど言いましたけれども、やはり地域防災計画、防災への取り組みというのは、やっぱり市民が一番注目している部分でもあります。ですので、今まで、震災前よりも価値が下がるような取り組みはしないでいただきたいというのが、私の率直なお願いですので、紙ベースで配付すべきものはする、公開するものはしっかり公開するということをぜひやっていただきたいと思えます。早急な対応を求めたいと思えます。

続いて、1点目2番の市民と行政との享受ということですが、市長にお伺いしたいんですが、9月1日は防災の日でした。これはもう全国的に、防災の日ということでいろんな取り組みが行われておりました。関東大震災が発生したという日でもありますし、今後台風シーズンを迎えるということで設けられている日なんですが、この防災の日に関連して、当市は何か取り組みはやられたのか、市長にお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前、防災の日を前にして、昨年度は2月に実施しましたね、防災訓練。ことしは、いわゆる平年度でありますから、防災の日には防災訓練を実施したほうがいいんじゃないかということを担当に話しました。ところが、担当の答えとしては、11月17日に予定したということで、ことしはそれでやらせてほしいということでもあります。

いずれにしても、関東大震災という記念日でありますので、来年は9月1日に実施する方向で検討しろよということを示してございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、確かに9月1日の日にあわせて防災訓練等を行うのが世間一般的にはわかりやすいということは理解できるんですが、必ずしもそういう時期にやるのがすべてではなくて、そういう日だからこそ、職員に対して、行政として防災に取り組む姿勢の啓蒙をすとか、そういうささいなことでもいいんですけれども、防災訓練ができなければ、やるべきではないのかなと思うんです。

例えば民間ではその日には、こういう9月1日は防災の日ですということで啓蒙をしたり、あるいは簡単な避難訓練等はやっております。そして、これは大阪の自治体のホームページですけども、9月1日は防災の日です、ふだんから備えをしましょうという、ホームページで市民に

対して啓蒙もしています。

こういう取り組みをこういう防災の日を契機にやることを継続するというのは必要ではないのかなということでお伺いしたんですが、市長からは防災訓練という点での話がありました。私としては、常に、そういう防災の日をきっかけに、そういう啓蒙に努めていただきたいというお願いをしておきたいと思います。

続いて、防災ハンドブックを平成26年3月上旬に発行する予定だということで答弁があったんですが、ちょっとのんびりしているなという気がするんです。もっと早くできる、要は、印刷ですよ。

かすみがうら市のホームページに防災の手引きという項目があって、そこに、地震のときはどうしましょうということが書かれているんですが、内容が非常にお粗末なんです。逃げてください。当たり前ですよ。そんなことしか書かれていないようなものですから、結果的に、そういう配布も、まあいいや、できればできた時点でいいやということになってしまうのかなという気がしますので、この防災ハンドブックの内容については、充実するという目的での、例えばコンサル等を入れて、内容について十分吟味して今つくろうとしているのか、どのような形でつくろうとしているのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

防災ハンドブックの作成につきましては、既に発注をしてございます。発注の業者については、そういったハンドブックをつくった経験のあるところということで、今お願いをしているところです。

それからもう一つは、市民の意見を取り入れるということで、これからアンケート等を行おうという考えもございますので、そういったことがありますので、3月上旬までには発行したいという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ内容の充実したよいものにして、このハンドブックについては、職員も常に持つというもので、活用性のあるものという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

当然、職員も市民でございますので、当然、市民の方々と共有をした内容にしたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

続いて、11月17日に防災訓練が行われるという話がありました。2月に震災後初めての防災訓

練が行われました。ちょっと寒い時期だったのでいろんな問題もありましたが、そのときに出た問題点等は、当然、今回には織り込まれてやられると思うんですが、1つ私が感じたのは、災害対策本部員である執行部の皆さんが、どこにいるのかわからない。簡単に言うと、例えば帽子だとかユニフォームだとかおそろいのものを着用して、あ、あの人たちが統括をしている人だというものがわからなかったんですね、2月の時点では。

ですので、今度行うときには、そういうことがはっきりわかるように体制づくりをしていただいて、市民にPRをしていただきたいと思います。今回のその防災訓練での特徴等ありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

服装につきましてはちょっとまだ承知をしてございませんが、今回の訓練、避難訓練ということでございまして、それとともに職員の参集訓練というのも行います。何時に着いたかということ、それから、市内に散らばって、自分が担当する施設等を見回って、どういう状況かという報告をその本部に上げるとかという、職員についてはそういうふうな訓練がございまして。

それから、今回は、避難所を開設して、居住スペースであるとか更衣室、それから要援護者の介護スペースとか、あとはペットへの対応というようなことも中に盛り込もうかということで、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、多種多様な避難者を想定したもので、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

そしてあと、市民に限らずに、職員に対してもそうですが、防災計画の中に普及啓発の方法というところがありまして、1つは、広報紙、パンフレットによる普及、これは常々やるという話でありますし、今回も防災ハンドブックを配布するという形で対応されていると思うんですが、2番目に、情報発信の場の一元化、集約化による普及。広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が入手可能な仕組みをつくることも重要である。そのため、市庁舎内にて、防災に関する情報の一元化、集約化したコーナー設置に努めるという項目もあります。そして3番目には、講演会等開催による普及、4番目には、個別地区単位での防災勉強会の開催による普及、5番目は、そのほかメディアの活用による普及、こういうことをやりましょうということで計画書に書かれております。

そこで、まず1つですが、その一元化、集約化による普及、これは、庁舎内でそういう動きはありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

情報発信の一元化ということでございますが、先ほどちょっと答弁で申し上げました。特別警報ですか、そういったものが8月30日に出されたということで、本部会議を行いました。そういった中で、土砂崩れであるとか冠水、被害が出そうなところはどこが想定されるかというようなところは、最近、各担当部署のほうにお願いをしているところです。

それから、情報の一元化ということで、防災マップであるとかそういったものは私どもで管理をしていますが、揺れやすさマップであるとか、以前、都市整備課でつくったものがあったりとか、あるいは要援護者の方があります。ですから、そういったものはなるべく一元化をしていこうというのがこの計画だと思いますので、そういうふうにまとめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

例えば市役所の中に来たときに、市民がどこに行けばそういった資料が見られるのかという、その場所の設定も必要だと思うんです。防災安全室を市長は就任されてからつくられているわけですので、やはりそこうまく関連して、市民の皆様が勉強に来て見れるようなやっぱりコーナーは設ける必要があると思うんです。

ですので、私は最後にこの防災計画で確認したいのは、防災計画そのものが、基本的には災害時の避難等の対応が多いんですが、次善の策としてのこういう計画、これが計画で書かれていながら実行されていない。逆に、この計画は実行されたのかされていないのかというチェックをする機能がないんじゃないのかなと思うんです。この計画を実行されているかされていないかチェックするのは、副市長にお伺いしたいんですが、どこの部署、だれがやるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

では、川村議員の質問にお答えいたします。

だれがということではなくて、基本的には災害対策本部の本部員が全部共有しなくてはいけないこと。情報発信の窓口となっている、窓口は総務部でやっておりますけれども、そういったものと情報を共有する対応を常に密にとっていくことが必要だと感じております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、チェックアンドフォローで、より効果的なものにしていただきたいと思います。

続いて、1点目3番、防災力アップへの取り組み状況ということで、断水を教訓に、霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ上水道送水管の布設事業をやっているわけですが、その進捗状況、そして完成時期等を、現時点でわかりましたらご説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

ただいまご質問いただきました、霞ヶ浦地区と千代田地区を結びます上水道送水管布設事業についてお答えいたします。

2年半前の平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災のときには、千代田地区で8日間、霞ヶ浦地区で2日間の断水となり、市民の皆様には大変なご不便をおかけし、申しわけございませんでした。

水道事務所といたしましては、この震災を教訓といたしまして、霞ヶ浦地区と千代田地区の浄水場を結びます送水管及びこれに附帯いたします工事を優先的に取り組もうとしているところでございます。工事の期間につきましては、昨年度、今年度、それと来年度、平成26年度までの3年間でございます。

事業の内容といたしましては、合併特例債事業を活用いたしまして、口径250ミリの耐震型の铸铁管を総延長約2400メートル布設するというものでございます。昨年度につきましては、送水管を1351.7メートル布設いたしました。

送水管を布設するに当たりましては、常磐線の角来踏切を横断する必要がございます。これにつきましては、今年度、JRに角来踏切下の推進工事を委託しております。年度内に工事に着手するよう、現在協議を進めているところでございます。

今年度に、送水管と場内の配管を合わせまして457メートルぐらい布設するとしております。これによりまして、今年度中をめどに、霞ヶ浦地区から千代田地区へ日量1000トンくらいを送れればと考えているところでございます。来年度につきましては、残りの590メートルの送水管を布設する予定でございます。3カ年の計画ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今の説明の中で確認したいんですけども、26年度に残り290メートル、ところが、今年度中に日量1000トンの送水ができると。要は、つながっているわけですよね。それは、布設がえするという意味合いでの来年度の290メートルというとらえ方でよろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

今回の送水管につきましては、霞ヶ浦地区にあります太い配水管から枝分かれをさせるということでございます。送水管は新設になります。ただ、太い管といたしましても、霞ヶ浦地区と一番近い、今、太陽光パネルをつくっているところですが、あそこは比較的太い管がございます。こちらは150ミリの管でございますが、とりあえずこちらに今年度中につなぎまして、先ほど言いました日量1000トンほどを送りたいと思っております。

ただ、250ミリの管に150ミリでございますので、ちょっと不足いたします。来年度につきましては、590メートルほど延長しまして、これは250ミリ同士がつながるということになります。そうしますとかなりの水量を送ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

そうしますと、今年度中の事業で、来年は、もし災害があつて断水するようなことがあつても、日量1000トンの水の確保はできるという状況という認識でよろしいですね。ぜひこの事業が遅滞なく進むようにフォローをお願いしたいと思います。

続いて、防災力レベルについて。

私が求めてきて初めて検証をしていただいたので、大変うれしく思っているわけですが、防災力レベルで、簡易評価ではありますけれども、自己採点した結果、55ポイントだというレベルです。このポイントを見ると、高いか低いかというのは、今後、ほかと比べていかなければ、情報入手しなければ非常に難しいところではあるんですが、ただ、レベルアップが図れる内容はあるレベルですよ、55点ですから。

ですので、ぜひレベルアップを図っていただきたいんですが、今回自己採点した中で、弱みについては、一部、ちょっと最初の答弁で触れていましたけれども、逆にかすみがうら市の強み、あるいは弱みでも、ほかに何かそういった点で気づいた点がありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回、簡易ではございましたが、レーダーチャートに落としてみました。先ほども申しましたが、被害想定ということで、防災という予知ですね、そういったことがちょっと弱いのかなど。想定される被害とか、そういうことがちょっと弱いのかなというふうに感じております。

それともう一つは、どうしても情報の伝達というところで、防災無線とかはありますが、そのほかの手段として、なかなかちょっとその辺が弱いのかなというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

初めての試みですので、これを継続することによって一つの物差しになるわけですから、ぜひ業務の中に継続してやるということをつけ加えていただきたいと思います。

続いて、避難所、避難場所については、避難所が19カ所ですか、避難場所については17カ所で、これは震災前と震災後と変わっていないように思うんですが、その大規模災害を想定した避難に対処できるのかどうか、そういった検証はされているのでしょうか。

例えば、避難所等の収容人数が書かれていますけれども、その地域性を考えた場合、市街地においては不足していないか。全体を見たときに、バランスよくそういう避難所、避難場所が確保されているのか。不足の場合は、民間と協定するなど、そういう取り組みが必要だと思うんですが、そういった検証はされてきたのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご質問でございますが、避難所兼避難場所、それから避難場所につきましては、従来どおりということでやってきております。人数についても、また民間との協議ということも現時点では行ってございません。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、今の答弁では、震災後、特に検討はしていないというふうに聞こえるので、それでは、私はだめではないのかなと思うんです。やはりそういう十分な避難場所が確保できているのかどうか、ぜひ今後検討して見直しをしていただきたい。そして、必要ならば、やっぱり民間と契約する。例えば避難場所については、民間業者ということで関鉄自動車工業さんが1カ所入っています。これは従来から入っているわけですけども、こういう形で取り入れることは十分できると思いますので、お願いしたいと思います。

続いて、1点目4番、防災に係る協定についてですが、資料を配付していただきました。震災後、8つの協定をされたということで、7番から14番ですけども、内訳でいきますと、民間が5件で社団法人が2件、そして、あとは自治体の協議会による65の市町村の構成での協定が1つということですが、この8つの協定は、これは市からの要望で実現したものなのでしょうか。どういう形で実現したのか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ここにあります協定につきましては、相手の方からの申し入れ等によりまして協定を結んできたということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、民間のほうが防災に対しては積極的だということになってしまいますよね。自治体、要は、かすみがうら市から積極的にこういうのが心配だから協定してくださいという動きがなかったというのは非常に残念でならないので、この協定についても、必要な分野、何が不足しているかというものを検討していただきたいと思いますが、参考までに私が、昨年1月からことしの8月までの約20カ月間の新聞記事の中で、自治体が防災に関して協定したという記事をピックアップして調べてみました。

大体118件、協定された記事が載っておりました。最近では、やはり歯科医師会等の協定で、避難所でのケア、そして身元確認のための協力等もありますし、最近多いのは、やはり社会福祉法人で、要援護者を避難所では受け入れできない場合があるんです。そのために、専門的に受け入れてもらえる施設の協定を結んでいると、そういうのも非常に見受けられます。そういう点からすると、かすみがうら市の協定内容は、まだまだ協定をしていかなければ、市民から見ると、

安心できるものにはなっていないのではないのかなという気がするわけです。

あとは、ボランティア団体の支援を受けるとか、そういったものもありますので、後日、このデータはお渡ししますので、より効果的な協定となるように見直しをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員ご指摘のとおりでございます。特に、かすみがうら市には大きい病院等もございません。石岡、土浦になってしまうと思います。そういう意味では、ちょっとその辺が弱いかなというところは心配なところがございますので、ぜひ、そういった資料をいただければ、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、1点目5番ですが、ゲリラ豪雨への対応についてですが、これについては、例えば、地域防災計画にあるその危険箇所、ゲリラ豪雨が発生した場合には、住民の避難ルート、あるいは避難場所、そういったものは事前に確認はされているのでしょうか。そういった動きはまだこれからやるんだということなのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

避難場所等については、先ほど来申し上げているような避難場所でございますので、ゲリラ豪雨に関しては、8月30日からの発令ということでございましたので、まだ会議も1回しか行ってございません。今後、そういうことで対応をしてみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

このゲリラ豪雨に対しては、突然来るものですから、初動体制の立ち上げというのが非常に重要になってくると思うんですけども、先ほど来、話があります初動マニュアル、これには、ゲリラ豪雨等に対する対応について何か記載はあるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほど来、申しております会議の中で、初動体制の警戒体制第1とか第2とかというのがございます。今回、その初動体制マニュアルの警戒体制の中にゲリラ豪雨も入れまして初動体制を整えるということで、この間、会議で統一を図ったところです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、初動マニュアルを見直して、ゲリラ豪雨に対応するものを織り込んだものとして周知徹底を図るといことのようなので、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと土木部のほうへ確認したいんですが、ゲリラ豪雨等が発生した場合に冠水する道路は非常に多くあると思うんですけども、そういった部分についての対応は何かされているのかお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

川村議員さんのご質問でございますが、現在、土浦・千代田工業団地内におきまして、また、ちょうどショッピングモール入り口交差点付近につきましては、道路冠水が問題となっております。その都度、担当職員により確認作業等に従事しており、現状が、L型側溝による、交差点の四隅による排水機能のみ口が少なく、断面が小さいことなどが起因していることでもございまして、対策として、既存L型側溝ますの道路雨水流入口の改修を図ってまいります。また、雨水流入口による定期的なごみ処理等を含めた維持管理を実施してまいります。

また、石岡市との行政界に隣接する市道の冠水箇所もございます。道路形態から現道が冠水となり、歩行者等に大変ご迷惑をおかけしております。道路の中心にふたつき側溝を設ける排水処理を行うよう、道路改修の計画がございます。石岡側の隣接者との協議においては、道路形態を改修することに同意が得られていない状況でございますが、引き続き協議を重ねてまいりますので、ご理解を賜ります。

また、市街地道路の冠水対策といたしましては、側溝内堆積土砂の撤去が必要であると理解しております。現在、市街地の道路側溝におきましては、土砂等が堆積している箇所もございます。実際に道路冠水が生じている箇所も把握してございます。下稲吉東小学校校門前、やまゆり館南側などの側溝清掃を行うよう、業務委託設計を完了しておりますので、予算枠もございますが、次年度を含めまして継続して実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

石岡市との行政界に隣接する市道につきましては、私も、市民から早く改善してほしいという要望がありまして、個別に土木部長のほうへ要請をしておる内容でもございます。ただ、ゲリラ豪雨等の対応については不十分ですので、早急な対応をぜひお願いしたいと思います。

続いて、大きな項目の2番目であります、防災に係る人材育成についてですが、地域防災計画や初動マニュアルがPDFで配付されているということから見ても、やはり防災意識が向上しているとは見てとれないわけです。

より強力に取り組む方策として、人材育成基本方針の中へその防災の取り組みを入れてはどうか。人材育成基本方針を私、見ました。これは、平成19年につくられた非常に古いものなんです。中に、危機管理と職員の能力、知識の具体例としまして、危機管理能力向上というのがあるんです。何が危機管理能力の向上なのかと見ますと、事務執行上の不測の事態に、迅速、正確

に対応できる能力と、これ自己保全だけなんです。市民に向いていないと言わざるを得ないんです。

ぜひ、この人材育成基本方針の中に、職員の危機管理能力をアップする、そういう項目を入れて人材育成をしては、よいのではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

19年3月に、これは、合併をして間もないということで、こういった市の職員のあり方ということで始まったこととございます。おっしゃるように、もう大分古くなっておりまして、本年がこの計画の見直しの時期になっているということもございますので、今、議員ご指摘のようなことで、震災等も経験したわけとございますから、そういった経験したことを生かせるような文言を入れてはどうかというようなことで検討はしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ効果的な教育を取り入れていただきたいと思います。

続いて、2点目2番の被災3県への応援についてですが、市長から前向きに取り組むという答弁がありましたので、非常に喜んでいるわけですが、対応の考え方について、市長からも少し話がありました。具体的な期待、職員を派遣して具体的にどういうことを期待したい、あるいは、さらにここまで、行っている人間に期待したい、そういう思い等、市長、ありましたらお伺ひしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたが、職員が被災地に行ってお手伝いをするということは、大いにその職員本人にとっても対応についての知見を得ることになりますので、そういったところに期待するところが大きいわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が考えるところ、行く場所には各自治体からやはり人が、職員が派遣される可能性があるわけ。そうすると、どうしても職員同士の比較という部分も往々にしてあります。そのときに、かすみがうら市はいい人材を出してくれたと、さすが宮嶋市長だと言われるような人選をぜひしていただきたい。そして、戻ってきて、防災関係に支援をしていただいて、市の発展に寄与していただくということからすると、やはり若手、あるいは中間層、そういった元気な人間を送っていただきたいと、そういう人選をしていただきたいということをお願いしまして、期待を込めてお願ひしたいと思います。

次に、防災士育成についてですが、防災士についていろいろ対応を検討していただけるような話でありましたが、ほかの自治体等で取り組み等をわかっていたらお話しいただきたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

県内のその防災士に対する補助要綱と申しますか、防災士になるために若干費用がかかります。そういうことで、県内を少し調べてみました。一般的に、日本防災士機構というところで受講し、防災士になるためには6万1000円ほど費用がかかります。それともう一つは、茨城防災大学校でしたか、というのがございまして、これで受験をすると1万1000円ぐらいで、もちろん試験に合格してということですが、防災士という資格がもらえるということがございます。

こちらで調べましたのでは、例えば竜ヶ崎市ですと、その日本防災士機構へ6万1000円かかるので、それを全額補助しているとか、あとは取手市では、職員に対して防災士をつくっているとか、そういうことがございました。

それから、いばらき防災大学でございまして、これについては、平成13年から茨城県のほうで開催をされているようでございます。ことしも平成25年は東海村のほうで開催をされるということですが、当市からの申し込みはちょっと間に合わなかったもので、来年以降、こういった補助も含め、予算も関係することから、地域のリーダー、あるいは防災士、それと自主防災組織とを絡めて、何らかの方向で考えていきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、先ほど申し上げました人材育成基本計画の中に盛り込む形で取り上げていただいて、そういう資格を持った人が、例えばまちに出て市民に対して教育をする、講習会を行う、そういうことも一つの方法ですので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、4番目の防災キャンプ推進事業の導入についてですが、現在、当市では取り組まれていない。応募がなかったという状況です。確かに学校単位でやるには非常に制約があると思うんです。ですので、その辺はわかりますが、やはり防災の推進ということで、やはり防災安全室で子どもに対してどういう防災教育をするかということで、防災安全室側のほうから、要は、旗を振って、その子どもたちを取り入れた取り組みをするということがやはり必要なのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ほかの地域で見ますと、自主防災組織であるとか、ボランティアの団体であるとかと、学校を使って、宿泊学習ではございませんが、そういったことをやったり、炊き出し等を一緒にやったりということ、防災教育に努めているというふうなところもございまして、ですので、学校、教

育委員会はもちろんですが、保護者の方々を含めて、そういったご理解が得られれば、取り組んでみてもいいのかなというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

防災に関してはやはり地域の協力が必要だということが総務部長からも常々出ていますので、協力を待っているよりも、やはり行政のほうから入り込んでいって協力を要請して、一緒になって取り組んでいくと、そういうことがぜひ必要ですので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、3 番目の運動公園の運営等についてですが、これまで、その打ち合わせ会議ですか、2 回実施したということですが、そうしますと、この 2 回前は全然そういう調整会議は行われていなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

23 年度までは直営で管理をしていたということがございます。平成 24 年度からは管理委託という形になりましたので、管理人も含めて、共通認識をするために管理者会議を開催しているという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

管理方法が変わったので、こういう調整会議ができるようになったということで、これは早急な対策、対応ができなければ会議の意味がないので、早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、24 年度の事務事業シートには、運動公園の管理等について、次年度における対応方策ということで、施設の維持管理を計画的に行いますと書かれているんです。ところが、計画的に行われていないのが現状ではないのかなと思いますので、問題点を把握したら早急な対応をするという予算確保の動きをぜひお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

施設の管理につきましては、職員が現在も定期的に施設を見回って、現状等の把握に努めてございます。そういう中で把握した課題、あるいは先ほどの管理会議の中での課題、そういったものにつきましては、なるべく整理をした中で、当該年度に対応できるものは当該年度に対応すると、また、次年度に予算を要求するものにつきましては次年度ということで、整理をしながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

ぜひ、対応については、1年以上持ち越すことのないように対応をお願いしたいと思います。

続いて、2番目の公園設備等の更新、充実策ですが、維持管理するのは当然なんです、利用者をふやすことがやはり必要だと思うんです。

例えば、一例を挙げますと、少年団のソフトボール大会が8月に行われたんです。これは、かすみがうら市のチームが周りに声をかけてやり始めたものが非常に大きくなって、県内だけではなくて県外からも来る大きな大会になっています。ところが、かすみがうら市ではわかぐり運動公園で、ソフトボールのホームラン用のネットがないんです。どうしたかという、近隣の自治体で持っているところから、わかぐり運動公園は4面とれますので、4面分のホームラン用のネットを借りてきたと。非常にお粗末な体制が、かすみがうら市なんです。

ですので、こういう問題点も、把握しているのかどうかわかりませんが、やはり利用者からの声を聞いて、設備として不足しているものは充実させていくと、壊れているものを直すのは当然ですけれども、充実策を設けていただいて、対応していくことが必要だと思うんですが、利用者の声をどのように取り入れていくのか、何か具体的な動きをしていましたらお伺いしたいですし、今後取り入れる機会を設ける考えがあるのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

利用者からの声、特に団体からの声につきましては、団体との話し合いの席、あるいは委託関係の実績報告等の中でも意見の交換をする機会がございますので、そういう中で、利用者の声、あるいは団体の声を吸収してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

スポーツ関係を担当する生涯学習課の職員が非常に少なく、動きづらいという部分もありますが、当市にはいろんなスポーツ団体の協会等がございますよね。そういったところと連携を密にして、要望を取り入れていっていただきたいと思います。

このスポーツ振興という部分については、かすみがうら市はちょっと後ろ向きかなという気もしないでもないんです。私、今月、ソフトボールで市の代表として県大会へ、結城市へ行ってきました。我々は仲間内の車の乗り合いで行ったんですが、やはり幾つかの自治体は市のバスで大会へ来ているというのもありました。やはり協力体制が違うのかなと思います。

スポーツ振興という全体の中で、運動公園等の運営も含めて、今後どうあるべきか、改善していくものは改善していくと、そういった取り組みをぜひしていただきたいと思います。

最後に、4番目の教育振興基本計画ですが、学校統合に伴う考え方は、適正規模化や統合住民説明会の経過を踏まえてから、個別に計画を策定し、推進すると、教育長は答弁されているわけですけれども、やはりこれは進め方が逆のような気がするんです。やはり大きな考えがあって、それに基づいてみんなが動いているわけです。個別の考えが、結論が出てからそれを組み合わせる大きな考えをするというのは、非常に手間もかかるし、考えも調整が非常に難しいと思うんです。

そういうことからすれば、教育振興基本計画に、小中学校の統廃合を含めた教育の考え方そのものの考えを織り込んだものに見直していくのが必要だと思うんですが、その点では、教育長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

第2次の教育振興基本計画を策定する段階では、学校適正規模化がどの程度進行するか、ちょっと予想もつきませんでしたので、ちょっと甘い点があったかと思います。しかし、今、めどがつかまりましたので、今度は、議員ご指摘のように、きちっと示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が言いたいのは、適正規模化が進んだから見直していく、それも一つの方法ですけども、じゃ、適正規模化は何を根拠に始めたのか。やはり教育振興計画があって、それに基づいてだと思えます。ただ、今回の適正規模化は、申しわけないですけども、数字合わせのような気がしてならないです。

例えば、今、教育問題では、一人一人の子どもに丁寧な対応をする、そのためには少人数クラスが望ましいという声があります。文科省の調査では、26人から30人ぐらいがいいというのは約6割、それ以下でもいいというのが約9割なんです。これは保護者の回答ですけども。やはり少人数学級化を進めているわけです。

そうしたときに、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、そういったものを含めて、小学校教育はどうあるべきかと。そして、最近ではやはり小中一貫教育というのも取り上げられています。地域はわかりませんが、どこにいても同じ教育を受けられるのが義務教育だと私は考えているわけです。

そうしたときに、横浜市の教育振興計画を見させていただきました。これは、やはり長期計画から中期計画、そして、より具体的な計画が網羅されているんです。同じ教育に対する振興計画でもこんなに違うのかと思うような内容になっているんです。具体的には、横浜市のこの計画では、5つの目標というのを上げております。その中には、横浜型小中一貫教育の推進、この横浜の教育振興計画でやはりよいなと思うのは、何年までにどういうことをやるという目標が具体的に書かれているんです、振興計画の中に。

ところが、当市の振興計画には、項目ばかりで、具体的な数値目標や実施年度というのは一切ないんです。これは計画とは言えないと思えます。そういう点からしても、やはり見直しをして、より市民に、かすみがうら市の教育はこう考えている、その菅澤色を出すというのも一つの方法だと思うんです。

そういうことで、ほかの自治体の教育振興基本計画なども参考にしながら見直していただきたいと願っているわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

川村議員ご指摘のとおりだと考えております。なるべく具体的に、いつまでにどういうことをしたいと、それから将来の目標としては、将来ビジョンとしてこういう学校、こういう子どもを育てると、そういうビジョンを示すこともまた大事だと考えておりますので、今後検討してまいります。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

教育というのは非常に今注目されていますし、保育所の問題等もございしますが、かすみがうら市に住んでいる人は非常に気にしております。ぜひ前向きな対応で早急な見直しをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時59分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続いて会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8 番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

7月21日投票で行われました参議院選挙で日本共産党は、比例代表、目標としていた5議席を確保。選挙区では、東京、大阪、京都の3選挙区で議席を勝ち取ることができました。非改選議席の3議席を合わせて11議席となり、議案提案権を獲得。議院運営委員会に委員を出し、本会議で発言できる院内交渉会派となりました。

ご支援いただきました市民の皆さんに心より御礼を申し上げます。

選挙戦全体では、自民党・公明党の与党が過半数を獲得し、衆参ねじれが解消したと言われますが、国民多数の声と自民党政治とのねじれは一層深刻になっております。消費税増税、原発再稼働、憲法9条改定、TPP問題、米軍基地問題など、直面する国政の重要課題をめぐって、安倍内閣の姿勢と国民との矛盾はいよいよ深まり、激動的な危機が進展していかざるを得ないと思います。

日本共産党は、これからもあらゆる問題で自民党と正面から対決し、暴走にストップをかける、頼りになる政党として大いに力を発揮する決意でございます。

そして、国が、住民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて、住民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事であります。私は、その立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

茨城は、JCO事故を体験し、今回の福島原発事故でも、福島に次ぐ放射能被害を受けています。事故以来2年半を迎えた現在、放射能汚染の問題は、次第に人々の話題から離れつつあるように見えます。しかし、一度降った放射能は、半減期はあっても、消え去ることはありません。放射線被曝は、少量であっても、将来、発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全という閾値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則です。私は、その観点から、放射線への感受性が高い子どもの健康を守るための取り組みを継続していくことの必要性を強調してきたわけであります。

問1、汚染土壌の保管対策を含むこれまでの検討課題と放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成の進捗状況について伺います。

放射能被害を最小限にすることが行政の役目です。それには、継続的な調査、測定、除染などを実施することであります。

1、保育所や小学校でのきめ細かな測定の継続と、結果及び図式化による公表について。

2、汚染土壌の保管容器の確保について。

3、学校給食で配給される牛乳のゲルマニウム半導体検出器での測定について。

4、一般住宅の除染作業に対する除染指導や土のう提供などの具体的支援について。

5、20年後、30年後の放射線障害への対策として、放射性物質に汚染した当市の状況の記録報告書の作成について。

以上5点について答弁を求めます。

問2、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて。国や県、関係機関との連携による調査等の現況と進捗状況についてお伺いをいたします。

福島第一原発事故に伴う放射能汚染で、霞ヶ浦の流入河川の泥の放射性セシウム濃度を独自に調べているNPO法人アサザ基金と市民団体は、5月14日、県が霞ヶ浦の放射能汚染対策を積極的に行ってこなかったことに大きな不安を感じているとして、改めて橋本知事あてに、霞ヶ浦・北浦の放射能対策に対する要望書を提出しました。しかし、6月14日の県からの回答書では、前向きな対策なるものは見られませんでした。ただ、その中で、国に対して、河川等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂するように要望しているとの回答がありました。そこで、同団体は8月5日、環境大臣あてに、除染等ガイドラインの改訂を求める要望書を提出しております。

このように、アサザ基金や住民団体が真剣に霞ヶ浦の放射能汚染対策に動いているにもかかわらず、行政の取り組みについては、目立った動きがありません。同基金は、霞ヶ浦問題協議会の会長でもある中川土浦市長にも、同様の趣旨の要望書を提出しているようであります。

私は、当市も参加する霞ヶ浦問題協議会において、対策を真剣に練るべきだとただしてきました。その後の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、市長の答弁を求めます。

問3、原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定する

モニタリング調査など、市の取り組み状況について伺います。

原発事故の被災者の健康や生活を支える子ども・被災者生活支援法ができて1年以上もたつのに、政府は何ら具体的な対策をとっていません。この不作為は違法だとして、原発被災者19人が、国に支援策の早期具体化を求める裁判を東京地裁に起こしました。原発事故から間もなく2年半、先の見えない避難生活の長期化に心身とも疲弊している被災者のせっぱ詰まった訴えであります。

同法は、原発事故で拡散した放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について、科学的に十分に解明されていないとの認識を示し、被災者の不安解消と安定した生活実現に寄与すること、特に子どもや妊婦などへの配慮が必要であることを掲げました。

ところが、施行後1年2カ月過ぎたのに、法律が国に策定を義務づけた基本方針づくりは、一向に進んでおりません。基本方針で一定の基準以上の放射線量の地域などを具体化しないことには、支援策は動きようがありません。市は国に対して基本方針の早期策定などを求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

また、前議会で、積算線量計を用いた市民個人々の年間被曝線量を推定することについて、モニタリング調査を実施することを要請しました。その検討結果の報告を求めます。

問4、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画について。

東海第二原発から30キロ圏内にある14市町村と茨城県は、地域防災計画の中で、原子力災害対策の策定が義務づけられました。しかし、福島原発事故による放射線汚染の広がりを見れば、30キロ圏外の市町村であっても、原子力災害対策が必要です。当市も地域防災計画の中で放射性物質及び原子力災害対策を策定していますが、避難手段、避難ルート、避難先など、住民の広域避難計画がありません。避難計画を具体化できるのでしょうか。また、避難指示の大もとは国と考えますが、どのような状況で出されるのか、答弁を求めます。

2、総合的な子育て支援策について。

問1、さくら保育所の廃園問題にかかわって、公立保育所と民間保育所の役割について伺います。

去る4月25日、市長は、さくら保育所の保護者説明会で、民間の3業者がそろって建設が実現すれば、さくら保育所は来年3月末に廃止するとの発言があり、保護者からは不安の声が上がっています。

昨年、さくら保育所は民間事業者に全面的に運営させるという公設民営化方針を打ち出しましたが、不調に終わり、現在も市立保育所として運営されております。

厚生労働省の調査によれば、月齢6カ月の子どもの親で保育サービスを利用したい人の74.5%が、公立の認可保育所と答えております。公立保育所は、児童福祉法24条のいう保育実施義務を果たす、最も基本的な施設であります。公立で保育が提供できないときは、民間に保育を実施してもらおう。まず公立で実施することが原則だと考えます。

そういう意味でも、さくら保育所を一気に廃園にするというのは問題です。少なくとも段階的な措置が必要と考えますが、市長の答弁を求めます。

問2、学童保育の現状と今後の実施計画について。

昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法案は、国として学童保育の基準を初めて法令で定め、市町村も条例で学童保育の基準を定めることとなります。

そこで、当市の学童保育の現状について、1、学童保育数と入所児童数、2、入所児童数の規模、3、開設場所、4、運営主体別の保育料平均月額、以上4点の報告を求めます。

今後の実施計画についてですが、子ども・子育て支援法制定と児童福祉法改定で、学童保育はどう変わるのでしょうか。現在国は、2015年4月施行を目指して制度の具体化を検討していますが、当市の実施計画、スケジュールについて答弁を求めます。

問3、子ども・子育て支援新制度の問題点について。

この新制度の問題点は、第1に、市町村責任による保育所保育と、その他施設との直接契約制度が併存する、児童福祉法24条1項と2項の複雑な関係という問題点であります。

第2に、支給認定により保育時間に上限設定、必要な保育が受けられなくなる点。

第3に、保育施設、事業の多元化により、保育基準、保育条件に格差が持ち込まれることです。

第4に、保護者の保育料負担がふえる可能性が否定できないことであります。

第5に、保育と教育——幼児教育ですが——が区分され、保育は時間預かりの託児的な位置づけになっていることです。

第6に、保育所施設整備費補助金が廃止されることです。

第7に、企業参入が促進され、公費が保育のために使われなくなる点。

第8に、公立施設の民営化、統廃合が促進されることです。

以上3点の問題点について、市当局の見解を求めます。

3、プラチナタウン構想について。

問1、市長のプラチナタウン構想についてお伺いをいたします。

市長は、みずからのブログや市政懇談会の席で、プラチナタウン構想なるものを語っております。市長が考える構想について答弁を求めます。

問2、社会保障制度改革国民会議の最終報告、特に介護保険制度の分野についてお伺いをいたします。

昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法は、社会保障の基本原則を自己責任とし、介護保険では、サービスの適正化、効率化、重点化を強く求めました。国民会議の報告書は、要支援と認定された人たち、現在約154万人いるそうですが、これを介護サービスの対象から切り離し、市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などにゆだねていくとしました。介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄ではないでしょうか。この最終報告書に対する市長の見解を求めます。

4、向原土地区画整理組合事業について。

この事業は、当初、組合員数67名で、地籍は10ヘクタールでしたが、縮小変更されて、組合員数17、実質14人、地積は6ヘクタールで施行されました。しかし、地形的には、全くの袋小路の状態になっております。縮小されたこの組合事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もありません。全く公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業と同じであり、ただ方式が組合だというだけであります。

私は平成5年に、今は元組合員ですが、当時の組合員から相談を受けて以来、この問題に深くかかわってきました。私はこの問題に取り組む中で、この事業は、当時の千代田町当局の仕掛けで始まり、組合施行とは言いながら、町が実質的に施行していることを強く感じているものであ

ります。

問1、保留地の一括譲渡による欠損額増加、その責任の所在についてお伺いをいたします。

売れ残った保留地の一括譲渡による欠損額の増額は約2億円とのことですが、その欠損増額の責任はどこにあるのでしょうか、答弁を求めます。

問2、組合事業に対する市当局の異常な介入について。

この事業は、都市計画事業ではありません。都市計画決定を受けない事業で、都市計画道路すら入っておりません。その点から見て、基本的に民間宅地開発と性格は余り変わりません。公的な位置づけを制度として受けていない土地区画整理事業に、どうして市がそれほどかわらないとならないのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問3、損失補てんについて、税金投入の問題を問います。

この事業は、既に6億円以上の公金が投入されております。私はさきの議会で、さらなる税金投入は一部地権者への利益供与になるのではないかとただしましたが、市長は答弁していません。一般市民が一部地権者のために税金で負担する根拠はあるのですか、この場ではっきりと答えてください。

5、水道事業について。

私はこれまで、県の過大な水需要計画（水のマスタープラン）の問題点を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業など無駄な水開発事業をやめるよう、再三要請してきました。

問1、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更についてお伺いをいたします。

県が無駄な水開発事業を推進する根拠としているのが、市町村との実施協定であります。市長は、企業局に対して協定の見直しについて申し入れたと答弁していましたが、具体的数値を上げて申し入れしたのでしょうか。また、その後、進展はあったのでしょうか。市長からの答弁を求めます。

特に、市長が出島村長だった20年前に、神立駅東部地域整備構想があり、その構想を根拠に、協定の増量2500立方（1日最大給水量）を加え、6700立方メートルと変更を行っております。しかし、この協定が結ばれた当時と現在の想定人口は明らかに違っております。この地域整備構想時の人口予測、土浦、出島、千代田、それぞれ何人だったのでしょうか。また、合併時の直前の霞ヶ浦、千代田町それぞれの需要計画人口、合併時の水道需要計画人口はどうなっていますか、答弁を求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金について伺います。

国交省は、8月27日発表の2014年度予算概算要求で、八ッ場ダムの本体工事を5年ぶりに盛り込みました。そして、完成時期を15年度から19年度に延期、総事業費は約4600億円としています。安倍政権は、国土強靱化を掲げ、10年間に200兆円という莫大な公共投資を行おうとして、不要不急の新規事業を推進する構えです。しかし、復活した自民党型ばらまきのツケを払うのは、結局国民であります。

一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、県から水の供給を受けている関係市町村からの水道料金の値下げを拒んでおります。これらの大型事業が完成した場合、県の水道原価は引き上がることは必至であります。1立方当たりの負担額はどれぐらいになると試算しておりますか。また、水道料金の値下げ

について、国、県に対する県内市町村との協同した要請等の取り組みが必要だと思いますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番の汚染土壌の保管対策を含む検討課題と、放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成については、総務部長、教育部長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況と進捗状況については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番の原発事故子ども・被災者支援法について、1点目4番の東海第二原発の過酷事故への地域防災計画については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目のさくら保育所の廃園については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、市長のプラチナタウン構想についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、プラチナタウン構想についてお答えいたします。

日本の高度成長期に起こった首都圏などへの爆発的な人口集積は、今後、この地域の高齢化が進行し、高齢者が増加することが見込まれ、特に都市部においては、介護サービス利用者の急激な増加が予測されており、特別養護老人ホームや高齢者向け住宅などが不足する事態になってくることが見込まれております。

一方、本市では、人口減少などにより地域の活力低下が懸念されており、地域経済の活性、雇用の場の確保、地域の活性化が課題となっております。

プラチナタウン構想につきましては、都市部の高齢者増加と本市の地域活性化の課題を双方が連携することにより、両地域の人々の福利向上につながるものと考え、双方の課題を解決するため、都市部の介護施設等への入居希望者を本市が受け入れるための住宅や介護施設整備の可能性及び体制を構築することを目指しております。

本市では、これらの課題を民間事業者の力をかりることによって地域活性化につなぐことができ、それがひいては都市部の高齢者問題の解決につながっていくものと考え、介護事業者等を会員とする研究会を立ち上げ、調査研究を行っていくこととし、本年7月末にかすみがうら市プラチナタウン研究会が発足したところでありますが、私もこの研究会に顧問として参加して、会員の皆様方と一緒にひざを突き合わせながら課題に取り組んでいるところでございます。

プラチナタウン研究会では、都市部の高齢者を受け入れる方策の検討、受け入れる場合には、本市の介護医療負担が増加しないよう、住所地特例制度の適用や、本市へ来る前の自治体との協定締結を検討することなどについて、また、厚生労働省で、これまで住所地特例制度の対象となっていないサービス付き高齢者向け住宅について、住所地特例制度の適用とすることを検討しているとの新聞報道もあったことから、有料老人ホームなどのほか、サービス付き高齢者向け住宅

等も含めて研究されることになると思います。

今後は、国、県の動向を注視するとともに、研究会での取りまとめ結果などを参考に、都市部の高齢者を受け入れることによる当市の活性化方策等について検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、2番、社会保障制度改革国民会議の最終報告での介護保険制度分野についてお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議の最終報告におきましては、高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの構築が大きな課題として取り上げられており、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべきとされ、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が、地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、段階的に移行させていくべきであるとしております。

また、介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中・重度者に重点化を図り、あわせて、軽度の要介護者を含めた低所得の高齢者の住まいの確保を推進していくことも求められております。

そういった中ではありますが、具体的には、制度見直しの決定後に国から示される内容を見て考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4点目1番の保留地一括譲渡による欠損額増加については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目2番、組合事業に対する市当局の異常な介入について、4点目3番、損失補償について、税金投入の問題を問うについてのご質問にお答えいたします。

本事業は、組合施行事業ではありますが、平成4年に、公共性の高い事業として位置づけられております。その後、組合から技術的援助の申請もあったことから、専門的な知識等を有する事業であり、組合単独での運営は困難であると判断、また、他の市町村においても同様な運営状況であったことから、当時から職員による技術的な援助を行ってきたところであります。

しかし、当時のことを知り得る関係者が、退職などにより少数であることから、介入の頻度の度合いについては、明確な答弁ができないところであります。

損失補償について、税金投入の問題を問うについては、前回定例会でも答弁したところでありますが、本事業は、経済事情等の悪化を初め、他要件により、当初計画から数回にわたり保留地の販売単価を下げたため、最終的に欠損額が増大し、組合で清算することが難しい状況にあります。

現在、このようなことから、解散に不可欠な資金計画が成立しない状況にあり、解散に必要な変更申請も県へ進達できない状況であります。

本事業は、当初より公共性の高い事業として位置づけし、当時の町助成金や国・町補助金を投入してきた経過があり、議会側においても承認をしていただいた経過があります。このように、設立時やその後の市執行部及び議会のかかわりの経過を踏まえると、これ以上の債務を増大させないためにも、理解の得られる範囲において助成を行い、解散させることが望ましい形ではないかと考えております。

今後、組合側からの要望書をよく精査した上で聞き取り等を行い、議会と協議を重ね、統一し

た見解を示していきたいと考えているところであります。

5点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の1点目1番、除染土壌の保管対策を含むこれまでの検討課題と、放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、各小中学校を初めとする公共施設の除染土壌につきましては、これまで、土のう袋に入れ、ブルーシート等により覆い、保管してきたところでございます。しかし、保管を始めてから2年が経過し、土のう袋の腐食も見受けられるようになったことから、より耐久性の高いフレキシブルコンテナバッグに入れかえ、原則として各施設内に埋設等により保管する方法に切りかえるべく、その費用を今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

次に、一般住宅における除染指導と具体的支援につきましては、既にご承知のとおり、市では空間放射線測定器の無料貸し出しを実施しており、その際、市の除染基準や除染マニュアルを配布し、適宜、除染をお願いしているところであります。また、必要に応じ、土のう袋の無料配布も行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、当市の放射線汚染の記録報告書作成の進捗状況につきましては、東日本大震災以降、当市においてこれまで実施してまいりましたさまざまな検査結果の取りまとめを行い、現在、報告書を作成している段階でございます。できる限り早期にお示しできるよう、鋭意努めてまいりたいと思います。

続きまして、1点目3番、原発事故子ども・被災者支援法について、1点目4番、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、東京電力原子力事故により被災した、子どもを初めとする住民の生活を守り支えるための、被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律につきましては、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について、科学的に十分に解明されていないことなどのため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域の居住者等、特に子どもに配慮して生活支援等施策を推進することにより、被災者の不安解消及び安定生活の実現を目的としております。

この法律の中で、国の責務としまして基本方針の策定が明記されておりましたが、去る8月30日、復興庁から基本方針の素案が示され、支援対象地域として福島県内の33市町村名が示されました。また、この支援対象地域より広範囲な準支援地域を定めることとされておりますが、現時点におきましては、準支援地域については明確に示されておりませんので、市といたしましては、現在実施しております放射線測定等を継続しながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画についてお答えをいたします。

昨年実施しました市地域防災計画改訂につきましては、新たに原子力災害対策編を追加いたしました。また、県の地域防災計画、原子力災害対策編の改訂作業が進められていたことから、必要最

小限の表現とさせていただき、県計画の改訂結果に基づき、改訂を予定しているところでございます。

昨年度実施されました県の改訂結果を見ますと、事前対策、緊急事態応急対策とも、主に所在自治体と東海第二原発から5キロ圏内及び30キロ圏内を含む市町村を対象としており、ご質問のように、これらの自治体の責務として、地域防災計画の作成及び修正、避難計画の策定などが明記されております。

また、県においては、今年度、具体的な避難計画策定の動きがありますので、当該計画策定に参加しながら、計画の方向性を注視していくとともに、必要に応じて改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難指示についてでございますが、平成24年10月31日に国の原子力規制委員会において策定されました原子力災害対策指針によりますと、地上1メートルで計測した空間放射線量が毎時20マイクロシーベルトを計測した場合には一時移転を実施すると、毎時500マイクロシーベルトを計測した場合には避難等を実施するとされておりますので、本市においては、国が千代田庁舎に設置したモニタリングポストにおいて、当該数値が継続して計測されるような状況になった場合には、それぞれ指示が出されるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてのご質問に関連し、市内小中学校の取り組み状況についてお答えいたします。

各学校における空中線量につきましては、夏休み中の測定と除染をお願いいたしました。その結果を反映した放射線マップにつきましては、9月5日にかすみがうら市ホームページに掲載いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

また、牛乳単体のゲルマニウム検査につきましては、現在、茨城県が毎月2回、原乳検査を行っている結果から、安全が確認されておりますので、製品での検査は必要がないと判断しておりますので、従来どおり、給食完成品での測定及び公表を継続しながら安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてのご質問に関連し、保育所における取り組み状況についてお答えいたします。

保育所における放射能土壌測定につきましては、原則、毎週水曜日に各施設において測定を実施しております。これらについて公表をしております。

なお、詳細の測定につきましては、測定を実施しておりますが、この結果につきましては、図式化により結果を公表してまいりたいと思っております。

次に、2点目1番、公立保育所と民間保育所の役割について、2点目2番、学童保育の現状と今後の実施計画について、2点目3番、子ども・子育て支援新制度の問題点についてのご質問にお答えいたします。

当市の保育事業につきましては、急速な社会情勢の変化と女性の就労及び就労形態の変化により、保育ニーズが多様化し、保育に対する需要は増大し続けています。また、入所の背景には、子育てへの不安や戸惑いを感じていることから預けたいという実情もございます。

安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりのためには、行政が地域全体の子育ての実情を把握しつつ、地域の保育水準、子育て支援体制の充実など、行政が担うべき役割を明確にし、地域で次世代を育て、何が求められているのかという視点で、公立保育所、民間保育所がともに役割を果たしていくと考えております。

また、待機児童対策や施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を図るとともに、さらなる保育サービスの充実に努めるため、民営化を進めております。

当市の学童保育については、市内全小学校児童数2306名のうち、26.9%が利用しております。各小学校を中心として、公設児童クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、合計20カ所で621名の児童が入会しております。

対象学年につきましては、現在の児童福祉法においては、3学年までを対象とし、施設の余裕があれば6年生まで受け入れできるとされておりますが、当市の公設児童クラブにおきましては、下稲吉小学校、下稲吉東小学校を除き、6年生まで対応している状況にあります。

なお、公設で対応できない2校につきましては、民間児童クラブにおいて6年生まで対応している状況でございます。

平成27年4月には、児童福祉法の改正により、児童の受け入れ範囲が6年生までに拡大されること、平成28年4月に市内小学校の統廃合が予定されていることから、現在行われている児童クラブについて対応を検討しているところでございます。

また、市内の社会福祉法人及び学校法人、NPO法人などに民間児童クラブ誘致をお願いしているところでございます。

次に、子ども・子育て支援新制度の問題についてでございます。

子ども・子育て支援新制度の整備に向けて、今年度に、住民ニーズの把握のためアンケート調査を実施し、事業計画書を作成していくことになっております。新制度により実施される当市の子育て支援策につきましては、住民ニーズをもとに作成されていくこととなります。

ご質問の1点、その他施設との直接契約制度については、心配される点は否定できませんが、認定こども園などについては、現段階でも事業者が保育料を設定できますが、市町村指導により、事業者と協議の上、保育料を決定することとなります。

2点目、保育時間の上限設定については、住民ニーズを踏まえ、協議してまいります。

3点目の保育基準、保育条件の格差につきましては、市町村が指導する立場にあり、行政指導

していくこととなりますので、基準が低下しないよう努めてまいります。

4点目の保育料などの負担増につきましては、新制度においては、負担が増大しないよう、社会保障と税の一体改革で進めているものです。また、市として、子育て家庭の負担増とならないよう、事業計画を策定してまいります。

5点目の保育と教育が区分される問題ですが、現段階におきましても、保育所、幼稚園につきましては、受け入れ趣旨は違いますが、保育時間、保育内容などは格差はなくなっている状況でございます。今後の計画では、保育に欠ける児童、欠けない児童を保育する方向で混合保育が予想されるため、格差はさらになくなる方向に進んでおります。

第6点目の保育所整備費補助金が廃止されることですが、公立保育所の整備費補助金がなくなり、民間保育所整備費補助金から、さらに認定こども園に移行されていくことから、幼稚園、民間保育園などは、認定こども園へ移行し始めております。

7点目の企業参入の促進につきましては、大都市におきましては株式会社などの民間企業参入が多くなっておりますが、当市の考え方は、保護者が安心して子どもを預かっていただける社会福祉法人または学校法人としていることから、市の基準で進めることができます。

8点目の公立施設の民営化につきましては、既に平成16年度より、制度の改正により進めてまいりましたが、今回、第2段階の措置であり、国の制度に基づき、市では進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的な取り組みについて、国や県、関係機関との連携による調査の現況と進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しております。

これまで、平成23年度から合計7回ほどの、環境省と茨城県が、霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリング調査を行っております。全体の調査結果といたしましては、河川、湖内ともに減少または横ばいの状態となっております。

放射性物質濃度は、性状のわずかな違いによっても数値の上下変動にばらつきが見られます。今後も継続的に測定を実施する予定となっております。

いずれにしましても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市といたしましても、早急に何らかの対策をとるという状況には至っておりませんが、引き続き、国、県、他の自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図ってまいりたいと思っております。

また、県につきましては、霞ヶ浦問題協議会等の要望を受け、河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂することを24年11月に国へ要望しております。しかしながら、要望の改訂がなされないことから、ことし25年7月にも同様の要望をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員の4点目1番、保留地の一括譲渡による欠損額増加についてのご質問にお答えをいたします。

保留地の販売については、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因から販売が進まない中、停滞状態が長期に続き、借入金の利子が増大したため、早期に販売を完了し、借入金返済に充当することが必須でありました。

このようなことから組合は、当初の保留地販売額を平成14年度から昨年度末の一括譲渡販売まで4回引き下げております。1回目は平成14年3月に45万円、2回目は平成19年3月に1億1857万4000円、3回目は平成23年2月に5776万8000円、4回目が昨年の一括譲渡により5182万4000円、総額は、2億2861万6000円の値下げ額となりました。その値下げ額が欠損額として計上されているところでございます。これらの計画の変更は、その都度、総会に諮り、承認を得ているところでございます。

また、その責任所在につきましては、経済事情の低迷による要因が主たるものと思いますが、バブル崩壊後の平成4年に新事業を設立したことや、さらには、平成15年の大規模な計画変更時において、当時の組合及び市が社会経済事情の展望を読み切れず、その後、悪化の一途であったことは、少なからず原因の一つではないかと考えております。しかしながら、責任の所在を明確に示すことは難しいところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員の5点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、5点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など無駄な水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦浄水場が水道用水の供給を受けております、県中央広域水道用水供給事業に関しての実施協定についてお答えいたします。

県と給水対象市町村は、日量24万トンの用水供給事業の実施に関する協定を行っておりますが、水需要の見込みが難しいことから、その対応について今後検証していく必要があると考えております。

県企業局においては、現在の施設能力は7万8000トンでありまして、その見合いの暫定協定水量が検討されております。県中央受水団体からは、受水費用の増加が見込まれますことから、このままでは受け入れは難しいとの意見が出されております。

いばらき水のマスタープランを含め、今後も引き続き、県中央広域水道に係る市町村、事

業体で組織する協議会を通しまして、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりたいと考えております。

神立駅東部地域整備構想時の人口予測、土浦、出島、千代田、それぞれ何人だったかについてお答えいたします。

平成2年3月に策定されました神立駅東部地域整備構想策定調査報告書におきまして、平成12年度における人口予測は、土浦市が20万人、出島村2万3000人、千代田村3万5000人であります。

合併時の水道需要計画人口につきましては、霞ヶ浦は2万7000人、千代田町は2万6100人です。

かすみがうら市合併時におけます水道需要計画人口につきましては、平成26年度目標で4万6200人を見込んでおります。

水道需要計画人口につきましては、それぞれの事業認可申請時のものでございます。

八ッ場ダム事業につきましては、県西用水供給事業のうち、水海道給水系の水源配分に関する国の直轄事業であります。来年度にもダム本体工事に着手するとの新聞報道がございます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水供給事業の水道水源に関する国の直轄事業であります。こちらは現在も検証中であり、完成は未定となっております。

いずれの事業に関しましても、工事が完成した場合には、水道管理費や減価償却費等が受水費に反映されてくるものと考えております。

事業が完成した場合の1立方メートル当たりの負担額はどれだけになると試算しているのかについてお答えいたします。

霞ヶ浦導水事業が完成した場合、公表されております。建設に要する費用の概算額1900億円を基本とした場合でございますけれども、県中央用水からの1立方メートル当たりの負担額は4.7円を試算しているところでございます。

国、県に対する県内市町村との協同要請等の取り組みにつきましては、県中央からの受水団体に構成する協議会におきまして、今月の6日でございますけれども、県に対しまして、県中央広域水道用水供給事業の料金の値下げについての要望書を提出いたしております。このときには、市長が加わって直接要望を行っているところでございます。

水道用水供給事業に係る事業につきましては、今後の推移を注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時54分

再 開 午後 4時07分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問の中、2点目1番の、保育所が民営化されるに伴いまして、段階的に公立から民営への……

[佐藤議員「さくら保育所、廃園」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

さくら保育所ですね、廃園を段階的にというのは、徐々に、例えば、今、190人定員を100人定員にすると、そういう段階的にやる考えがあるかというお問い合わせであります、それは考えておりません。これは、当初、以前からの民営化計画の中でも考えられておらない措置であります。

それからもう一つ、5点目2番の県中央広域に対する水量の協定計画の見直しをしているかというお問い合わせであります、6700トンの協定水量に対しまして、今回、霞ヶ浦地区から千代田地区に水を回すことについて、2100トンが足りなくなるので、その2100トンについては明確に増量してほしいということをおっしゃっておりますが、残る4500トンについては、具体的な数字は申し上げておりません。そういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

大変失礼をいたしました。

佐藤議員の1点目3番の原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定するモニタリング調査などの市の取り組み状況について伺うにお答えいたします。

いわゆる原発事故子ども・被災者支援法の基本方針が、先ほども申し上げましたが、8月30日に復興庁から示されたところでございます。これに伴いまして、さらにその外側に準支援地域というものから定められるということございまして、当市がこの準支援地域に入ってくれば、当然、こういう積算線量計も、法律のといえますか、調査の対象になるかと思っておりますので、これで対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

原発の問題についてなんですけれども、安倍首相は、世界最高レベルの安全基準で安全が確認された原発は再稼働すると、そういうふうに再稼働と原発の推進策を述べております。さらに原発の輸出ということまで発信をしておりますが、今回の福島原発事故で、いまだ故郷に帰れない被災者は15万人、停電事故で使用済み核燃料プールが長時間冷却できなくなったり、放射能汚染水が流出して、それがさらに汚染が拡大しかねないという事態になっているわけでありまして。とても収束はしていないというふうに思います。

そういう意味では、福島の原発の事故の現状を見れば、安全な原発などはあり得ないというこ

とは明らかだと思います。安倍首相は、事故が起きる前は、安全と言い張り、事故後は、安全対策をとれば大丈夫だと言い逃れると。これは、何が何でも原発を再稼働させるという、この安全神話そのものではないかと思います。収束宣言を撤回して、東電任せではなく、文字どおり国が主体となった体制に転換すべきだと思います。

即時原発ゼロを決断して、自然再生エネルギーへの転換を図ることこそ現実的な選択だというふうに考えますが、改めて福島第一原発の現状について市長の見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も、佐藤議員の主張に対しましては、基本的に、おおむね基調においては一致するところがあります。原発は、いわゆる例え話としてトイレのないマンションであると言われてますが、全くそういうことだろうという意識のもとに、ことしの3月に脱原発・反核都市宣言というのをやらせていただいた経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的な問題なんですけれども、いずれにしても、汚染土壌の問題のその保管の仕方、これについては予算化したということは評価されると思います。

それと図式化については、確かにホームページに、私、見ました。その中に、図式化されたのはよかったんですけれども、いわゆる地表面の5センチというのが載っていないんですね。前に私が示しましたけれども、つくばでは、地表面と地表の50センチというふうに併用して数値を上げているんです。ぜひそういう形で、数値も、地表面、今、5センチをはかっているでしょうから、それも上げてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現地のほうの測定等の状況を見ながら、図面化、ホームページのアップについては検討したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから保育所なんですけれども、まだ図式化していないと。いつ図式化する予定ですか。また同じように、今、5センチというか、小さい子は余計小さいですから、その点も含めてお答えください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

まず、図式化ですが、図式化のほうは実施しております。先ほど、私、そのように言ったつも

りだったんですが、測定はしておりますので、それは公表することに考えております。

[佐藤議員「図式化されているんですか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（木村正美君）

ええ。おっしゃっているのは、平面図に落としたことですね。ええ、実施しております。

あと、地表5センチにつきましては、現在測定してございません。50センチでやってございます。ですから、教育委員会のほうとも相談して、対応していきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地表5センチというのを実施したということで、私、評価したんです。保育所のほうはやっていないということだったんですか。いや、私はちょっと認識が不足していました。逆に、地表5センチを、これはぜひ保育所のほうはやってもらいたいというふうに思えますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

はい、そのように検討してまいります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、原乳のほうは検査していると、月2回、データが来ているということなんですけれども、これはゲルマニウム半導体で検査しているということの理解でよろしいんですか。ですから、少なくとも5ベクレル以下ということが、今の学校給食、毎日毎日恒常的に食する米とか麦とかパンですね、そういうものについては牛乳も含めて5ベクレル以下ということなんで、それはゲルマニウム半導体で検査しているというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

茨城県の前乳の放射性物質の検査状況につきましては、県内の3カ所の前乳について、毎月2回、ゲルマニウム半導体検出器により検査を行い、県のホームページで公表をしております。

検査につきましては、いずれも基準値キログラム当たり50ベクレルを下回る、検出せずということでございますが、この検出せずということにつきましては、この測定器の検出限界値を下回ったものということでございます。

参考までに申しますと、3カ所のセシウムの合計値の検出限界値としましては、常陸太田市がキログラム当たり1.25ベクレル、笠間市がキログラム当たり0.75ベクレル、常総市がキログラム当たり1.23ベクレルということで、佐藤議員さんのおっしゃる5ベクレルは下回る数値を検出限界値として公表されております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、霞ヶ浦の放射能対策の問題なんですけれども、湖心の中の底泥の放射性セシウム、今、湖床ですか、はかっていると言っていますが、一番新しいデータでどのぐらいの値ですか、セシウム。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

霞ヶ浦の湖心ですと、今までの推移を申し上げますと、7回実施しておりますけれども、1回目が221、2回目が900、3回目が178、4回目が151、5回目が630、6回目が310、7回目が300ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなりばらつきがあるということの意味を言っているんじゃないかなと思うんですけれども、測定のやり方はわかっていますか。どういうふうに測定しているか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

底泥の採取の仕方と思うんですけれども、底泥の採取の仕方については、採泥器というのがありまして、15センチ、15センチの四方のもので、底におろしまして、挟むような形で採取しているということでございます。測定の仕方は、3回以上を採取して、まぜてサンプルとして測定をするということでございました。

また、そのとる深さでございますけれども、このマニュアルにありますのは、表層から10センチというようなことで書いてございます。ただ、取る箇所によりまして、それが一定でないようでございます。もっと浅いものとか深いものとか、まあ深いものはありませんけれども、今、実際、霞ヶ浦周辺の湖底での採泥深という、深さですか、それを示されていますけれども、一番深いのが10センチ、一番浅いのが3センチ程度で採取されているというようなことでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦の魚ですね、いわゆる採取が、とるのが自粛されている種類、どのぐらい数ありますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

キンブナ、アメリカナマズ、ウナギ、ゲンゴロウブナということで、4種類ということでござ

います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのセシウムはどのぐらいの値かわかっていますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ウナギで申しますと、何度か検査はしておりますけれども、2013年6月4日については、セシウム134が19.9、セシウム137が45.7というようなことでございます。随時行っていますので、ばらつきがございますけれども、この前後かと思えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、ウナギは幾つと言っていましたか。合計したら幾つになるんですか、セシウムは。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

64です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

64ということは、なぜこれが自粛になるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

解除の要件といたしまして規定がございます。天候による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則でおおむね1週間に1回、複数の場合でも少なくとも1カ月以上の検査をし、その結果が安定して基準値を下回っていること、また、過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採取された場所でも必ず検査して、安定した形で基準値を下回るということが解除の基準ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り話をしてもしょうがないので、いずれにしても、今、霞ヶ浦の漁業者のほうは、操業はしているのでしょうか。その実際の操業の現実について報告願えますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

シラウオとかワカサギのことでよろしいのでしょうか。

[佐藤議員「ウナギはとれないんでしょう」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

はい。そうすると、シラウオとかワカサギについては、まず豊漁ということをして伺っています。また、問屋の買い入れにつきましては、シラウオも50キロ、ワカサギも50キロということで、それが基準になっているようでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

え、何、50キロしか引き取らないんですか。豊漁だから、どのぐらいとれるんでしょうか。そうすると、どのぐらいのパーセンテージになるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

買ってもらえる数量しか、ちょっと把握していないものですから、全体でどのぐらいとれるかというのは、ちょっと把握していません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

このワカサギとかシラウオのベクレル値はどのぐらいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

手元の資料で値がありますのは、8月6日のものがございます。ワカサギについては、134が一応検出せずということで、セシウム137が13.8ということで、低い値を示しております。また、シラウオにつきましても、8月6日の資料でございますけれども、134が4.53、137が12.5という数値でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、シラウオとか、それからワカサギはかなり不検出だったりしているということなんですけれども、このウナギとか、あと今言ったギンブナ、ゲンゴロウブナですか、これはなぜこの放射性物質、ベクレル値が高いのか、これは原因はわかっているんでしょうか。分析は、どういうふうな形で見解を出しているか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

関係機関で確認したわけではございませんけれども、代表してウナギを申し上げますと、雑食性で、一番底の魚でございますので、そういう中でのミミズとかそういうものを捕食してのことだと思いますので、そういう口に入るものから体に蓄積とか、そういう形が考えられると思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは環境経済部長の見解でしょう。県とか環境省はどういうふうに見解を出していますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それについてはちょっと確認をしていませんので、申しわけありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり、今、アサザ基金の飯島代表が、一部の河川では放射性セシウムの濃度が減っていると、だんだん流れているんだということを言っているんです。環境省と市民団体の調査でそこがあるんです。だからこのアサザ基金なんかは、一緒になって研究しようじゃないかというふうに言っているわけなんですけれども、これは、霞ヶ浦問題協議会の中川市長は、このアサザ基金のメンバーの申し入れなんかはどういうふうに答えているか聞いていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

去年、申し入れがあったのは聞いていますが、今回の総会があったんですね。そのときは、アサザ基金の話は出ませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、霞ヶ浦は、農業とか漁業も含めて140万人が利用するというところで、非常に命の水だというふうに言われています。県西用水もここから取り上げているわけですから。そういう意味では、実態を把握するためには、民間と行政、研究機関、企業が力を合わせて分析する、これが対策を講じるべきだと、もうずっとこう言っているんです。ところが、県も国のほうも何か答えていないんです。

そういう点では、やはりこういう協同してやっていくということが必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会、また、かすみがうら市として、あるいは市から市長会にいて、市長会から県に出していますが、いわゆる基本的には、最終的に国が、森林とか流入河川、そういったところの効果的な除染対策、これを打ち出すべきであるということを要望しております。もちろん、モニタリング調査をやれということはやっているわけでありますが、その効果的な除染方法については、今のところ国からも返事がないし、県でも国に申し入れをしているけれども、県としては回答はもちろんできない立場であろうかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか、除染技術をどうするかということだけじゃなくて、実際に調査を協同してやるということが大事だというふうに言っているんです。それを強調しているんですけども、なかなか一緒にやらないと。

実は、9月1日に石岡で、まちづくりを考える講演会というのがあったんですよ。そのときに宮崎大学のイリエタカオ先生が、高度成長期以来、国による大企業や大型公共事業を誘致する外来型開発によって、地域経済は断片化し、自律的な発展を阻害されてきたと。したがって、これまでの大企業誘致や大型公共事業頼みの外来的開発ではなく、地域の政治経済制度、それに根差す3つの地域の循環型の経済発展が必要だと。それは、地域経済の循環、それから公共、民間の循環、環境、社会の循環、この3つだというふうに言って、内発的な発展を図るべきだというようなことを言ったんです。

市長ね、プラチナタウンの話をちょっとしましたけれども、まさにこのプラチナタウンは、どちらかというと外来型開発、いわゆる誘致型というふうに私は考えられるんです。今、内発的な発展というのは、地域経済の循環型のまちおこしが必要だということですので、この霞ヶ浦は今、漁業者が困っている。今、ベクレル値がかなり低いと、シラウオにしてもワカサギにしてもですね。そういう風評被害が拡大しているのであれば、逆に、この霞ヶ浦の地域経済をどういうふうにするか、発展させていくかという、こういう形で、経済としてどのように位置づけておられますか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに今、佐藤議員がおっしゃったように、内発型の、いわゆる地域循環型ですね、これは大切なことだと思います。私が今その想定しているプラチナタウン構想というのは、まさにそれが該当するのではないかと思います。

どういう意味かと申しますと、いわゆる事業者ですね、主体になるのは事業者、民間です。基本的には市内の事業者がベースになるわけですが、ですから、研究会のメンバーとしては市内も入っておりますが、市内とかすみがうら市だけで閉鎖的に、市外の業者はだめよと言ってはおり

ません。ですから、かすみがうら市で事業をやるのであれば、市外の業者でもいいですよと。ですから、研究会には市内外の業者が入ってきております。そういった業者がみずからその事業を起こしてもらうことによって、かすみがうら市の雇用も出る、それから、かすみがうら市のお米も食べるということです。

だから、かすみがうら市のお米を東京の人に食べちゃだめだということはないと思います。かすみがうら市のお米をかすみがうら市の人だけで食べて、こうやって循環するんだというんじゃないくて、それは閉鎖経済とは違いますから、内発的というのは閉鎖的とは違いますから、私は、まさに内発的なことだと思います。

[佐藤議員「霞ヶ浦というのは、湖の霞ヶ浦」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、プラチナタウンの話……

[佐藤議員「プラチナタウンはいいです。わかりました。それで、今、湖の霞ヶ浦をどういうふうに経済発展し続けていくかということです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦のいわゆる湖の水産資源とかということですね。あるいは水産資源だけじゃなくて、霞ヶ浦というのは、すごい観光資源としてのとらえ方もできると思うんです。霞ヶ浦そのものは、いろんな素材になると思います。水も資源ですし、魚も資源ですし、自然観光の資源にもなり得ると思います。

だからそれをかすみがうら市のみずからのものとして取り入れるということは大事だと思います。単なる魚をかすみがうら市内で循環型に消費するとか、よそへ売るとかと、そういう狭い問題じゃなくて、霞ヶ浦のいろんな多面的なものを資源として使っていくということは非常に大事だと思うので、そういう意味で、内発型、かすみがうら市にある霞ヶ浦を生かしていこうというのは、大いに賛同できる場所です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地域防災の避難計画については、基本的には、県が具体化していかないと、なかなか策定するのが難しいというお答えと理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員ご指摘のとおりでございます。5キロ圏内、30キロ圏内ということで、その避難経路を今、県が策定しようとしていますので、それが決まらないうちは、市のほうでもなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、国の避難指示なんですけれども、空間線量が20マイクロシーベルトになったら避難指示が出てくるだろうと。20マイクロシーベルトになったら大変じゃないですか、逆にね。こんな20マイクロシーベルトになったら、もう飯舘村みたいなものになっちゃうんじゃないかと思うんですけれども、これについてどういうふうに思いますか。

まあこれは、思ってもしょうがないね、国がそういうふうな方向だから。通常の400倍なんだよね。これはとても、市民……、市民というか国民にも納得されないような数値だと思いますが、これを聞いてどう思いましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

国の指針として出されているものですので、このとおりかなというふうに私は思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り議論がかみ合わないので、これ以上やめたいと思いますが、さくら保育所の廃園の問題にかかわってですね、お尋ねしたいんですけれども、いま市長は廃園は決まったみたいな言い方をしましたね。民営化したんだから廃園だと。でも12月に決めるといったでしょう。その判断をするというのは、それはもう廃園だってなぜいま答えたんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

民営化に伴ってですね、いわゆる段階的に廃園になる場合にですね、公立が廃園になる場合に、それをいっきに廃園しないで段階的に廃園するというふうな質問だと思ったものですから、廃園を前提としてお話をしたんであって、最終的な廃園の判断は、あくまでも12月の議会に提案するのが適切かなとこう考えております。その前に判断をするということでもあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

12月に判断するというのは、12月にさくら保育所の設管条例の改廃の提案をするという意味ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この秋に民営化を予定している保育所の進捗状況をみまして、12月の定例会には設管条例の、廃止を提案したいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

6月の議会とちょっと違いますね。質問と。まだ着工もしていないと。姿も見えていないという話だったんですよ。それで、判断するのは12月に判断するというふうに言っていたんですよ。設管条例の話までは、しておりません。やっぱり一番ね、今、段階的というのは、私が言ったんですけれども、今回の市長がですね、さくら保育所を廃園にするんだと、4月25日ですか、説明会をやったでしょう。だからその保護者の皆さんは驚いたわけですよ。そういう意味では、保護者の合意をね、諮ることなく、市長独断で一方向的に発信するというのは、問題なんじゃないのかなと思います、その点はどうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なんか誤解があるようではありますが、昨年の佐藤議員は、民営化すべき事業体ですか、民営化の事業体を選定する委員長をやっていたわけですね。それで、一番ご存知だと思うんですが、ことしの4月に廃園を前提として、事業者選定をやっていたわけでありまして。廃園というか、民間事業者への移管を前提として、事業者選定を、いわゆる民間への完全移行を前提として民間移行をやっていたわけですね。それが、たまたま1年延ばしたわけですよ。いろんなことがあったんで、1年延ばしたわけ。1年延ばしたということは、来年の4月です。来年の4月1日には、民営化した保育園ができるということでありまして。で、今回は、いわゆる手法をかえたわけですね。民営化の手法を変えたわけ。それは民間の事業者で別な保育所ができあがってきて、さくら保育所と同じだけの定員になれば、あるいはそれ以上の定員になれば、これは自動的にさくら保育所は民営化されて公立で置いとく理由はもちろんなくなるわけです。ですから、廃園ということになるんであって、論理的に何ら問題ないわけです。ただ、廃園の最終決定の時期については、ことしの12月の設管条例を提案するかしないか、するという場合にはもう廃園を決断したということでありまして、その決断はまだ最終決断はしていないよと。ただ、ほぼもう4月1日に民営化するということを決めたということは、定員で、いわゆる民営化の定員分プラス公立の定員分、合計すると400名とか500名の収容定員数はいらぬわけですから、これは論理的に当然そういうことになるということです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字的なね、論理的な話だけではだめなんです。現実的なものを見なければ。ですから、さくら保育所は、この場合、公設民営化であれ、さくら保育所には入るんですね、皆さん。公設ですから。で、それが民営化、民間が運営するだけです。そういう意味では、いろんな引継ぎだとか何とかの問題については、現存するところに入るから、あまり抵抗はないと。ただ事業者がきちっとした事業者でなければならないということで、かなり議論がされたわけですよ。今回はですね、私が合意を得ていないというのは、いろんな不安があるというのは、現実なんです。さくら保育所にいままで通所しているわけでしょう。何年かはそこに通園するという、これが前提になっているわけですよ。入所すればね。そうでしょう。だって1歳児だったら、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児にいくわけですから。そういう中で、今回、父母の会から、さくら保育所

の維持継続を求める請願書が提出されたんですね。紹介議員は、私を含めて10名ですけども、父母の会はですね、事業者選考委員会があったように、民営化自体には反対しているわけではないというふうに強調しています。で、新しい民間保育所が地域に定着するまで、さくら保育所を運営してほしいということなんですね。だから、段階的と言っているんですよ。いきなりポンとね、さくら保育所がなくなって、ポッと行けと言われたって、まだ形もみえていないんですよ。これ事業者がどういう事業者なのか。保育士がどうなのか。それは見えていないんですよ。それも協議されていないわけでしょう。だからますます不安になるわけですよ。ですからそこに、彼女たちというか、保護者たちの意見が、かなり出ているわけですよ。人数的にもですね、もう800名を超えている署名になっているわけですね。私が言うのは、そこで問題なのはですね、市長がいろんなとんでもない発言をしているんですよ。これ父母の会が説明用に持参した資料によると、8月26日の市政懇談会、私も出席しましたが、そのとき市長、父母の会のメンバーと終わってから会話をしたようですが、その時にですね、もうこれ以上市長にお願いしても無理だと判断したと。これね、懇談会終了後、これ父母の会で書いてるやつですよ、市長自ら保護者のところに来て、「私の予定の空いている日を教えるから説明会を開こう」と言いましたと。私たちから、「事業者も一緒に説明会を開いて欲しい」と伝えると、明確な返事がないまま、さらにさまざまな問題を伝えると、「あんたらの言うことは聞いてもらえない、納税者のことを考えなければならない、民営化するためには一時的な混乱も仕方がない、子供たちが犠牲になるのも仕方がない」、こんな発言をしてるんですよ。これは、こういうふうに書いてありますから、間違いないと思うんですけども。あんたらってなんですかというふうに書いてあるわけですよ。私はね、それからその後も問題だと。9月6日に説明会をやりましたね。その説明会のときにも、「さくら保育所の廃園は、執行部や議会でも認めてもらっている」と。廃園は事実上決まったというような発言をしているわけですよ。私が話しているのと、市長がただ数字的なロジックだけで進めるというのは、やはり、かなり子育ての皆さんにとっては、大きなギャップがあるんですよ。そういう認識が足りないと思うんですよ。だからもう、9月6日の説明会は、廃園のための説明会だというふうに思っちゃって、市長参加の説明会そのものが、さくら保育所廃園が前提の説明会だったと。だから、だんだん、だんだん、不安が、心配が、大きくなったというふうに言ってるんですよ。このような不安をさせてですね、子育て世代の皆さまに、子育てしやすいかすみがうらだと言えますか、市長。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

えーと、課題がいくつもあるようであります。まず、順をおってお話をさせていただきますが、

4月の多分、25日だったと思うんですが、さくら保育所の説明会をやったわけですね。そのときは、昨年からの引き続きのあれで、民営化の手法を変えたよという説明をしました。それで、民営化の、その当時、ちゃんと多分3カ所の予定の話が出てきたんだと思います。で、その三つの事業者がですね、やりたいよと言っている保育所のトータルの収容人数、いわゆる収容可能人数、児童数ですね、それを集計しますと、250名とか270名の数字になると。まだ、その時点では確定はしていませんでしたが。まだ民営化のほうの計画がはっきりしていなかったんで。多少流動的だったんで、その時点では少なくとも250名は超すだろうと。ということは、さくら保育所は、いまの児童はそっくりそっちにいけるといことでありますから、これが論理的な話で、私は説明をさせていただきました。で、おおむね、その前に議会等やなんかではそういうことを3月にも言っていたと思うんですが、12月の議会でも言いましたよね、その前にもね。ああ、12月にはまだ言っていません。民間の保育所の申し入れがあったんだか、なかったんだか、いまちょっと明確ではありませんが、いずれにしても民間の事業者が自発的にやりたいということなんで、じゃあ、そっちのほうにおまかせをすれば、そっくりさくら保育所がいなくなるということで、そういう方向は議会等にもお話をしていたと思います。で、それを4月25日にお話をさせていただきました。明確にさくら保育所の人たちがその話を聞いたのは、もしかしたらそのときが最初かもしれませんが、私はその前年度にですね、説明会の開催が非常に少なかったということが、あるいは、説明会が遅かったということが、大きな要因になっちゃったと。1年先送りをせざるを得なかった最大の原因は、説明会が少なかったことだというふうに、私は理解しています。ですから、間際になっちゃって、25年4月の開園は諦めたということでもあります。で、そういう反省から事務方には強く言ったんですが、説明会は頻繁に開くようにと。そういうことを強く言ったんですが、つい、9月6日まで説明会を開かなかったんですね。それで9月6日の説明会に至った経過なんですけど、8月の市政懇談会でその話を聞きました。私は、そのときに、なんだと思ったんですね。本当に意外だったんですよ。で、気にはなっていたんですが、担当者まかせにしますし、その中間にわかぐり保育所で似たような説明をやっています。で、そのとき、さくら保育所についても、多分言及したと思います。閉鎖するというのも。将来的には、わかぐり保育所も民営の対象になっていくんだよと。で、設置の仕方は、いわゆる民設民営ですから、公設民営ではありませんよと、多分話をさせていただいたと思います。そういう中間で、わかぐりの説明会もありました。だけど8月の市政懇談会で、説明が足りないといわれたんです。私は、そのとき感じたのですが、担当職員には7月に説明会を開いてほしいとの要請があったみたいです。保育所の保護者会の会長さんから、あったらしいんです。で、その市政懇談会のとき部長に聞いているかと言ったら、部長も聞いていないんです。もちろん私も聞いていないです。で、そういう要請があったということは私も部長も聞いてなかったんです。だけど実際話しがあったということは、そのときわかりましたし、そのあと確かめても、担当レベルにはいっていたと。これを考えたときに、なんでこういうことになるんだと。やっぱり職員目線と、市民目線の違いなんですね。職員目線では、たいした報告することも、説明することも、まだないよ、そういう目線で見ているんですね、職員は。ところが、佐藤議員おっしゃるように保護者の人たちは、自分の子どもを預ける、そういうその、そこが今度なくなっちゃって、別な民営の保育所になるということですから、ちょっとでも変化があったら、先に聞きたいわけです。ですから、4月のときは、

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まあ、いろいろ言っていますけれども、やはりこういうふうにな、あんならのは聞いてられないと、納税者のことを考えなくてはならない、民営化するためには一時的な混乱も仕方ないと、こういう具体的な発言ですから、これは言った言わないになりますから、これ以上はやめます。ただね、やっぱり市政懇談会の席で、市長と話をしたときに、これじゃあ市長にいくら言ったって聞いてくれないということで、もう請願というそういう書面に、行動に、踏み切ったという言い方をしていました。で、その父母の会のメンバーの一人はですね、聞いてくださいよ、子どもたちはお金や物ではないと、子ども達の命の重さをお金ではからんでもらいたい、こういうふうには言っているんですよ。だからロジックでやっちゃだめなんですよ。丁寧にやるというのは、一人一人の子ども達、親も含めてですよ。それをやらないと、ただ数字だけでやって、まだできていないでしょう。着工もしていないじゃないですか。それが、3月末にできますよと言ったって、全然不安じゃないですか。現存してさくら保育所があるんですよ。そこに、いままでちゃんと通園していた子供たち、親、ここがやっぱり信頼おけるという気持ちがあるじゃないですか。だから、新しいところがあったから、はい行けて、そんなことを言っちゃだめなんですよ、市長。それとね、設管条例の問題は、いまだたんですよ。私が言ったからですけど。設管条例を廃止する前にね、こんな廃園の話をしちゃだめじゃないですか。ハイエンすぎちゃうんじゃないですか。しゃれちゃったんですけど。これは、問題ですよ、逆に。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに、いま佐藤さんがおっしゃるようにですね、子供たちの命、これを経済原則だけでやるということはありません、これは。行財政改革というのは、すべてのものに適用されます。いわゆる行財政改革というのは聖域ないというのはそういうことであります。で、民間が命を粗末にするということには、別にならないと思います。立派に霞ヶ浦地区ではやっていますし、公設を廃止すると一方にそっくり年度で4月1日からぱたっと入れかえをしている、そういう前例をやっているわけです。ただですね、そういう心配するお子さん方の、子ども達の保護者ですね、心配する子ども達の保護者の方に説明責任を果たせなかったというのは、まさに、私としても痛恨の極みであります。ですから、さっき言いませんでしたけど、この10日間のうちのいつでもいいよと、その後は、毎月開いていいよと、定期協議……

[佐藤議員「壊れたレコードみたいに何回も……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

さっきと違います、さっきと違います。定期協議をしましょうという提案もしました。というのは、前でこりているからです。4月からずっとそういう申し入れが開けなかったという事情があるんで、これはだめだと。もうじゃあ、毎月、月初めの水曜日、9月も10月も11月も12月も来年の開くまで、あるいは開いてからも問題があれば、開いた後も毎月定期協議をしましょうよまと言いました。私はいまそういうつもりで、説明責任を果たしていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間があまりないものですから、この問題は大事なんで、ちょっと時間を取りますけれども、この設管条例をね、廃止をするということをやらなければ現存するわけですよ。さくら保育所は、そうでしょう。でこのときですね、9月6日のときに、議会が反対してもですかという質問に市長は何と言ったと思いますか。万が一議会で否決されても、募集もしない、運営もしない、地代は払うと発言した。本当ですか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それも、かなり創作が入っています。まず募集は公立、私立で両方募集します。というのは、公立もいくつかありますから、公立、私立で併願で全部募集を受けます。で、設管条例は、これは議会の議決事項でありますから、提案は私が提案をして、議会が通らないということもありますが、実質的にですよ、公立も民設もあわせて250名も入れないという事態がでたときはという前提を想定してますんで、それは数字的なことをとらえないとそういうことは考えられないんですよ。それを素直に申し上げただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

募集もしないとか、そういうことまで言っているんですよ、議会。だって、これは議会で議決しなければだめでしょう。廃止条例が可決していないのに、募集は中止できるか。これ、できないんですよ。わかっているでしょう。地方自治法第2編、普通公共団体第244条、公の施設の設置、管理及び廃止、第244の2というところに、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないというふうになっているわけでしょう。ですから、これをやらないでにおいて、廃園だ廃園だというふうに言っちゃだめなんですよ。

だから、ただ数字的なロジックだ、そして、痛みは伴うんだ、改革にはと。そういうやり方は、今の実際にさくら保育所に預けている、保育してもらっている子どもたち、それから保護者、それから今働いている保育士さん、いろんな方が、これがかかわっているんですよ。そこを認識しなきゃいけないと言っているんですよ。民営化に反対しているわけじゃないと、ここなんです。ここが理解できていないんじゃないかなと思うんですよ。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん設管条例が基本でありますから、設管の廃止条例が通らないと正式には廃止になりません。しかし、廃止の見通しですよという、いわゆる、まだ形にはなっていませんけれども、それに全く触れないで、12月に設管条例を出して、12月に設管条例が通って、それから廃園ですと言うよりは、やはり見通しを素直に申し上げたほうが私はいいと思うので、そういう方向ですと。

でも、ちゃんと注釈はつけています。これは、議会が反対すればできないことですよ。廃止することはできないです。ですから、さくら保育所は残りますし、地代も払わなくちゃなりません。そういうことですよね。それは当たり前の話で、それは当たり前のことを当たり前に言っただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議会が反対しても、募集もしないし、運営もしないし、地代は払うと言ったんですよ。そういうふうには私は聞いていますよ。だからそれはもういいです。そこら辺がありますから、設管条例の改廃が決まらない限りは現存するんですよ。当たり前でしょう。そして、募集もしないなんていうのは、これはおかしいということは当たり前でしょう。

そしてまた、わかっているでしょう、244条の4というのは、ここに、いや、だから、実際には設管条例で改廃を決めない限りはまずいんですよ。12月じゃ、11月に募集をするという状況になっているときに、12月に判断というのはまたおかしいんですよ。逆に、条例が可決していないのに募集を中止するかそういうことになったら、これは不服申し立てができるわけですよ。審査請求もできる。それを確認してください、じゃ。そういうことは言っていないと。あくまでも設管条例の改廃で決まるんだと。それはきちっと守るというふうに言ってください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは当たり前のことで、募集は、11月に募集します。最終的に、いわゆる入所の認可というか、入所してよろしいという、入所することを認めるということはその後に出るわけですが、募集は、公立保育所はいっぱいありますし、さくらもその時点では対象には理論的には入っているわけですから、設管条例が廃止されなきゃ。ただ、見通しについて言うことのほうが、やっぱり私は説明責任としては親切ではないかというふうに考えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

親切があだになったかどうかわかりませんが、余りにも先行し過ぎるということだと思います。いずれにしても、今言ったように、募集もしないとかそういうことは言っていないと、設管条例がきちっと決まらない限りは、通常どおり進めていくということで確認してよろしいですか、じゃ。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

募集は、もちろんその時点で現存する保育所を全部対象にしています。最終的には、設管条例を廃止した後に決まることであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、プラチナタウンなんですけれども、市長は、プラチナタウンのプラチナは、ゴールドよりも高いと、貴重だというようなことをおっしゃっていましたが、シルバーじゃなくてプラチナと名づけたのは、金より上質で品格を感じさせます。輝きを失わない明るいイメージがあるからというふうに、この三菱総研と厚労省が一体となって推進している構想で、プラチナ社会構想というのがあるんですね。いずれにしても、こういう中身は、やっぱり従来のシルバー産業、建設業の誘致事業のように私はとらえてはいるんですよ。

市長は、市内外から研究会を集めてやっているよと。今、おおつ野に共同病院ができると、その隣接するかすみがうらの地に、工業団地並みのシルバー団地、そういうものをつくって、そこをタウンにしようというようなイメージだったような気がしますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

プラチナタウンのイメージであります。まさにかすみがうら市そのものが、このプラチナタウンのイメージに合っているのではないかと私は思うわけでありまして。この東京からの距離、それから自然条件、さらに、それに拍車をかけたのが、土浦協同病院のおおつ野ヒルズへの移転と、こういったことが相まって、いわゆるかすみがうら市のプラチナ性はさらに一段と向上したと。そういう中で、かすみがうら全域、もちろん対象ではあります。

いずれにしても、こういう需要が東京にあるということでありまして、しかも、介護福祉産業というのは、今、新産業と言われております。自然エネルギー産業と同じように、新産業であると。これは、今後成長していく新産業であると。こういったものを市の振興策として積極的に活用していくというのは、私の目指すところでありまして、理解を深めていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

確かに、大都市で介護施設がなかなか厳しいという環境にあることは、周知の事実だと思うんですよ。ただ、やっぱり県内各地で老人施設の誘致なんかが進められていると思いますけれども、実際に入所できるのは、都市から来る人たちは、所得の高い人たちが中心になるというのが現実なんじゃないかなと思うんです。

私は、シルバー産業として民間事業者が行うのは自由だけれども、市の仕事だとは、私は思わないんです。もしやるとするならば、やはり今のそのだれもが安心して暮らせる老後の体制、このかすみがうら市の、これをやる必要があると。介護保険料だとか利用料の軽減だとか、介護職員の処遇の改善とか、安価に入所できる特養施設の建設などというのが必要だというふうに私は思うんです。

市長ご存じだと思いますが、茨城新聞に8月28日に載っていますけれども、地方受け入れに慎重にという、この記事ご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も見せていただきました。ただ、その見出しは「慎重に」ということでありますが、それはまさに、厚労省がいわゆる新しいほうに、新政策に踏み出した第一歩だと私は思っています。というのは、従来、厚労省というのは地域密着型。もちろん、佐藤議員がさっきおっしゃるように、私も、かすみがうら市のお年寄りの介護政策については、これは抜かりなくやるのは大前提で当たり前のお話でありますから、それはやった上でプラチナタウンということでもあります。

そのプラチナタウンの、今、厚労省の話なんです、地域密着的な発想というのは、今の介護保険制度の仕組みです。一昨年10月に国交省が手を出してきたのが、いわゆるサービス付き高齢者住宅というやつなんです、これが、住所地特例がきかなかったわけですね、最初。それで、地方がびっくりしちゃって、そんなものができたら大変だということで、反対したわけです。これは国交省と厚労省ですぐ話し合いをしまして、いわゆる利用権設定型の契約をすれば、住所地特例制度を適用させるということになったんです。

ところが、今、その新聞記事になったものは、利用権設定じゃなくて、いわゆるサービス付き高齢者住宅そのものの入居契約も住所地特例の対象にするよという、今までのいわゆる地域密着の考え方から一歩踏み出したものなんです、完全に。ですから、地域密着とはもう相反する、どこへ行っても大丈夫ですよという、どこへ行っても介護保険制度は、いわゆるそのお年寄りが出身した、出身というか、要するに、東京から来たら東京で出せよということをしなないと、もう都市部の高齢者は行き場がなくなるということ厚労省が認識して、その第一歩をサ高住からさらに特養にまで検討するよということだと言出したものだと思います。

だからその見出しが、慎重に前向きに進もうという意味なんです、それは。慎重にというのは、慎重につて、引くというんじゃなくて、慎重に前向きに進みましょうよという記事なんです。ですから私は、その記事に注目して、これはもう厚労省の考えが第一歩変わったぞと、こうみんなに吹聴したんです。従来はこの考えは、公式見解は厚労省では出てこなかったです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もうプラチナタウンのほうじゃなくて、今度は向原の土地区画整理のほうに移りたいと思います。

当初から、組合員であったその地権者の仮換地販売、これを自粛させて、保留地販売を優先していれば、こういう事態にはならなかったのではないかというふうに思うんです。ちょっと向原の区画整理事業云々かんぬんについては、もう省略します。時間がありませんから。

（パネル使用）

実は、これは保留地の販売状況なんです。平成16年度から25年度に12区画、かなりの安い、これは、左側は坪単価です。右側は平米ですから、かなりの坪単価で下がっているという状況ですよ、これ。これを見ればわかると思うんです。

例えば仮換地と、それから保留地。仮換地を売らなければどうだったのかなというふうに私は

思ったんです。そうしましたら、実を言いますと、この図なんです。これは、下は保留地の面積なんです。この紫っぽいのは、仮換地を売った、移動させたものなんです。この折れ線は、この累積です。累積した数字。ですから、この累積した数字を見ると明らかなんですけども、保留地の全面積は何平米ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

保留地の総面積につきましては、1万3562.57平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、仮換地と保留地の面積、累積して実際に1万3500を超えたのは、平成21年度なんです。仮換地を売らせないで、きちっと保留地を優先させる、こういうやり方をとれば、早目にこの事業は終わっていたんですよ。保留地がこの工事の原資だというのは、組合員はわかっていますよね。もちろんですね。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、それはわかっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この中で、かなりの面積で売っているこのところがありますね。これは調べるところによると、今、理事長をやっている人なんじゃないかなというふうに思うんです。つまり、保留地を売ること自体は、優先しなきゃいけない。仮換地を売ってはだめなんです。こういうことなんですけれども、つまり、二束三文だった宅地が、これが区画整理事業で売れるようになったわけです。

ちょっと私、質問しますけれども、仮換地販売と物納について、平成18年の第2回定例会で質問していますが、これに対して当局はどういうふうに答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

答弁でございますが、仮換地の販売と物納についての組合としての見解と当局の見解につきましては、保留地と仮換地の販売上の問題点についてのことですが、物納については、相続の発生によるものであると理解しております。この物納については、個人の資産によるものと思っておりますが、相当な税負担が生じることに於いて、やむを得ず物納を行ったと聞いておりますと答弁しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やむを得ず、やむを得ずやっちゃったですね、そういうふうに。ところが、当時、この仮換地は、販売をしている。坪当たり11万5000円で販売していたんですよ、公告で。それと、物納した、この関東財務局の入札で落札されたんですけども、最低売却価格は坪当たり7万2000円なんです。こういうふうにして、どんどん価格は下がっているんです。それにもかかわらず残っちゃうというのは、ここに問題があったんです。

それで、私、聞きます。平成18年4月定例会に、この仮換地の販売について自粛するような通達なるものが出ているけれども、どうだというふうに言っていますが、これについて答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成18年6月28日付でございますが、国土交通省より、組合施行による土地区画整理事業及び市街地再開発事業の経営健全化に向けた方策についての技術的助言が示されております。この助言の内容を見ますと、大題として、組合経営の健全を図るため、組合員みずからの自助努力により各種方策を機動的に導入するのが必須であるとしております。他に各種助言はありますが、これらを解釈いたしますと、みずから健全化を図るために、ご指摘のとおり、保留地を優先して販売することが基本的な事項ではないかと解釈してしております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに国交省のほうの通達が出ているんですよ。北海道の北広島についての例を私は挙げたんです。ここでも仮換地の売り抜けが組合の破綻に通じちゃったんですよ。拍車をかけた。逆に、仮換地を買って組合員になった方が、今度は賦課金なるものが課せられるという問題が起きちゃって、これはおかしいということで、売った側の責任だということで、総会で議決して、売り主側に掛金を課すということまで起きているんです。

私、許せないのは、この組合だった人が、売り抜けちゃった組合員がいるでしょう。何人いますか。実質14人でしたけれども。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2名いたということで記憶しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この2名は何平米売っていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時30分

再 開 午後 5時33分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

2864平米になりまして、保留地全面積から比較しますと21%となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保留地の全体の面積からいって21%も売り払っちゃって、そして、自分は組合員でなくなっちゃうんですよ。そうすると賦課金も取られませんね。清算金も当然取られません。こういうことがあっていいんですか。これが問われているんです。皆さん常識があると思いますので、ひどい実態だと。

私は、宅建協会によれば、この場所は袋小路だというふうになっています。それで、これを共同してつくりましたね。黄色っぽいやつは保留地なんです。紫っぽいのが仮換地なんです。色もつけてありますが、これはうちが建っているところ。あとはアパート。これは具体的に話すると面倒くさいですから、簡単に言うと、こういうふうにもう袋小路になっているということを言いたいんです。皆さんわからないから。これ見ると袋小路なんです。抜けるところないでしょう。特にこれがひどいのは、もう複雑でわかりにくいと。よく事故が起きる。こんなこともしょっちゅう起きているんですよ。

これで、健全なまちづくりというか、健全な市街地だと言えますか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんがおっしゃるとおり、袋小路ということでは、大塚団地から来ますと、やはり対面交通ができないと、そういう実態もございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

健全な市街地というのは、土地区画整理法の目的なんです。これ、いわば、道路がしっかり

入った、整然とした街区の市街地をいうんです。ですから、公共性があるのかと疑われているんですよ。それを、こればかり言うんですよ。私が何回も質問しても、健全な市街地だ、健全な市街地だと。みんなが知らないからですよ。こうやって見ると、全然健全じゃないですよ。

私、質問をしているんですけども、これ、平成21年4回の定例議会で、この宅地造成によって近隣の住宅地では、交通渋滞や事故、迷惑をかけているのが実態だと、どうするんだというふうに質問していますが、どう答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の土木部長の答弁でございますが、隣接する道路の混雑、渋滞及び交通安全対策につきましては、地域全体を考え、周辺道路の整備、それから改良等により、向原土地区画整理事業地内の価値向上や、道路の混雑、渋滞が緩和され、周辺住民の利便性の向上につながりますので、土木部内で検討協議をしていきたいと考えております。交通安全対策につきましても、交通安全担当課と協議をし、交通事故防止に努めてまいりますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、具体策はつくりましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在のところ、1点は、市長からのお話もあるかと思いますが、成城台公園内の道路を抜けるということで、今、課題として検討しているものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

損失補償について、1つだけ聞きます。これは、正式な銀行との損失補償契約を締結していますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

損失負担行為等につきましては……

[佐藤議員「損失補償契約」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

損失補償契約につきましては、特に契約書や覚書等にはございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

債務負担行為の問題がありますが、私は、保留地が売れなかった場合の担保だという質問に、当時の都市整備課長はどのように答えていましたか。平成15年第4回定例会。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の都市計画課長でございますが、債務保証することにより、金融機関の金融審査の環境が厳しいため、正常な債権として位置づけすることが保障され、かつ、融資を容易にするものであり、組合運営の円滑化を図るもので、予算を投入するものでないと答弁しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

予算を投入するものじゃないというふうに言っていましたね。ということは、当時の担当課長は、議会をだましたことになるんじゃないですか。どうですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは最終的には、議会の同意がなければ損失補償等はできないわけでありまして、そういう意味では、結果的に損失補償の話が話題になっているということでありまして、大変遺憾なことであると思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと30秒だったので、水道だけ、私、質問するのを、これ質問しないとデータが出ないので、これだけ。

ハッ場ダムと霞ヶ浦導水事業の水開発の関係で、平成20の決算、決算ベースの給水原価は幾らか。県企業局は、現在、施設能力、組合7万8000トン見合いでの暫定水量、これは原価は幾らか。当時の出島村の……

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす9月12日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時41分

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成25年9月12日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 山内庄兵衛 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 中 根 光 男 議員
- (2) 山 内 庄兵衛 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	中根光男	1. 小中学校施設の非構造部材の耐震化について
		2. いじめ対策について
		3. 家庭ごみ収集支援について
		4. 子育ての責任を社会全体で実施する基本条例の制定について
		5. 市街化地域における雨水対策について
		6. 市民の安全・安心を守る防火対策について
(5)	山内庄兵衛	1. 農政問題について（イノシシ、カラス、ハクビシン対策について）
		2. 教育行政について（学校の防火対策と学校統合に向けた通学路について）
		3. 保健行政について（子宮頸がん及び風しんワクチンについて）
		4. 非核脱原発宣言について
		5. 老人対策について
		6. 市の財政について
(6)	田谷文子	1. 霞ヶ浦周辺地域の広域連携・活性化の推進（プラチナタウン構想）について
		2. 小・中学校適合規模化に関する実施計画について
		3. 市道51号線（上稲吉地区から馬立地区通過地点）及び市道891号線（上稲吉地区から舟橋まで）の今後の補修計画について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。また、執行部におれかましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

おはようございます。

平成25年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、小中学校施設の非構造部材の耐震化についてをお伺いをいたします。

東日本大震災では、天井や照明、外壁などの非構造部材が落下するといった被害が全国の学校施設で多発をいたしました。中でも、天井の被害は1636校に及び、天井が高いほど落下したときの危険度が高くなります。建物本体に被害がない場合でも、非構造部材が落下すれば、人的被害の及ぶ危険があります。

8月7日に文部科学省が学校施設における天井等落下防止対策のための手引を公表いたしました。ここでは、安全のために天井の撤去を促しております。

今後、専門家による調査を促進させ、避難所になっている施設の非構造部材の耐震化が急務であります。

その観点から、1、現在の推進状況について。2、文部科学省が学校施設における天井等落下防止対策の手引書を公表いたしました。3、今後の具体的な取り組みについて。

次に、いじめ対策についてお伺いをいたします。

深刻さを増しているいじめ対策が急務になっております。

このたび、通常国会でいじめ防止対策推進法が成立をいたしました。児童・生徒がけがをするなど重大ないじめが起きた場合、学校が事実関係を調査、学校はその内容をいじめを受けた児童・生徒と保護者、地方自治体に報告する義務を負うこととなります。いじめを対象とされた児童・生徒が心身の苦痛を感じるものと定義されております。また、インターネットを使った攻撃も含むと明記をされております。いじめは犯罪であるとの認識をさらに強力に推進をしなければなりません。

1、いじめ防止対策推進法が通常国会で成立をいたしました。2、現在のいじめ状況について具体的に伺います。3、水面下でのいじめの相談が2件ありましたが、内容の認識について。4、今後の具体的な対策について。

次に、家庭ごみ収集支援についてをお伺いをいたします。

兵庫県芦屋市では、ごみステーションまで家庭ごみを出すことが困難な高齢者や障害者のために、玄関先で家庭ごみ収集を行う支援事業を実施をいたしております。申し込みがあった人に対し、市が支援の可否を決定した上で、週1回の収集を行い、料金は無料としてのサービスを実施をいたしております。

そこで、①ひとり暮らし要介護2以上の高齢者、ホームヘルプサービスを受けている障害者で申し込みがあった人に市が支援の可否を決定し、週1回の収集を行い、料金は無料とするサービス実施について。2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、子育ての責任を社会全体で実施する基本条例の制定についてをお伺いします。

近年、全国的に核家族化や共働き世帯の増加、地域の人間関係の希薄化が急速に進み、家庭や学校における子育ての不安や負担が増加をいたしております。虐待や体罰、いじめなどの問題も深刻化しており、大きな社会問題となっております。

こうした背景を踏まえ、家庭や学校、地域、事業者、職場、市の子育てに関する役割と責任を明らかにするとともに、社会共同の基本理念を定め、自立する子供の育成に寄与することが重要であります。さらに、市による家庭や地域社会への支援、学校教育や相談体制の充実を定めることも必要であります。

具体的には、家庭の役割と責任として、子どもの思いを受けとめ、適切に褒め、叱ることで子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすることを定めることも必要であります。学校といたしましては、集団の中で基本的倫理観と規範意識を持ち、みずからを律し、他人とともに協調し、思いやりの心や感謝の心、自然や美しいものに感動する心などの豊かな人間性を育むことも大切であります。地域社会に対しては、子どもへの声かけ、見守りと子どもの育成に積極的にかかわり、安全ですこやかに育つ環境づくりも推進しなければなりません。また、事業者に関しては、保護者の仕事と子育ての両立を支援することなど、市は支援に必要な施策や措置を講ずることなども条文化をしなければなりません。

昔は社会の中にセーフティーネットがありました。現代はどうでしょう。意識的に築いていく必要があると思っております。

その観点から、①基本条例の認識と必要性について。2、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、市街化地域における雨水対策についてお伺いをいたします。

気象庁は、1時間に50ミリを超える短時間強雨の発生回数について、増加傾向が明瞭にあらわれており、危険度がさらに高くなっていると指摘をしております。どこの地域でも、いつでもゲリラ豪雨に襲われるかわらない状況下にあります。現在、市街化地域でも非常に危険なところが多々あり、通学路にもなっており、雨の日、総点検を実施して、雨水危険箇所のマップを作成したり、危険度の高いところからスピーディーに解決していただきたいと思っております。

その観点から、1、現在の状況及び問題点について。2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

最後に、市民の安全・安心を守る防火対策についてをお伺いいたします。

市民の生命、財産を守るため、計画的な防火対策が必要であります。常設消防、非常設消防の機能、設備の充実や組織の充実、強化が求められております。

その観点から、①消火栓が設置できない地域に対しての防火対策について。2、現在の防火水槽の設置数と問題点について。3、火災報知機の設置状況について。4、今後の具体的な推進について。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、小中学校施設の非構造部材の耐震化については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、いじめ対策については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、家庭ごみ収集支援については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、子育ての責任を社会全体で実施する基本条例の制定についてお答えいたします。

全国的に核家族化や共働き世帯の増加、地域の間人関係の希薄化が急速に進み、家庭や学校における子育てへの不安や負担が増加、また、虐待や体罰、いじめなどの問題も深刻化しており、大きな社会問題となっております。

このようなことから、家庭や学校、地域、市がそれぞれの役割と責任において、社会全体で子育てを支援していく必要があると考えており、市としても条例制定の有無にかかわらず、最重要課題として捉え、積極的な対策を講じてまいります。

5点目、市街化地域における雨水対策については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、市民の安全・安心を守る防火対策については、消防長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご質問の2点目、いじめ対策についてお答えいたします。

最初に1番、いじめ防止対策推進法の内容の認識についてでございますが、このたび国会におきまして、いじめ防止対策推進法が成立したということは、いじめが子どもたちに及ぼす影響が極めて大きい、場合によっては生命を奪う、子どもの将来を奪うという重大な結果を招くことから、いじめ問題を国も地方公共団体も学校も家庭も、みんなが一体となって国を挙げて根絶しなければならないという強い決意のあらわれと認識をしております。

当市では、いじめ問題への対応としまして、これまでも取り組んでまいりましたが、新たな法律の制定を機に、これまでの教育活動、教育環境、指導体制などの見直しが必要となると考えて

おります。国及び学校にはいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定することが義務づけられておりまして、地方公共団体にも策定の努力義務がございます。これらを整備していくことで、いじめ問題への意識を高めるとともに、その根絶を目指していきたいと考えております。

次に2番、現在のいじめの状況についてお答えをいたします。

教育委員会では毎月、学校からいじめの報告を受けております。この報告によりますと、1学期末までには小学校では2件、中学校では7件の報告がありました。小学校では持ち物を隠されたりする迷惑行為、嫌な呼び方をされたりする嫌がらせ、中学校では悪口を言われたり身体的なことをからかわれたりする誹謗中傷、たたかれたりする暴力行為などがありました。このようなことで精神的な苦痛を感じている児童・生徒がおりまして、その問題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。また、表面上は解消したように見える事案につきましても、経過を観察し、見守る体制を整えております。

次に3番、水面下でのいじめ相談が2件ありましたということでございますが、学校や教育委員会では、すべての事案の把握は、残念ながらできていないものと思っております。このような水面下のものがなくなるように、相談窓口の周知を行ったり、無記名式のアンケート調査を行ったりするなど、相談しやすい体制づくり、発見しやすい体制づくりに努めたいと考えております。

最後の4番、今後の具体的な対策についてお答えいたします。

いじめ防止対策推進法では、国及び学校にはいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定することが義務づけられております。教育委員会としても、道徳教育の充実や早期発見のための対応等を盛り込んだ基本方針を策定していく予定でございます。当面は、昨年9月に作成して全教職員に配付したいじめ問題への対応の手引、これはA4版の概要版につきましては、全保護者にも配付をいたしました。そのいじめ問題への対応への手引を活用しまして、いじめはどの学校、どの教室、どの児童・生徒にも起こり得るということを再認識しまして、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決に努めてまいりたいと思っております。

また、昨年は中学校4校すべてで生徒会を中心にしまして、いじめ撲滅フォーラムを実施いたしました。ことしはすべての小学校におきましても、児童会を中心とした集会やフォーラムなどを実施して、児童・生徒みずから自分たちの学級や学校からいじめをなくそうという意識の高揚を図っていききたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

中根議員の質問1点目、小中学校施設の非構造部材の耐震化についてお答えいたします。

最初に1番、現在の進捗状況についてお答えいたします。

これまで非構造部材については、学校の先生方の目視による定期的に安全点検をお願いし、危険箇所の早期発見に努めてまいりました。

現在の耐震化の進捗状況につきましては、学校の統合計画を踏まえ、平成26年度、27年度に校

舎本体構造の耐震補強の計画を進めており、あわせて非構造部材についても対策を進めたいと考えております。現在工事中の南小学校屋内運動場耐震補強工事についても、非構造部材の落下、剥離等をなくすよう、構造の変更を盛り込んで実施しているところでございます。

次に2番、文部科学省が公表した学校施設における天井等落下防止対策の手引書の認識についてでございますが、文部科学省では東日本大震災で非構造部材の甚大な被害が発生し、学校の屋内運動場の天井材が全面落下した事象等が多数発生したことを踏まえ、屋内運動場等の速やかな天井脱落対策の強化を趣旨とした技術基準を公表し、技術基準の内容に沿った点検及び対策の実施に資するよう、学校施設における天井等落下防止対策のための手引を作成、公表いたしました。

当市においても、東日本大震災の際は千代田中学校の屋内運動場の天井材や照明器具が落下するなどの被害を受けたところでございます。手引による非構造部材の耐震を要する基準は、一定の規模、高さを設けておりますが、当市の屋内運動場等も該当することから、非構造部材の耐震性を高める修繕等が必要になると認識をしております。

次に3番、今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

これまで非構造部材のみの耐震化を行っておりませんが、今後、文部科学省が作成した技術基準及び手引を踏まえ、既存の屋内運動場等の天井等落下対策の一層の推進を図り、非構造部材の耐震点検項目を追加し、専門業者による総合的な耐震点検の実施を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

中根議員さんの3点目、家庭ごみ収集支援についてお答えいたします。

まず、現在実施しておりますものとしたしましては、介護認定を受けている方は、訪問介護サービスの中で対応しております。自立支援の認定を受けている障害者の方は、居宅介護サービスにおいて対応してございます。

中根議員のご質問を受け、今後さらにこういった事業の内容につきまして、周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、料金の無料化につきましては、これらの対応が介護保険制度や障害者自立支援制度のサービスの一つであり、無料化については難しいものと考えてございます。ご理解賜りますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

中根議員の5点目、1番、市街化区域における雨水対策の現在の状況と問題点についてお答えいたします。

市街化区域につきましては、住宅の密度が高いことから、台風や大雨等により、慢性的に冠水

する場所が多く存在し、市民からも多くのご意見をいただいているところでございます。また、ご指摘のとおり、宅地開発等により、隣接する住宅や道路等より高い盛り土を行ったため、近隣住宅へ雨水が流入した事例も発生しております。現在、排水流末の堆積土砂撤去を委託発注しており、新規排水整備による用地交渉、宅造業者との協議等を行い、工事実施設計も完了しているところでございます。

これらの問題点といたしましては、本来、市街化区域とは排水污水の整備が整っていることが指定の前提であります。諸般の事情により進まない状況でもあることから、開発行為においては雨水計画や対策を講じ、各課の意見を反映した中で申請に至っているところであります。しかし、市街化区域における1000平米以下の開発については、特段の開発の許可等は必要ないため、実態把握はできない状況であり、ご理解を賜ります。

次に、2番の今後の取り組みについてご質問にお答えいたします。

今後の取り組みについてでございますが、排水能力を向上させるための対策として、集水弁の設置や改善、集水しやすい側溝と側溝ふたの交換、側溝内堆積土砂の清掃と地域特性を考慮した雨水対策に努めてまいります。さらに、浸透施設などによる流出抑制、市内の排水路で改修の必要がある箇所は多々ございますが、行政区からの要望等を踏まえ、緊急性の高いところや通学路を優先し、随時整備改良を進めて、地域の皆様が安心して通行できる対策を講じてまいりたいと考えます。

なお、中根議員より以前からご指摘がございます通学路による道路冠水箇所につきましては、現状の排水路にはふたがかさ上げでかかっており、路面より高いために、雨水が排水路へはけないことで、道路冠水に多分に影響しております。3カ所ほどのみ口を設けておりますが、管の口径等が小さいことでもありますので、排水路へののみ口の断面を大きくすること、のみ口箇所数をふやすなどの改修を図ってまいりますので、ご理解を賜ります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

6点目、市民の安心・安全を守る防火対策について、1番、消火栓が設置できない地域に対する防火対策についてお答えいたします。

消火栓の未整備や配管口径の不足等により、消火栓が設置できない地域につきましては、水道事務所に要望書を提出してあります。水道管の布設替え工事等において基準に適合する配管の設置を実施していただき、あわせて消火栓の設置を進めてまいります。また、防火水槽につきましても、用地等を確保しながら計画的に整備を推進してまいります。

2番、現在の防火貯水槽の設置数及び問題点についてお答えいたします。

設置数につきましては、平成25年4月1日現在で594基、うち飲料水兼用貯水槽が3基ございます。また、問題点についてお尋ねですが、用地の確保に苦慮している状況もございしますが、公園や集落センターなどの公共用地を活用しながら年次計画の防火水槽2基、消火栓4基を要望に応じて設置してまいります。

3番、火災警報機の設置状況についてお答えいたします。

総務省消防庁によりますと、平成25年6月1日現在の住宅用火災警報機の設置率につきましては、全国平均で79.8%、茨城県平均で64.3%であります。都道府県別で、茨城県は最下位の低水準となっております。また、かすみがうら市においても、平成24年度は56.1%で県内25消防本部中18番目でありましたが、消防団員の普及活動もあり、本年度は67.1%で県内12番目となっております。このパーセントは県平均は超えてございます。

4番、今後の具体的な推進についてお答えいたします。

回覧、広報文等の作成やイベント等での広報活動を中心として、住民の皆様に理解と設置への協力を呼びかけてまいります。さらに、消防団員の皆様に協力をいただき、地域に密着した戸別訪問等の広報活動を進めて、設置率向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、小中学校施設の非構造部材の耐震化についてですけれども、これは大震災の際には大変な被害をこうむり、そしてやはりいろいろなけがや本当に大変な救急事態に陥ったことも、皆さんご承知のとおりだと思います。そういう中で、特に避難所となるのが体育館であると思うんですね。この体育館について、特につり天井の場合が危ないわけでありまして、千代田中もそういうことで大きな被害をこうむった、一例として申し上げますと、千代田中学校も大変な被害をこうむったわけでありまして、そういう中で、ほかの体育館の状況、また調査については、具体的に実施してどのような状況なのか、もしも把握していれば、再度確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

各小中学校の体育館の調査対象となるものにつきましては、17校中11校に設置した体育館がございます。その中で先ほども申しましたけれども、美並小学校の体育館につきましては、現在、改修工事中でございますので、この中で天井材の撤去を進めております。また、下稲吉東小学校につきましては、平成22年度の耐震補強のときに対応済みでございます。南中学校につきましては、現在、改修計画を実施しておりますので、27年度までには改修予定で進めております。千代田中学校につきましては、中根議員さんにもございましたように、東日本大震災で被害を受けた関係で、平成23年度耐震改修済みとなっております。そのほか、27年度末に廃校予定となっております体育館につきましては、下大津小学校、牛渡小学校、佐賀小学校、安飾小学校、志士庫小学校、宍倉小学校となっております。また現在、今後調査を入れて検討したいとして予定しておりますのが、下稲吉中学校の体育館ということでございます。そのほかの体育館につきましては、つり天井等がございませんので、調査の対象から外しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、これはスピーディーにさらに調査するとともに、実施についてお願いをいたします。

次に、体育館以外の窓ガラスの飛散防止対策ですけれども、やはり大震災のときには窓ガラスが飛散してけがをしたという事例も多々報告されている状況でありますので、窓ガラスとか、また危険箇所の調査等も具体的に調査したのか、またこれから調査するのか、その辺、再度確認いたします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現在の調査の状況から申しますと、先ほど申しましたように、体育館の中の天井等が中心でございます。つり天井につきましては、どうしても被害が大きくなるということで、一番先に確認をさせていただきました。そのほかの非構造部材につきましては、月1回の学校による目視点検で安全確認をして進めておる状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、今回の非構造部材の耐震化についての国の補助状況について確認いたします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

今回の手引に伴う補助制度としましては、公立学校を対象としましては、3分の1でございます。下限が400万円から上限が2億円ということで予定されております。対象施設としましては、公立の幼稚園、小学校、中学校、そういったものが対象になりますので、教育関係の補助制度を使いますとこういうことになると思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この国の補助制度も十分利用して、市民の安全・安心、また小中学校の生徒の安全・安心を1日も早く実現できるように対策を講じていただきたいと思います。

次に、いじめ対策について、今回私はこのいじめ対策についてはちょっと時間をとってお話をさせていただきたいと思っております。というのは、私は今回でいじめについては6回目の質問になりますけれども、そういう中で、やはり私の姿勢といたしましては、私は絶対いじめは許せないとの、そういう思いで常におります。そういう中で今回の国のほうの法律も強化されましたけれども、果たしてこの強化したとしても、本当に向き合う心とかかかわりが無い限り、私は絶対に解決できないと思っております。

そういう中で、やはりこのいじめという問題は、こうすれば解決できるという策がなかなかございません。私自身も非常に苦慮しているところではありますけれども、やはり私はいじめは絶

対に許せないという、常にそういう思いから行動に至っているわけでありますけれども、そういう中で、教育長としては本当に毎回、答弁においては同じような答弁になるかとは思いますが、やはり教育長として斬新的なそういう発想なり、また、今まで教育者として経験を積んだ、そういう立場から、本当に斬新な発想、そういうものがあるのならば、再度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は常々先生方に言っているのは、教師という立場は、子どもたちを俯瞰する存在ではない、俯瞰というのは、上から見おろす存在ではないと。子どもと同じはらからである、同胞であるということを言っております。つまり、子どもの中にいかに入っていくかということが、子どもの心を捉える、そういう大本になるのだと思っております。そして、子どもと先生の関係ができたときに、いろいろな悩みを子どもが打ち明けてくるということだと思っております。まずは教員が子どもの中に入るということを学校では徹底していきたい、そう考えております。

とりあえず、以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

私の観点から申し上げさせていただければ、やはり大事なことは心の会話だと私は思うんですね。きょうの朝のテレビでも報道されておりましたけれども柔道部での体罰問題が今また社会問題になって報道されておりましたけれども、大人の世界、スポーツの世界でも、そういう体罰なりいじめが実際に行われている、そういう状況下にあって、子どものいじめということもまた深刻な問題になるかと思うんですが、そういう中でもう一点としては、不登校の生徒が抱える悩みというのは、本当に深いものがあると思うんですね。この悩みに対して臨床心理士や精神科医など、やはり心のケアや早期発見に取り組む、各学校にスクールカウンセラーが配置されているかと思うんですが、そのスクールカウンセラーの配置状況と、そういうようにスクールカウンセラーが実際に今実施している内容、大枠で結構ですから、再度確認いたします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

スクールカウンセラーにつきましては、各中学校に1人ずつ配置をしております。生徒はもちろん、保護者からの訴えも聞いて相談に乗っているという状況でございます。小学校には一月に1度でしたか、派遣しているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

スクールカウンセラーの役割というのは、非常に大きいものがありまして、やはりスクールカ

ウンセラーの本当の使命というか、責任というのは、そのカウンセラーにも格差があると思います、各個人に。そういう中で、やはりこのスクールカウンセラーに対しての指導なりマニュアル等もあるかと思うんですが、そういう中でやはりもっと充実した内容にしていきたいと思っております。これは要望として申し上げておきます。

もう一点、私の体験から申し上げますと、私は前回お話しした内容とまた異なる内容をお話ししたいと思うんですが、3年前に、名前は伏せますけれども、中学3年生の女子生徒のいじめの件でかかわりを持ちました。そういう中で、私は訪問した際にその子と対話をいたしました。どういう内容で対話をいたしましたかといいますと、それはまず、私は余りにも浅はかだったと今は思いますけれども、その子に本当に勇気を持って死ぬような思いになれば何でもあなたはできるんじゃないですかと、そんな弱いことじゃだめだという一方的な話をしてしまいました。しかし、私はその子どもから返ってきた言葉に愕然といたしました。衝撃が走りました。というのは、どういうことだったかといいますと、やはりその子が私に話したのは、やはり死ぬ気になって挑戦できない、自分が勇気を持って前に進めない、歩めないからこそ、自分はこの苦しみから逃れたい。だから、周りが何にも見えない状況だと。また、どうせ周りの人に相談したって、私の話は真剣になって向き合って話を聞いてくれない。ただ一方的に思い込んでいる部分もありますけれども、その子からそういう言葉が私に返ってきました。私はその子の目線で話したつもりなんです、その子から見れば、ただの押しつけにしか聞こえなかったのかわかりません。

それで、決論的には、その子も本当にいじめに遭っていて、そして、もう学校も1カ月近く休んでいるという話でした。その子ももう生きていくのが嫌だと、そういう話を聞いたときに、私は余りにも一方的な自分の話に対して、本当に申しわけないという気持ちで謝罪をいたしました。その子からは、本当に私の話を一生懸命聞いてくれて、今まで初めてですというような言葉が返ってきたときには、私は本当にその子と話してよかったなというふうに思いました。そして、その子が最後に申し上げたのは、私に話したのは、ともかく両親もなかなか私が話しても真剣になって、自分が悪いんだというように一方的な話で、あんたが悪いからいじめられるんだという、そういう言葉しか返ってこなかったと。そういう話を聞いたときに、私はその人のいじめの心の目線でこちらが本当に真剣になって向き合ってかかわっていかなければ、私は解決できないと思ったわけです。だから、私が毎回申し上げるのは、ただ単なるいじめは策や方法で解決できないと申し上げている部分が、やはり心のケアであり、心の会話しかないとは私は思っているんですね。

だから、やはりこちらが相手のことを本当に何とかしようという、そういう思いがあれば、必ず人間である以上、人である以上は必ず感じるものがあると思うんですよ。それがおっくうになったり嫌にことはかかわるのを避けたり、そういうことが私は多々あるようにしか思えないんですね、この子どもさんから伺うと。学校の先生しかり、両親にしてしかり。だから私は、このいじめに対しては、本当に毎回毎回一般質問の中で申し上げている。声を上げていかなければ、やはり変わっていかないからこそ、私はしつこいくらいにいじめに対しては皆さんの認識を高めるため、意識を高めるために私は申し上げているんです。

だから、そういう点も含めて、教育長もいろいろ大変な問題、今回の相談があった水面下での2件という問題は、やはり親も気づけなかった状況でした。最終的に相談があったのは、母親から、2人の方、中学1年生の方と小学校6年生の男子と女子でした、その内容は。そういう内容

で両親もつい今までは元気だったのが、急に部屋に閉じこもったり学校に遅刻したり、また学校へ行くのが嫌なような感じに見えたんで問いただしたんだけど、なかなか、体が調子が悪いというだけで、いじめのことは話してくれなかったと。最後に、母親が話したときには、どうしておまえは今まで隠し事は1回もしなかったのに、なぜ母親に相談しないんだ、話ができないんだということを申ししたそうです。そのときその子は、やはりいじめを母親に話せば、学校にお母さんが話すでしょうと、そうなった場合に、また私はいじめが、さらに過激ないじめに遭うんだと。だから私は悔しいけれども、なかなか言い出せない、切り出せない、そしてつらいけれども我慢しているんだという、そういう話を母親にしたそうであります。

だから、私はそういうふうな水面下でのいじめに対しては、本当に見えない部分でのいじめでありますから、陰険ないじめでありますから、私は本当にカウンセラーも含めて学校の先生、また、いろいろな形での目線で見守っていかなければ、やはりいじめを撲滅することは不可能に近いのではないかなというふうに思っております。

どうかそういう観点から、いじめに対しては教育長も本当に真剣に取り組んでいただいているのはよく、私は重々わかります。そこで、一つの提案であります、いじめに対する推進のそういう協議会なりそういうものを実際に内容を、情報を共有化する意味で、そういうものをやはり今実際に実施しているのか、また、各学校の代表が集まってそういう情報交換をしたり、また、対策を講じたり、そういうふうな話し合いというのは、実際に、ただ情報としてペーパーで流しているのか、実際に月1回なりそういうふうな情報を共有して対策なり状況を把握した中で話し合いをし、解決に向けてのそういう協議がされているのか、再度確認いたします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員さんの取り組みについては、本当にありがたく、感謝を申し上げる次第でございます。今回、今、具体的に話された3年前の中学3年生の子どもも、本当に思い余って議員さんに相談したと。相談するというだけで、私は大したものだし、それを受け入れてくれた中根議員さんもすばらしいと思っております。そんな弱いことではだめだと中根議員さんが励ましたときに、本当に暗い表情をしたということでございますが、やはり励ますとか頑張れということが、なかなか子どもにそれは受け入れられないような、そういう追い詰められた状況になっているということがいじめだと思えます。

やはり学校の教員も親もそうですが、子どもの話に耳を傾ける、傾聴するというのが、これがカウンセリングの基本だと思いますので、学校の教員にはカウンセリングマインドを持って常に対応するよにとということで、今後も指導を続けてまいりたいと考えております。

それから、定期的なものでございますが、校長会においては、常にいじめについても話はしておりますし、生徒指導部会においても、月一遍ぐらひはそういう情報交換を行っております。また、私たちの広場という相談の機関がございますが、そこからも月に一遍ずつはその内容が上がってきておるといふところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ひたちの広場においては、私がちょうど議員になった当時に提案し、ひたちの広場、不登校児童に対してのそういう広場を設置していただいて、本当に感謝しているわけでありますけれども、そういうときに私も時々ひたちの広場に伺って、子どもさんの話を聞いたり、先生の話の聞いたりすることもしばしばありますけれども、やはり本当に皆さん生き生きとして、割とこちらが話しかけてもすぐに返ってくるような状況で、本当にいい環境で、いい雰囲気勉強しているなどという感じを受けましたので、さらにこの辺も充実していただいて、いじめ対策に邁進して努力していただきたいことを要望として申し上げます。

次に、家庭ごみの収集支援についてでありますけれども、これは非常に介護保険の中でのサービス事業にはなっておりますけれども、兵庫県の芦屋市では、本当に同じく介護保険制度は適用しているわけですが、そういう中でかすみがうら市でも、なぜ今回私がこのようなことを取り上げたかと申しますと、2人の方から、やはりごみ収集に対してなかなか、障害者の方でありましたけれども、出せないということで、そういうふうな支援はしていただけないのかという、介護保険のほうでどのような把握をしているのか、そういう状況まで私は伺わなかったんですが、やはり介護保険の制度の周知徹底も必要ではないかと、サービス内容も。そういうふうな方が多分、窓口なり課なりに相談もあるかと思うんですが、そういう場合の周知徹底なり、また今後の周知徹底はどのようにしていくのか、再度確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

中根議員さんのほうからこういったご質問がありまして、私のほうでも周知が不足していたのかなという感じがいたしました。窓口、あるいは広報、ホームページ等でさらなる周知を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

最後に申し上げますけれども、今後の無料化の実現が可能かどうかということに関しては、再度協議検討していただいて、芦屋市等も問い合わせさせていただいて、介護保険適用、それ以外にどのような形でのサービス内容なのか再度、私も資料等はいただきましたけれども、そういう内容も再度連絡をとりながら、実現可能であれば、徐々に協議をしながら移行していただきたいと思っておりますので、その辺、再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

現在は制度の上でこういったサービスを受けているということで、その制度に伴いまして、利用料金をお願いしているものでございますが、料金につきましては、介護認定者、要介護1から該当するわけなんです、約190円が1回の目安になってございます。例えばごみ出しだけとい

うような内容ではなくて、清掃も含めたり、ごみ出し、あるいは洗濯とか、そういうサービスもありますので、その部分だけをサービスを受けている方という把握は難しいんですが、7月現在で160件ほど含めたサービスを受けている方がおります。週1回程度で実施した場合、要介護の方で190円、要支援の方で週1回で、月に直しますと約1220円ぐらいが負担金でございます、料金でございます。また、障害者の自立支援認定を受けている方がこういったサービスを受けた場合には、サービスの1割ということで約150円、おおむね150円ぐらいの金額になってございます。これにつきましては、6月現在になります、12件ほどサービスを受けている方がおります。

その料金の無料化ということですので、これはサービスの料金もありますし、また、ほかの方のサービス等もありますので、今後課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、よろしく願いいたします。

次に、子育ての責任を社会全体で実施する基本条例の制定についてをお伺いいたしますけれども、市長は条例にかかわらず取り組んでいくということですが、具体的な中身になっておりませんので、どのような施策で、どのような方向でそれを実施していくのか、再度確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

子育ての責任というのは、もちろん社会全体で担っていくということを申し上げましたが、私は常々申しているように、やはりこのままの人口減少社会を続けていきますと、持続可能な社会にならないわけですね。そういったことから、私は常々、老から若へということをお申しておりますが、これは決して老を軽視するということではなくて、いわゆる若い人に子育てしやすい環境をつくっていくという政策の大幅な、衝撃的な転換がなければ、きょうもどこかの新聞に載っておりますが、これが持続可能な社会をつくれるかどうかの分かれ目だと思います。今のような子育てに対する国の支援制度では、もうどんどん人口減少するというのは、もう事実として出ているわけですから、これを抜本的に、衝撃的に、画期的に、全然今までとは違うような方向でやらないと、私はだめだと思います。金銭的なものももちろんありますし、いろいろなサポートサービスを、そういったものを若い人たちに配分をしていく。そのために、お金には限りがありますから、もしお金が必要なところについてはやっていく。それには片方を削っていくという、だから、行財政改革と一体にしてやらないとやらないことだと、そういう認識をしております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長が申し上げているのは、大枠としての話だと思うんですが、私はやはり、鹿児島県の始良

市では、17カ条による条文に、要するに昔と違ってセーフティーネットが全く希薄化しているという状況の中で、やはりその意識の向上、またそういうふうなものが欠けていくことによって、いじめ問題なんかもどんどん加速している、そして地域のコミュニティーも希薄化していくという、非常にこの悪循環な社会構造になっているのが今、事実かと思うんですね。そういう中で、始良市の17カ条の中身、時間の都合で全部は申し上げられませんが、そういう中で、私が電話で問い合わせしましたら、やはり基本条例を制定してからというのは、やはり市民が活気づいたとか、また、いじめに対する市民の関心が深まったとか、いろいろな形で社会の環境が変わりつつあるという、そういう話があったんですが、ただ、これはただ条例化したばかりではなくて、その条例化によって皆さんが認めたというか、やはりこんなことではいけないというものが波及していったのかなというように、私はそのように推理いたしますけれども、そういう中で、ぜひとも始良市の17カ条も一つの参考例といたして、かすみがうら市としてもそういうような条例を制定する中でいろいろな問題解決につながっていけば、私はいいいのではないかなというような発想から申し上げるものでありまして、今、基本条例の制定について今後、きょう、あしたにできるものではありませんから、ある程度時間をかけて、かすみがうら市の現状をよく把握した上で、これは制定しなくてはならない問題であると思っておりますので、市長のそのような思いというものを再度伺いたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

少し具体論に入らせていただきますが、具体的な例として、非常に私はこういうことはいいなと思うんですが、まず一つは、昨年の市政懇談会の中で、いわゆる下中問題というのが出てきました。そういう中で、地域全体であの下中問題にかかわれないかという発言をされた方が何人かおられて、そういった方たちに、じゃ、ぜひ勉強会で対策を練ってくれと、市役所は事務方としてサポートするけれども、市民中心で、地域の人中心でやってくれよということで、大体下中地区の人たちを中心に、最初五、六人でスタートしたんですが、現在はもう20人程度に委員さんが膨れ上がっております。最終的には、特に教育委員会がかかわるということで、今のところ、ことしの11月をめどに下中地区の教育問題を考える市民フォーラムということで、みんなの関心をそこへ集めようと、それで地域みんなで子どもたちをどうして育てていくかというのを考えようという、そういうことが市民サイドの力が出てきている機運がございます。それが一つでございます。

もう一つは、これは行政の中の話であります。今、子ども相談室というのが、児童相談室ですかね、福祉課の中にあるんですが、これがやはりいろいろないじめとか虐待とか子どもたちにかかわる相談事が集まってきます。そういった相談室というのは、今いろいろなところで、いわゆる貧困の問題、生活保護の問題とか、あるいは学校の中のいじめであれば、学校の中で、先生方の中でやっていますね。そういうことが個別ばらばらなんですね、今。縦割りというか、そういうところがありますので、それを統一的に、市役所の職員の中から統一的に一つの相談室というのをみんなで関係する部署が一つにまとまったらどうだろうかということで今、調整をしております。来年の4月にはそれをある程度人事のほうで対応していきたいと、こういうふうにお

ております。これは職員に今、研究をさせているところでございます。

具体的な例として、そういう取り組みがなされております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長の方向性はある程度、大枠では理解できますけれども、ともかく一つの条文としての形でのみんなが同じ意識に立つという観点から、再度検討していただきたいと思います。

次に、5番目に市街化地域における雨水対策についてをお伺いいたします。

やはり雨水対策について、私は大雨が降るたび、ゲリラ豪雨があるたびに市街化に足を運んでおります。というのは、やはり私も6年前から、先ほど部長から答弁があった通学路の件で稲吉地区になるかと思うんですが、雨が降るたびに長靴にほとんど水が入ってしまうような水たまりがかなりの場所があるわけですが、やはりそこに車が通行して、脇が通学路になっていまして、子どもたちが大変な思いをして通学しているという状況を6年も前から、その前から続いているわけですが、私は6年前から声を上げているわけで、なかなか改善されないという部分で、さっき部長から話があったように、改善の方向で早急に進めるということですので、これは一応理解しました。

もう一点、やはり横堀地区になるかと思うんですが、住民から私のほうに連絡がありまして、私が駆けつけたときには、周りに何軒か家が新しく建設されまして、道路の高さが大分違ってしまって、高さが。そこでゲリラ豪雨のときに玄関先20センチぐらい水が入ってしまったわけなんです。それで、数日たってから部長と課長にも現地を調査してくれということで現地を見ていただいて、やはり早急に手を打っていただいて、間もなく工事着工に入ることによって、これはやはり住民の方も非常に喜んでいただいていることですので、これは本当に感謝申し上げます。

あと、最後に、これは要望として申し上げますけれども、やはり特に市街化区域は雨水対策が重要な場所ですので、今後危険箇所のマップを作成したり、または危険度の高いところから工事着工できるような体制だけはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、6番目の市民の安全・安心を守る防火対策については、さっき消防長から説明がありましたので、ある程度理解できましたので、要望として申し上げますけれども、消火栓が設置できない地域に対しての防火対策ですが、市街化はほとんど消火栓が設置できますから問題ないと思うんですが、問題は農村地域、山間地域でありますけれども、そこには貯水槽が点在しておりますけれども、やはり場所によってはかなり離れていて、消火活動においては時間が要するところが多々あります。そういう観点から、年にたしか2基ですよ、市での防火水槽の設置の予算としてとってあるのは。だから、そういう面で、部長はなかなか土地の交渉が難しいということもありましたので、その辺は農村地域であれば、ある程度理解していただけるのかなと思いますので、積極的にPRしていただきたいと思ひますし、また、各地域の消防にもお願ひして、危険箇所をチェックしていただいて、そういう消火栓が設置できないところは防火水槽を1日も早く設置できるような体制はお願ひしたいと思います。

あとは、火災警報機については、各自治の消防団にもかなりご協力いただきまして、本当に設置が推進されておりますので、さらに設置向上のためにお願ひをしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時16分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市政が誕生して3年が過ぎて、あと10カ月で改選時期を迎えたわけであります。予想は、圧倒的に前市長が優位だったんですけれども、選挙の中では宮嶋さんに期待する市民が多く、当選をしまいであります。そして、斬新的な市政の中でいろいろやってみましたが、特にその中で市長はいろいろなことをやってみました。特に有害鳥獣に対する理解は非常なものがありまして、大変ありがたく思っているわけであります。きょうも猟友会の皆さんが傍聴しておられますけれども、大変苦労しながら鳥獣の駆除に当たっているわけでありますけれども、大変理解がある市長だということでお褒めをいただいております。また、遺族会に対しても大変戦没者の尊崇の念が深く、特に靖国神社に参拝をしていただいたり、また海外戦跡巡拝等については、特段のご配慮をいただいて、そして出発のときにはバスまで送り迎えをしていただくという、前代にない市長さんの行為でありまして、遺族会ともどもありがたく思っているわけであります。そういう戦没者に対する尊崇の念、これは大変この国を思う中で忠実に国家のために職務を遂行し散華した人たちの思いが深い市長に対しては、深く敬意を表するものであります。

しかし、市長がとってきた3年余りの中では、経済的なところでは非常にけちけち行政というんですか、お金がなくなっちゃう、お金がなくなっちゃうということで、老人会に対する敬老祝金の廃止等、何回も何回も、また出してまいりましたが、私の同年の人たちはことしで77歳を迎えております。私は早生まれですから、来年ですけれども。それらの年金も取ろうと、お祝い金を取ろうということで、議会では反対されて持ち直しましたが、非常に年寄りに対するお祝い金の、大正、昭和、平成と、その中でも特に明治の後半から日本は戦争をずっとやってきました。私は、大東亜戦争は昭和3年に終わりました。食べ物はなく、本はがらがらの粗紙の中での、新聞紙1枚を四つに折った教科書でありました。学校の庭にはサツマイモを起こして、肥料がないから、自分たちが垂れた小便でイモをつくった時代がありました。それが私が小学校3年から6年まではほとんど教科書らしい教科書もなくして過ごしてまいりました。先輩たちはもっとひどい。ですから、私と同年あたりは食料が一番ないときでありますから、私が大体平均の身長であります。もっと大きい人もいたわけですが、今比べると、ほとんどの人が横一線の背の高さであります。そういうふうに苦しいときを育ってきた人たちが77歳を迎え、また、先

輩たちは戦争に出なくてもひどい目にさらされた。また、戦争に出た人は本当にひどい生活をしてまいったわけであります。そういう人たちが敬老になったときのわずかなお祝い金、これもくれない、中止しようというのは、子どもたちに援護することもわかりますけれども、年寄りのこと面倒見る、おじいさん、おばあちゃんに小遣いをやって喜ばせる、これが一番大事ではないかなと思うんです。死んでも死ねないくらいなんです。怨念で出るほかないと思うんですね、こういうことをやられると。

そういうことでありますから、市長もこういう点はもっと考えていかなければならないのではないかなと思います。

いろいろなことがありましたけれども、一般質問は通告に従ってまずやっていきたいと思っております。

最近、有害鳥獣というのがふえました。蓮田には水鳥が、霞ヶ浦の護岸工事によってマコモが、要するにアシがみんな消えてしまったから、でん粉をとるものがないから蓮田に入ってきた。これで大きな害をなしているわけであります。やがてはハクチョウまでが蓮田に入って根を、ハスをやるのではないかなという懸念があります。

そして、イノシシの害は山村に多く出ておりますけれども、これは天敵でありますブタコレラが日本では全滅をいたしまして、これが出てまいりません。イノシシのブタコレラが出れば、共食いをしてまいりますから、全滅をしてまいりました。私のおばあちゃんが土浦から嫁に来たときは、明治時代でありますけれども、今いけば120幾つになりますけれども、93歳まで生きましたけれども、昔は、俺が嫁に来たころはイノシシなんかいなかったよ、昭和になってからですよ、イノシシがふえてきてふえてきて。そして、さらにはハクビシン。

この間、見なれない動物がいるからと思ってブドウ畑に行ったら、猟友会の会長さんに聞いたら、カピバラだろうと。南米のネズミ科の類ですけども、非常にペットとして飼われておりますけれども、非常にくさくて愛嬌がある、くさいけれども、愛嬌があるんでペットにと。そういうペットを山に捨てたのではないかなと思っております。さらには、アライグマの大発生。そしてイタチ。イタチは昔からいましたけれども、アライグマ、それにハクビシンの大発生はひどいものであります。

そういう有害で、農業放棄地、耕作放棄地が雪入、それから上佐谷、五反田、上志筑、それから山本、この山沿いにはこれらの有害鳥獣によって耕作放棄地がたくさんあります。私も6町歩くらいやっていますけれども、その中の大半は放棄地になってしまいました。どうしようもありません。ナシにはイノシシがぶら下がり、そして山の石を転がし、そして濁流となって泥が流れてみんな下水が詰まってしまう。さらには、イモ類は全部掘られ、最近では中佐谷まで出ております。

その有害鳥獣も昔は捕獲期には何頭という数字でありましたけれども、ことしの有害鳥獣の駆除では、3月から4月までやった中では18頭だったんですけれども、7月12日から8月13日までの有害鳥獣の駆除には、何と30頭の割り当ての中で、7月23日には既に30頭入ってしまった。それで終わりですね。それほどイノシシがふえてしまったのであります。特に、今までは山本、雪入、上佐谷、そして五反田、上志筑だったものが、今度は中佐谷、大峰、横堀、飯田、下志筑、もちろん中志筑からは出てまいりませんけれども、中志筑にも害をなしている。粟田、高倉まで

入っている。それまで入れると8カ所になります。その広範囲の中で駆除隊は全力を投球して駆除に当たってくれておるんですけども、今は仕掛けわなと、それから箱わな、移動式のわなしか使うことができません。横堀や大峰、飯田、下志筑、中佐谷あたりは恐らく山のほうからたくさん出て、追われたイノシシがそちらのほうに入って食害をしているのではないかなと思われるわけでありまして、耕作放棄地が各所にありますので、それらのやぶの中には隠れているのではないかなということで、移動式でもいいからわなの設置、今現在わなが12あるんですけども移動式わなを、これを、設置を早急に、早急に10個くらいは必要ではないかなと思うわけです。さらに固定わなについては12カ所つくってありますけれども、これも20カ所くらいにはしなければなりません。私の屋敷のそばにもつくられたわなは、1カ月足らずでこの間、50キロからのイノシシが入っておりました。もう本当に何も恐れないで入ってくるイノシシですから、恐ろしいものであります。雪入の区長の家へ行ったら、山全部耕したように掘られちゃうよということで、もうイノシシは屋敷と言わず、畑と言わず、山と言わず、お墓の中まで掘り起こしておる状態です。

そういう中で、有害鳥獣駆除については、特にイノシシについては、今、駆除隊が13名であります。これらの人たちは朝早くから、5時ごろもう見回りをし、そしてやっております。今回も急いでやってくれなければ田んぼがだめだということで、8月30日から9月8日まで緊急でやってもらうことにしました。この間で何と8匹をとりました。8匹の中でも、一つは爪だけ残していったのがありますから、それまでかかれれば9匹だったんですけども、それほどイノシシが多いわけでありまして、これらについても十分なことをしなければ、駆除隊も高齢化をして、人数が少ないんで、将来は動けなくなるのではないかなという、駆除隊も銃の管理が難しいということで、さらに少なくなるのではないかとおっしゃっております。

そこで、役場では駆除隊というものを、駆除課というものをつくって、役場がやるようになるかもしれませんので、これらの対策について市長からお伺いをするものであります。わなの設置については、移動式わなを早急に10基ほど欲しいのでありますけれども、これらの地域の要望にこたえて、ひとつお願いをしたいと思っております。

さらには、有害鳥獣協会というのがありますけれども、私も参加しましたら、これはハスのほうの防鳥網だけの話でありまして、全体的な有害鳥獣ならば、鳥獣ですから、やはり獣のほうの人たちも出ていただいて、十分な補助をとっていただいて、農協等にも働きかけをしていただきたいなと思っております。非常に深刻であります。

さらには、私の家のブドウ畑に行くとかるとおり、ハクビシンは、下が真っ白になるほど袋がむかれています。ハクビシンは非常にデリケートで、おいしいブドウから食べてまいります。皮をむいてきれいに食べてくれるんですけども、少しでも青いものは手をつけません。そして、小さいものは手をつけません。いいものばかりを食べています。非常にぜいたくであります。

そういうことで、有害駆除については、市長並びに担当課から十分な答弁をいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを、つくば街道と申しますけれども、県道53号線、つくばから土田まで抜ける線の北側はほとんどがイノシシでだめでありますので、そういうことで、ひとつお願いをしたいと思っております。

次に、学校の防火対策についてでありますけれども、学校の防火対策については、先ほどもし

ろいろ中根議員からもありましたけれども、防火対策については、私は特に学校の防火対策。

この前、区長会で7月に甲府の防災センター体験学習をして、私も参加してまいりました。その中で、最近の建造物には合板材が多い、合板材は塗料と接着剤によって毒ガスが出るおそれがある、したがって、その毒ガスを吸ったらば全員が、吸った者は必ず倒れてしまうんだと。そういうことで、非常に恐ろしいということで、実際に煙がたなびいた中に、毒ガスではないけれども、目にしみるガスを張りめぐらされて、その中で体験をしてまいりました。そういうことで、学校の耐震化については3.11以来十分にやってきたんですけれども、防火についてはそれほど力が入っておりません。

そこで、井坂消防長にもお願いしたいんですけれども、志筑小学校は非常に立派に、そして合板をたくさん使って、すばらしい木造を使った校舎だなと思うんですけれども、逆にこれは防火に対しては無防備だと。一たん火災が起きたらば、生徒の2階の3分の2は死んでしまう、そういうおそれがある。これらの合板から接着剤、合板の塗料は毒ガスの試験をして許可をしたのか、これをお伺いしたいと思います。非常に危険でありますので。私もその建築当時気がつかなかったんですけれども、非常に私は感じたところがあります。教育長からも答弁を求めるわけがあります。耐震調査については十分やったけれども、防火対策についてはなっていないのではないかなと。統合ばかり力を入れているのではなくて、そういうものも、各学校の防火に対してもどういうチェックをしてきたのか、教育委員会から答弁を求めるものであります。

学校の統合に向けていろいろ今、審議をやっていますけれども、私も千代田地区のほうの合併の推進協議会長だということによってやっております、今、志筑小学校だけではなくて、見直して今からやろうということになりましたけれども、通学路が、例えば出島地区にも通学路の安全がされていない、そういうものは早く出して改善を土木課とともに県、そういうものとあっせんをしながら安全対策をしなければならない。バスで通えばいいんだではなくて、6年間、そして、中学校までの9年間には腹痛いときもあるし、中根議員が言っているいじめもある。そういうときは1人でこっそり逃げていく場合もある。この間の三重県の中学3年生が何者かに殺された。こういうことが起きないわけではない。そういう危険箇所があるところに学校をつくる、通学路がきちんと決まらなければ、早く対策を立てていかなければならない。まだはっきり決まらない学校もありますけれども、決まれば、そういうものは早く取り組んでいかなければならないから。志筑小学校があそこへ移転するというので、前市長からそれは早急にやろうということだったけれども、志筑小学校だって、いまだに岡崎議員の後ろ側はまだ歩道ができていないんです。反対側ですね。そして、今度は五輪堂橋ができれば、あそこの高倉から出てくるところの橋までは歩道ができていない。こういう危険があります。こういうものも早急に直して安全を図っていかなければならない。

志筑の高倉や栗田の区長から、山内、我々の子どもも平等に扱ってほしいということをおっしゃいました。平等というのはどういうことですかと言ったらば、おまえらの子どもたちやほかの子どもたちはバスで通うけれども、こっちのほうは、志筑小学校は1000メートル以上遠くなっちゃったんだ、だからバスで通うように、親が安心して見送れるようにしてほしいということをおっしゃられました。なるほどなということでございますけれども、通学路、特にヨシダヤのところの交差点は非常に危険であります。こういうところも早急に直さなければならない。改善されていませ

ん。私は何回かこのことも言ったんだけど、改善されていません。事故が起きてからでは間に合いません。ひとつこらのこともよく考えてほしいなと思っております。

次に、子宮頸がんの問題に触れたいと思います。

子宮頸がんについては、非常に発生率が多いということで、厚労省はそれらについて進めてまいりました。ところが、ここ半年くらい前から副作用が出て、しびれが出たり頭が痛くなったり、中には半身が不随になったり、子宮頸がんのワクチンで副作用が出たから。厚労省はいつの間にか強制的ではなくて、十分に希望をとってから進めなさいということに方針が変わってまいりました。

そこで、担当課にお伺いしますけれども、子宮頸がんに対する副作用は出ているのか。この市では何件くらいあったのか、そういうことを伺いたいと思います。そして、どういうふうに進めているのかお伺いをいたします。

さらには、風疹の問題であります。風疹は妊婦に風疹が入りますと、これは大変なことになって、胎児に障害を起こして身体障害者が出てまいります。世界で一番風疹が多い、発生率の多いのは日本であります。そういうことで、風疹に対するのは徹底して予防接種をしてもらわなければなりません。

さらには、おたふく風邪と申しますか、それらについても、子どもたちの、これはこう丸に入りますと子どもができなくなると昔から言われております。これらのワクチンについても、どのようにやっているのかお伺いをいたしたいと思います。

次に、老人対策でありますけれども、前半に申し上げましたように、宮嶋市政は素晴らしいものがありますけれども、一つには年寄りいじめとも聞こえるような行動があります。ことしも12億からの不用費用が出ております。老人に、77歳、88歳、99歳、100歳に出しても650万以内であります。このくらいは当然出していいのではないかと。行政改革だから、行政改革だからと。

きのうも佐藤議員からの話にもあったけれども、金だけ、金だけ、金だけだということではなくて、思いやりの心、年寄りに思いやりの心、そういうものを飛んで、品物でいいんだ、品物でいいんだではなくて、今までどおり、わずかでありますから。前から見たらずっと少なくなっているんですよ、それでも。それらを出していくべきだなと私は思うわけです。

そして、補助金の見方が強いから、最近では老人会がどんどんつぶれております。これらについても、もっと優しく、担当課からは指導が足りないのではないかなと思うんです。老人会でいろいろ簿記のこと、そういうものを厳しく言っているけれども、厳しく言うのではなくて、手をとって教えてやらなければ昔の人はできないんですよ。そういうことをやって会計はきちんと合うようにしてやればいいのではないですか。指導が足りないために、俺らはもうこんなものはもらわないよということで、老人会まで解散をしているところであります。こういう思いやりの心、きずなと申しますか、こういうものが少し欠けているのではないかなと思うわけであります。

最後に、財政の問題になりますけれども、財政も公債比率では11.9%であります。したがって、財政力もそれほど悪くありません。非常に、指数から見れば25%、さらには20%と全国的に言われている中では、まだ11.9%であります。十分に今言ったような望みは、それから中根議員が言ったような望みのことは、相当予算をとれるのではないかな。保育園の問題もありますけれども、佐藤議員が言った問題についても、もっと真剣に、前向きに、前向きに、早くから取り組まなけ

れば、いまだに始まらない学校でさくら保育園をやると言ったらば、父兄はとまどうのは当たり前の話であります。もっと父兄の気持ち、子どもを持つ親の気持ちをよく考えて行動をとったらいいのではないかなと思うわけであります。経済力は私は十分にこの市はあります。そんなにけちくそに考えない、市がだ、国がだ、そして経済は回復しております。職員を余りこれ以上はいじめないで、もっと経済力も見てやってほしいなと思うわけであります。

希望を述べたりしましたけれども、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

山内議員、4番がちょっと抜けているんですが、いいんですか。放射能対策について、4番。暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時47分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

第1回目にイノシシの話に張り込んだから、放射能の問題を忘れてしまいました。

放射能の問題も、きのうも佐藤議員からあったように、学校では、とった土砂については、今度はコンテナに入れてシートをかけて埋設をしてあれにするということでございますから、大変いいなと思っております。それについては市長も太陽光発電を盛んに取り入れて、放射能に対する代替の電力については十分にやっている市政については感銘を受け、感謝を申し上げたいと思っているわけでありまして、東海村でも放射能、そして廃炉の人は落選をいたしまして、今からよく考えて炉についてはやるという人が当選をいたしました。

市長は廃炉についてはどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農政問題については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の教育行政については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の保健行政については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、原発廃炉の問題についてのご質問にお答えします。

佐藤議員のご質問の際、ちょっと触れさせていただきましたが、原発はトイレのないマンションと同じ、さらに絶対という言葉があっても、絶対安全ということは何事にもあり得ない以上、一たん事故が起きれば、制御不能となるのが原発であります。来るべき東南海地震を考えたとき、かすみがうら市の地理的条件から、少なくとも私は東海と浜岡は廃炉にすべきであると考えております。

こうした視点、考え方から、豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えていくため、平和に関する諸問題に対して、市としての決意を表明するため、非核脱原発平和都市宣言を平成25年3月28日に行ったところであります。宣言文の趣旨といたしましては、核兵器の速やかな廃絶を願い、また、福島第一原子力発電所事故の教訓から、原発にかわる再生可能エネルギーが創出されることを期待して、当市の豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えるとともに、世界の恒久平和を願うものとなっております。

関連しまして、放射線対策についてであります。市内の公共施設等につきましては、週1回の頻度で放射線測定を行い、その結果を市ホームページにおきまして公表しております。あわせて、マイクロホットスポットが発見された場合には、その都度、除染を行っております。市民の皆様にも身近な放射線量をご確認いただくため、放射線測定器の無料貸し出しも実施しており、放射線量の高い場所があった場合には、適宜除染をお願いしているところであります。

また、放射性物質汚染による健康への影響を検査するため、ホールボディカウンター検査などへの助成も行っているところです。

食品等の検査につきましては、市内中学校、小学校、また保育所等の給食の検査を週1回の頻度で測定し、その結果を市のホームページにおいて公表しております。また、一般の食品検査も事前予約制により実施しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

今後とも検査を継続しながら、市民の皆様へ安全・安心を提供できるよう努めてまいります。

次に、小中学校において放射線測定器により測定した結果が除染基準を上回った場所につきましては、適宜除染を行い、除染土壌を土のう袋に入れ、ブルーシート等で覆い、保管しておりますが、保管を始めてから2年が経過し、土のう袋の腐食も見受けられるようになったことから、より耐久性の高いフレキシブルコンテナバッグに入れかえ、原則として各施設内に埋設等により保管する方法に切りかえるべく、その費用を今回の補正予算に計上させていただいているところであります。

次に、汚染土壌の保管における市独自に仮置き場の設置についてでございますが、市の各施設

では除染により発生した汚染土等をそれぞれ敷地内で保管しているところです。ご承知のように、放射線セシウム137については半減期が30年と言われており、長期保管が余儀なくされることが想定されます。仮置き場においては、長期間保管に加え、汚染土壌の集積による高レベルの放射線への対応などが必要になります。

今後の国・県、周辺自治体の動向に注視するとともに、仮置き場の必要性や各施設の保管量等を勘案しながら適正に対応していきたいと考えております。

5点目、老人対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、これまでの敬老祝い金の経過等から伺われているものと思いますが、激動の時代に国や地域のために多大なご尽力をされ、今日の礎を築いてこられた皆様方に対する感謝と尊敬の気持ちというものは、私も今現在、強く持っていることには変わりはありません。しかしながら、厳しい行財政状況の中で社会が持続的に発展していくためには、一定規模の人口を維持し、安心して生活できることが何よりも大切であり、子どもをふやしていかなければならないと思っておりますので、これらの状況変化に対応するためにも、老から若へシフトする部分も必要ではないかと考えております。そして、孫子の世代が安心して暮らせる環境は誰しも望むものであり、ささやかな祝い金ではございますが、削減に大きな意味があることをご理解いただきたいと思っております。金額にかかわらず、感謝の気持ちに変わりはありません。ご理解くださるようお願いをいたします。

6点目、市の財政についてのご質問にお答えいたします。

まず、実質公債費比率ですが、標準財政規模に対する地方債の元利償還金の比率で、地方債の返済額の大きさを指標化したものであります。この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、起債に協議を要する団体、許可を要する団体の判定に用いられるものであります。また、健全化を判断する比率に将来負担比率がありますが、これは将来負担すべき金額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっており、平成24年度は110.2%になっております。この2つの比率の早期健全化基準は、それぞれ25%、350%となっており、当市の数値はこれを大きく下回ってはおりますが、今後の見通しとしまして、歳入では地方交付税の合併算定替えによる段階的縮減、歳出では神立駅周辺整備事業、神立停車場線整備事業、学校施設の大規模改修事業などの大型公共事業や社会保障費の増加、地方債の償還額の増加等が予想され、今後も行財政改革を進め、さらなる行政運営の効率化を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目、農政問題について答弁させていただきます。

まず、イノシシの被害については、雪入地区などを中心に甚大な被害が報告されており、市としても対策を行っているところです。これまで1回の活動における捕獲上限を30頭としているところですが、実際の捕獲頭数は年間二、三回の実施の中で合計40頭程度に落ちついておりました。

しかしながら、昨年度は61頭にまでふえ、さらには秋から冬の狩猟期間中における地元猟友会の方々の個人捕獲分を含めると、年間84頭ものイノシシが捕獲されている状況であります。

近年、捕獲頭数が増加していることから、今年度から県で定める捕獲管理計画に基づき、イノシシの個体数調整を目的として、年間100頭を目標とした捕獲許可を得て、年間4回の捕獲活動を計画、実施しております。なお、年間100頭の数値目標については、当市と土浦市において、野生鳥獣による農業被害軽減を目的に策定した土浦市・かすみがうら市農産物鳥獣被害防止計画に基づき設定させていただいた数値でございます。

今年度の捕獲活動でございますが、地元猟友会のご協力をいただき、既に春、夏で2回の捕獲活動を実施しており、春16頭、夏30頭のイノシシを捕獲しております。今後も10月及び秋から冬にかけての狩猟期間中の捕獲活動を予定しており、目標が達成できるよう努めていくところでございます。また、先般実施いたしました捕獲活動においては、ご承知のとおり、地元集落からの要望を踏まえ、活動エリアを広げて対処することといたしました。ご指摘のように、活用できる移動式箱わながそれぞれ集落に設置するには足りなかったことから、新たに2基購入いたしました。これにより、市が所有する10基、猟友会で所有する2基の計12基を活用して対応しているところです。なお、このほかにも固定式の囲いわな8基、猟友会で設置するくくりわな等の手法をあわせて活動を進めております。

イノシシについては、農作物に甚大な被害を及ぼすことから、今後も市では捕獲の専門的な知識を有する地元猟友会のご協力をいただきながら、継続的に捕獲、防除等の対策を行っていきたいと考えております。

次に、カラスによる害についても、市内の農業者にとっては、非常に深刻な問題であると認識しております。霞ヶ浦、千代田両地区において、銃による捕獲活動を実施しております。高所、または飛行中の鳥を落とすということで、技術を要する難しい捕獲活動となりますが、猟友会のご尽力もあり、捕獲実績についても、昨年度両地区合計で517羽を捕獲しており、今年度についても、かすみがうら地区では今後も秋期捕獲を計画しておりますが、既に365羽を捕獲しております。

これからも同様に活動を進めていく考えでございますが、被害の状況、個体数などを勘案し、地元猟友会とも相談しながら、捕獲許可数について検討していきたいと考えております。

また、ハクビシンについては、市内においても多く目撃されており、農作物に被害を及ぼすとされ、市にも苦情が寄せられております。また、近年では特定外来生物に指定されておりますアライグマによる農作物被害も市内の一部地域から報告を受けており、当市といたしましても、その対応を検討する必要があると考えております。

これらの有害鳥獣捕獲に関しては、小動物捕獲用の箱わなを用いるのが通例であり、箱わなを使用するに当たっては、狩猟免許のうち、わな猟免許を取得していることが原則となっております。市の対策としては、わな猟保持者に対し、箱わなを貸し出しを行っており、また、より多くの農家の方々がみずから捕獲を行えるための処置として、農業従事者を対象にわな猟免許の取得にかかる費用への補助を実施しております。昨年度は4名の方の狩猟免許試験に合格がありました。今年度においても、現在のところ、2名の方が試験に合格、補助の適用となっております。

今後も多くの農業従事者の方が自営による農作物被害軽減に努めていけるように、同制度を活

用していただければと期待しているところでございます。また、近年はこれらの小動物による住居侵入などの生活被害も見受けられることから、本市といたしましては、県も含めた関係機関と連携をとりながら対策を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

山内議員のご質問2点目、1番、小学校における防火対策について、2点目、2番、小中学校統合に向けた通学路の設定、整備についてのご質問にお答えいたします。

志筑小学校校舎の防火対策につきましては、防火水槽を設置し、火災時に対応できるよう計画しております。スプリンクラーの設置基準につきましては、電気関連設備施設、介護施設等の火災発生によって被害が大きくなることが予想される施設という規定でございますが、学校は適用外となっておりますので、防火水槽の設置で対応いたしました。また、学校に設置してあります消火器、消火栓設備、火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備などにつきましては、いざという場合に備えて専門業者による点検を行い、学校及び児童の安全確保に努めているところでございます。

小中学校の統合につきましては、かすみがうら市小中学校適正化実施計画に基づき、地域の代表者やPTAの代表者などで構成する統合委員会を設置して、施設整備基本計画や校名、スクールバス、通学路、教育活動などの検討をお願いしているところでございます。これらの協議の中で、通学路につきましても協議をいただき、歩道安全施設、防犯灯などの設備について担当部局と協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、山内議員の3点目、1番、子宮頸がんワクチンについて、3点目、第2番、風疹ワクチンについてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンについては、本年4月1日から予防接種法に基づく定期接種となりましたが、去る6月19日の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、ワクチンの因果関係を否定できない持続的な体の傷みを訴えるなどの副反応のケースが報告されていることから、6月14日に厚生労働省健康局長名で定期接種を積極的に勧奨しない旨の勧告がなされたところです。国の勧告は、定期接種を中止するものではなく、当分の間、積極的な勧奨を行わないこと、ワクチン接種については、その有効性及び安全性等を十分に説明した上で、希望者に対して定期接種として行うとし、今後、早急に調査すべきとされた副反応症例について、可能な限り調査を実施した時点で、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断することとしております。

このことから、当市では関係医療機関に接種希望者への国の勧告内容等の十分な説明の徹底を要請するとともに、ホームページ、広報紙により子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えの周知に努めているところでございます。

次に、風疹予防接種につきましては、法定接種として、生後12カ月から24カ月に至るまでの乳児、さらには5歳から7歳未満かつ小学校就学前の1年生の児童を対象に実施しているところでございます。また、第2回定例会で補正をお願いし、7月1日から実施している大人の風疹予防接種につきましては、予防接種法に基づかない任意予防接種として8月末現在で47名の方が助成を受けている状況でございます。

また、おたふく風邪の予防接種につきましては、任意接種となっているところですが、当市では1歳から小学校入学前日までのお子さんを対象として、接種費用の全額を助成して実施に努めております。

各種予防接種につきましては、毎年、年度始めに案内チラシを各戸配布するなど、接種の勧奨に努めているとともに、新生児の家庭訪問時等において、適宜予防接種についての説明を実施しているところでございます。また、予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたときには、法定接種の場合は、予防接種法に基づく保障を、任意接種の場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく保障を受けることになります。

なお、ご質問の子宮頸がん、風疹、おたふく風邪のワクチン接種につきましては、当市における健康被害の報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

イノシシの害からやりたいと思いますけれども、最近、急激にふえてきたということで、県のほうは年間100頭ということなんですけれども、これらについては、1回当たりでも50頭ぐらい、年間200頭ぐらいにふやせないものかなと。10日間で30匹もかかってしまうというのは、相当ふえているということです。ここらについてはちょっと、今の数字で30頭では少ないのではないかなということでございますので、お願いしたいと思います。

さらには、猟友会は銃を持つから、射撃場の練習もしなくてはならないんですね。これは義務づけられています。1回当たり相当かかるんですよ。これらについても相当の援助をしていかなければ大変だと思うんです。これらの援助についてと、それから移動式わなについて、10基ほど、今、8地区くらいふえておりますので、それらの1カ所ずつでも置いていかななくてはならないということでございますので、これらには緊急に対策を立ててもらわなくてはならないので、市長または担当課から答弁をいただきたい。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

捕獲頭数100頭の件でございますけれども、この100頭については、こちらで計画を出して県で

認められている100頭でございます。そのほか、必要であれば協議は必要と思っておりますけれども、今度は有害駆除というような形で捕獲頭数は増加できると思っております。ただ、協議は必要と思っておりますので、ここでどうこうということではなくて、有害駆除として頭数をふやせることはできると思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

わなはどうなの。わなについては。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

あと、援助ということで、1回35万円ということで委託料をお願いしているわけでございますけれども、その中にはわなの資材費とか鉄砲の弾とか、そういうものを全部ひっくるめてのものと聞いておりますので、今ご要望がありましたので、その検討をしたいと思っております。

あと、囲いわなにつきましては、近隣市町村、土浦、石岡市等の関係で若干調査したものがございまして、固定わな、移動式わな、くくりわな、銃というような形での頭数でございますけれども、24年度につきましては、かすみがうらは61頭でございます。また、猟期についての個人的な捕獲ということで23頭ということで、かすみがうら市では84頭でございます。また、土浦市においては、個人的なものを除きますと67頭ということで、かすみがうら市の61に対して67ということでございます。また、個人的な猟によりまして28ということで、土浦市は合計95ということでございます。また、石岡市につきましては、個人的なものが105、また、わなとかそういうことをお願いしている部分が69ということで、固定式わな、移動式わな、くくりわな、銃等のものについては、ほぼ61、67、69で同数でございますけれども、個人的な猟におきましては、石岡市については105ということで、全体で174という頭数がございます。

こういうことから考えまして、かすみがうら市においては、全体的に土浦95、石岡174に比べましても、84ということで捕獲頭数も少ないということでございますので、そういう移動式わなとか、そういうものについては新年度において検討する必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

新年度もいいたけれども、補正をとって今8カ所ふえたんだよね。それらについては、移動式わなというのは1カ所10万くらいしかかかりませんので、100万くらいのお金をとっていただいて、それで補正で組んでいただければと思うんですね。これらは可能だと私は思うんですよ。相当の被害がありますので、それについてご答弁をいただきたいと思っております。

頭数については、今いろいろ細かく他町村のことも言ったんですけども、本市ですらそんなにかかっているんですから、これらについてももっと、200頭くらいの枠を広げてもらいたい。

それで、粹については今、課長は可能だと言うんだから、それらについては県のほうに申し込んで、そして猟友会にも弾ですね、特にカラスは300頭をとっておりますので、これだってふやしていかなくてはならない。相当のカラスがおりますので。そうすると、散弾銃を撃つって言ったって、飛んでいるやつを撃つんですから、大変だと思うんですよ。これらについても援助をしていかなくてはならないのではないかなと思っています。ここらについてご答弁をいただきたい。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

補正ということでございますけれども、それについては今後協議していきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

協議をするということですが、実のある協議をお願いしたい。協議をする、検討するは政治用語では逃げ用語でございますので、本当に検討をちゃんとして、この次、また質問出しますので、ひとつお願いしたいと思います。

それから、わなの免許証者が去年4名、ことし2名なんですけれども、足のわなですね、足のわなの免許を取るのはいいんですけれども、あれは素人がうっかり通ると、食いつかれたら足なんてむしれちゃうんですよ。相当すごいものですから、結局、猟銃で撃ってもらわなければならない。そういうことですので、これらについては十分考慮をして免許を取らせなければならないかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、子宮頸がんなんですけれども、これらについては、風疹の被害等も今のところは出ていないということでございますので、慎重に構えて、ワクチンについては接種をしていただきたいと思っております。

それから、学校の防火対策なんですけれども、特に志筑小学校はすばらしく木を使ったんですけども、学校だからスプリンクラーが使えない。あれは本当に使わなかったら、北海道の老人ホーム、それから北陸の老人ホームで死者がたくさん出ましたね。スプリンクラーがあれば助かった。

防災センターで見ると、もう煙が出ると、70センチまで下がってしまうんだそうです。1回吸うと、もう助からないということなんです。毒ガスか何かは消防で調べてみればわかると思うんですけれども、消防長のほうから、これらについては検査をしたのかしないのかをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいまの山内議員の質問の毒ガスについての検査はしてございません。

なお、学校資材につきましては、建築基準法において内装制限がされておりますので、有毒ガスが発生する材料は使用できないことになっておりますので、有毒ガスは発生しないと考えてお

ります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

有毒ガスが出ないということで、完全にそれらのチェックをしなければわからないのではないかなと思うんですよ。ここらは検査をしていただきたいと思うんです。そうでないと、子どもは安心して学校へは通わせるわけにはいきません。そういうことで、十分なご配慮をいただきたい。あれだけの合板材を使うと火の回りは速いわけですから。

それから、貯水池だけで対応している。貯水池と消火栓だけでは間に合わないわけですから、ここらもよく考えて学校の防火対策というものを立てていただきたいと。プールがあるから貯水槽は十分だと思うんですけれども、それでもやはり火の回りが速い、そういうところは全館スプリンクラーが必要だと思うんですよ。これらについて、教育長から所感をいただければと思うんですけれども。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員がご心配のところはもっともなことであると思っておりますが、有毒ガスが発生しない、そういう合板を、ほとんどがムク材だそうでありまして、有毒ガスは発生しないということでございますので、私はそれを信用したいと思っております。

学校としましては、避難訓練ですね、これは徹底して、火事の場合ハンカチを口に当てて、そして逃げるというような訓練は徹底していきたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

有毒ガスが出ないと言ったって、まだ検査はしていないんだよね。そういうものを使わなくてはならないと業者は言っているんですけれども、その検査も、業者がそうだったらば、検査をしていなくてはならないわけですよ。それはしていないわけですから。

甲府の防災センターで聞くと、1回吸ったら終わりだと言うんだよね。1回吸ったら終わりだ。だから大変だということで、あそこの所長は本当に熱心な人で、私どもも体験学習をしてみたいんですけれども、そういうことで、これらについては十分に検討してもらわなくてはならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ワクチンについてですけれども、ワクチンについては、各ワクチンとも、今のところ副作用がないということでございますので、今後も慎重に構えてやっていただきたいと思ひます。

それから、市長も大変太陽光を奨励したりして、原発に対しては非常に関心が高いので安心してはいるんですけれども、それでもなおかつ、放射能というのは、はかり知れないものがあるわけでありまひす。

きょうも霞ヶ浦の汚泥の問題も出たけれども、原発は日本では約200くらい持っているわけですが、福島の第二原発が4つのところがだめになったということで、茨城県の東海原発もあと40センチで福島と同じになったと言われております。今、3メートルの防波堤をつくっているわけですが、ここ40キロ、45キロくらいありますけれども、これだって、いざ福島みたいになったら入ってくるわけでありまして、市長は廃炉ということがやはり当然だということなんですけれども、エネルギーの問題ですから、なかなか一概にはぱっと言えないかと思うんですけれども、とにかく放射能の問題は、日本はもう既に広島、長崎、それから「第五福竜丸」というのがありますね、昭和28年。これらの事件、そしてJCO、もんじゅの問題、そして福島原発。こういうように、放射能では散々な目に遭っているのが日本でありますから、放射能で世界が滅亡するおそれがあります。原発があるということは、原子爆弾がつかれるということです。アメリカは1800の原発を持っております。日本は1000発の原発がすぐまできるような状態であります。それで、廃炉とした、廃棄物ですね、それは2万年たっても放射能は変わらないというんです。2万年ですよ。ピラミッドがつくられてからまだ5000年しかたっていない。まず我々の子孫はまだ腰曲げた類人猿かもしれませぬ。2万年。そういうように、どこまでたたって放射能はなくなる。しかも、青森の六ヶ所村はもう目いっぱいだと。私もあそこを作業中に通ったことがあるんですけれども、大変なところで、300メートルの地下に今、そういうものを入れているんだそうですけれども、これはマグマの中心まで5200キロあるんだそうです、地球の。そこまで持っていかなければならないと。果たして掘る技術があるか、溶けてしまうのではないかと。だから、もう原子炉というのはいらないほうがいいというのが普通の認識ではないかなと思っておりますよ。でなければ、放射能の問題がある。

日本政府は自民党になって、安倍さんは外国にまで売り込みをしようとしているんですけれども、私は原子炉は余りやると、今度のオリンピックの誘致についても、汚染水の問題が大変出てまいりまして、世界でだめだと、そして韓国ではもう茨城、福島、岩手、山形、その4県ですか、青森まで5県の魚は買うなということまで言われているんですよ。したがって、大変なことで、それによって風評被害がいまだに起きている。そういうことですから、風評被害で、もうTPPですら、この間、知事の選挙中も言っていましたけれども、7800億円の農業収入の中で1800万、TPPですら、これは今度は風評被害ですとやっつけて、私も観光では閑古鳥が鳴いているんですよ。それほどいまだに尾を引いているわけ。だからこれは、放射能の問題は大変な問題だなと思っておりますので、市長は廃炉がということで、私は大変安心をいたしましたけれども、安心はできません。放射能問題は、これらについては強力に進めていただきたいと思っております。

それから、老人対策の問題で最後触れますけれども、老人対策については、市長、これ以上はやらないで、品物もいいだけけれども、このくらいはやはり、今回も議案に出ていますけれども、よく考えたほうがよろしいのではないかと。市長からもう一回考え方を伺います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1回目の質問では触れなかったわけですが、今回、祝い金を廃止するかわりに、お年寄りに対する感謝の気持ちとして、本当にささやかではありますけれども、祝い品を支給するということ

を考えております。いわゆる祝い品、祝い金等に投じているお金、どこの市町村でもささいなものではありますが、今回、かすみがうら市で祝い品に投じるお金というのは200万弱であります。これは近隣、土浦、石岡等に比べても遜色のない、むしろかすみがうら市のほうが余計の金額になっております。そういったところをご理解いただいて、ぜひ条例の廃止についてもご賛同願いたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長、かすみがうら独特のいいところは、ほかの市町村のまねなくていいんだよ。俺はここだということはちゃんとやったほうが、やはり宮嶋カラーというのが出ているのではないですか。ほかはやらないからこっちだと言ったって、ここでやっていることはきちんとやって、そういうことのほうが私は、来年選挙ですよ。ですから、やはりここらも年寄りみんな怒ると大変ですよ。ですから、品物をやるよりも、やはりきちんとしたものをやったほうがいいのではないかなと私は思うんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙に対するご忠告ということでありましょうが、私はやるべきことはやはりやると。まさにそれが決断の政治、宮嶋カラーだと考えております。ですから、明確に老から若、さらには官から民ということを、これは一方が膨らめば片方はへこむわけであります。しかし、この老から若については、いわゆる1人当たりのものは減らしても、全体としては今後10年たったら、同じような対象者は3倍ぐらいにふえます。ですから、こういうことを勘案すると、今やらないと、結局、片方でやらなくてはならない子育て支援策であるとか、いわゆる持続可能な社会への転換ができなくなってしまいます。それを私はお年寄りにご理解をいただいて。大変金額的には些少ではありますが、気持ちは全く変わっておりませんので、ぜひとも議員の皆様にもご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

財政力にはそんなに遜色はない。将来指数も今度は落ちましたね。だから、そういうことで、やはりそこらは、将来はもっと老人がふえるからといって、老人早く死ねということではないと思うんですけれども、考え方は。だけれども、やはり出すものは出したほうがいいのではないかなと思うんです。これ以上やっても水かけ論になりますから、やめます。ひとつ年寄りを面倒見ていただきたい。私も年寄りになりまして、私らの同級生もみんなことしは77歳で首長くしてもらおうのを待っているようございますから、ひとつ来年もそのようにお願いしたいと思って、希望を述べまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。

平成25年第3回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会において、私が一般質問でアンカーを務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

この9月定例会は、宮嶋市政の今の任期中、最後の定例会になります。ということは、2期目に向けてカウントダウンが開始されたと言ってもよいのではないかと思うところです。そうだ、ごめんなさい、間違った。この9月定例会はと私は申し上げました。

したがって、これからの定例会はすべて宮嶋市政の2期目への意欲ある政策として、気合の入った答弁がされるものと、市民はより一層の期待を持って関心を高めていくものと思っております。

ついせんだって、宮嶋光昭後援会が確かな道筋をつけ、次世代への市政改革、さらに加速、全力前進の掲示用ポスターが配送されました。その中に将来に大きな希望を持ち、前へ進むときではないでしょうかと呼びかけ、前向きな市政を実現していく市長の覚悟が述べられております。全く私は同感であります。

そこへ来て、先日、8日朝5時過ぎ、2020年のオリンピック東京開催が決定したことをテレビはリアルタイムで報道しました。私も思わず万歳を叫び、自然に涙が出てまいりました。私が高校2年生のときの感動を、今の若者や子どもたちにもう一度一緒に味わえたらと思うと、胸がいっぱいになりました。私はあの国立競技場に足を踏み入れ、聖火台の隣で見た陸上競技、フィールドの赤茶色と緑、芝のグリーンのコントラストが今でも鮮明によみがえってまいります。1964年のオリンピックを知っている世代なら、ほとんどが感動をもう一度と、そして10代、20代の子どもたちは、アスリートを目指して日本じゅうが活気づいて、どこことなく、何となく華やいてい感じがするから不思議です。おもてなしの心で世界じゅうのアスリートの皆さんを、そして観客の皆さんをお迎えし、日本の歴史や文化にも触れて、本当に感動して帰国してもらいたいものと思っております。

そして、多くの雇用が生まれ、若者が元気になることこそ、過去20年のデフレから脱出する糧となるのではないかと、本当にそれを願っている1人であります。

市長が言っておられる将来に大きな希望を持ちというところの、その希望の太陽が今、昇り始めました。確かに政治や行政は浮かれてばかりはいられません。むしろこの機会を冷静に見詰め、市政の発展にどう利活用していくかを考えていかなければなりません。市長は常日ごろ、先進的なよい感覚をお持ちだと評価している1人ですが、こういう新しい時代に向けてかすみぐらうら市はどのように発展していくべきか、先ごろの市政懇談会のような市民対話を重ね、市長と市民との相互理解を深め、市民に納得されるような運営に心がけるべきだと思っております。せっかくのよい考えや構想があつたりしても、市民の皆さんによく理解されなかつたり、誤解があ

ったりしたままでは、前へ進むことは、結果として前進することにはならないと思うのです。そういう残念なことにならないように、市民をたくさん乗せたバスの運転手になったようなつもりで、乗客に不安を与えないスピードで快適に市民を運んでいただきたい、そう切に願っております。

そのような市長の政治姿勢のもとで、子育て支援や新産業の導入で人口減少をストップさせようとの方針には、全面的に賛意を表すものであります。

具体的には、この2枚看板は重要でありますので、今まで子育て支援については、私も女性の立場から毎回のように取り上げて質問もしてまいりましたが、今回はもう一方の新産業について、どのような構想をお持ちなのかお伺いいたします。

私はこのオリンピック東京開催という新しい局面の展開に対応して、もっと視野を広げ、今まで広域的な懸案となっている霞ヶ浦二橋の問題やTXの茨城空港乗り入れ、この大きな課題はもとより、かすみがうら市単独で何かができるというものではなく、関係市町村や県、国の総合的な政治力が必要なテーマです。

そこへもう一つ、オリンピックに合わせて8日に6期目の当選を果たした茨城県の橋本知事がおられます。この全国一の当選回数を誇る橋本知事の政治力は、今や最高潮に達していると期待されているところでありますので、オリンピックと合わせて2つの好材料ができたわけですから、かすみがうら市長は周辺関係市町村へも呼びかけ、この広域的な課題でかすみがうら市を通らなければできない地域開発に積極的に乗り出し、市長の言う確かな道筋をつけていくべきであると思っております。

そのためによかれと思った広域的合併もどんどん推進し、そして明るい未来型の地域社会の姿を描き、次の世代へバトンタッチすることができると私は信じております。

前置きが大変長くなりましたことをおわび申し上げます。

まず、第1点目のかすみがうら周辺地域の地域連携、活性化の推進、プラチナタウン構想の内容についてお伺いいたします。

地方の活性化については、どこへ行っても話題にならないことはなく、今や国じゅうの大きなテーマになっていることを常々肌身に感じているところでありますが、これはいつも何らかの形で論じられている人口減少社会、あるいは少子高齢化という問題が背景にあることは、衆目の一致するところであると思っております。そこで、こういう社会的現象を逆手にとって、むしろそこから新しいニーズを掘り起こし、ダイナミックな地方の政策にすることができれば、地域間の競争にも勝てる手段になるではないでしょうか。

こういうことを念頭に置きながら、市長にお伺いいたします。

確にかすみがうら市単独ではなかなか財政的にも、行政力からいっても、困難なテーマについて現実化していくためには、神立駅及び周辺の再開発のように、土浦市や隣接する市町村を初め、広域的な連携を図りながら、協力して活性化の推進並びに地域の整理をしていく必要のあることは誰しも認める重要な観点であります。こうしたとき、市長は8月になってから、阿見町、美浦村、稲敷市の首長等の関係者とプラチナタウン構想に関する懇談会を開催いたしました。これは、宮嶋市長が積極的に呼びかけ、イニシアチブをとって推進されたものと思っておりますが、その政治的見識に敬意を表すものであります。

ここで、市長の考えるプラチナタウン構想の内容と推進方策について、どんなものなのか、ここで市民の皆さんにもよくわかるように説明をいただきたく、その内容及び具体的推進方策についてお伺いいたします。

次、2点目に、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合に関する選定理由は答申どおり、最初から次善の策を選択するということが述べられているが、最善の策としてはどうあるべきと考えられるのかお伺いいたします。

平成24年7月12日に小中学校適正規模化案が学区審議会において答申の運びになり、その後、この答申に基づき各学校ごとに父兄全員に呼びかけ、意見交換会が実施されたという報告を受けておりますが、それももう既に1年前の8月に集中して行われ、参加人数が一番多いところで32名、一番少ないところになると、わずか6名しか出席されなかったということですが、これで十分な意見交換ができたというふうに思っておられるのかどうか、教育長にお伺いいたします。また、これで十分ないとすれば、それを補うためにほかに何を実施してきたのか、あわせてお伺いいたします。

次に、私は平成23年1月23日の選挙によってこの席に置かせていただいておりますが、残念ながら、今回の統廃合を含む適正規模化の具体的な内容を多少なりとも説明を受けたのは、議員になって1年以上も経過した24年の3月の全協が初めてだったのではないかと記憶しております。若干過去にさかのぼりますが、志筑小学校の改築発注時期は、何年何月何日だったのでしょうか。また、この統廃合を含む適正規模化のための検討に着手したのはいつなのか、教育長にお伺いいたします。

私とすると、志筑小学校を建てかえるときに統廃合をどうするかということについて、あわせて考えることはできなかったのか、返す返すも残念に思うからであります。平成24年1月20日の答申書によりますと、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合による新しい学校の候補地は、現在の志筑小学校とする。その選定理由は、上記4つの小学校を統廃合する場合、1学年当たり2クラスの計12クラス、これは平成23年度児童数を参考にしておるということです。となる。統廃合後の学区は南北に長くなるから、おおむねその中心となる場所に新たな小学校を置くことが最も望ましいと考えるが、志筑小学校は平成23年9月に新耐震基準に基づいて開校した校舎であることから、次善の策として、新たな小学校の候補地は現在の志筑小学校とするのが有効であると考えております。

選定理由の1点目の1学年当たり2クラスの計12クラスとなるという点については、適正規模化を図ることから、市民の皆さんも賛同するのではないかと思うところです。

2点目の統廃合の学区は、南北に長くなることから、おおむねその中心となる場所に新たな小学校を置くことが最も望ましいと言われている。その中心となる場所はどのように理解しているのか、まずお伺いいたします。

3点目として、附帯条件がついておりますが、学校は各地域の拠点としての役割になっていることから、地域住民等への十分な配慮が必要である旨が記載されておりますが、これは至極当然のことであろうかと思えます。かつて七会村、志筑村、新治村の3村が合併して千代田村ができたときは、統合中学校を一つつくるということが合併の大きな目的であったと聞いております。その結果、その3つの村がほぼ中央部に位置する現在の四万騎に千代田中学校ができましたとい

うふうに聞いておりますので、今回もそのような配慮をする必要があろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

それに加えて、附帯条件には、小中一貫校教育が推進できるよう配慮することや、統合後の学校は新設校としとか、いろいろ書いてあります。これらの教育にはスムーズに小中一貫校に移行することも、ほかの市町村を見ても大きな流れのようでありまして、その結果として、特色ある学校、そして魅力ある学校を築いていく基礎にもなると思われますので、今回の統廃合に当たっては、千代田中学校の近隣で中学校と統合小学校が一つの文教地区、それを形成し、将来人口も張りつくような対策を講ずることが将来のまちづくりに寄与することになるし、バランスのとれたかすみがうら市をつくっていくためにも重要なことだと思っておりますが、この私の考え方に対し、市長の所見をお伺いいたします。

3点目として、市道51号線、すなわち上稲吉福性寺の南側から馬立に至る道路ですが、この件につきましては、昨年9月の定例会において一般質問でお伺いしましたところ、現道の改良事業を一つ選択肢として協議、検討していくとの答弁がなされました。現道の拡幅の部分や拡幅が困難な部分にはふたなし側溝をふたつき側溝に入れかえるなど、幅員の拡充を図るなどの方法を講ずることで対処するとのお答えがありました。その後の経過と今後のスケジュールをお伺いいたします。

近年、この道路を途中まで整備してからの中貫が渋滞することもある、戸崎・上稲吉線や舟橋を経由してつくば方面へ向かう国道6号線から迂回する車の通過量が多くなったようであります。また、私立の小学校ができたり、新治の工業団地に工場等が張りつき、通勤者も多くなってきつつありますし、加えて、土浦北インターが近くにありまして、ますます利便性が高く、この道路への期待も高まりつつあります。

単に馬立地区の皆さんの生活用道路としてだけでなく、一般市民のための公衆用道路としての機能がより発揮されていく必要があります。馬立地区の皆さんが集落内を通過されるのは、余り歓迎されていないという気持ちも交通安全面から理解できないことではありませんが、これは安全を図りつつ、かつ公衆用道路としてきちんと整備する市当局の行政に対する責任が問われる問題であろうかと思っております。市当局は、大多数の市民の利益を優先して、一部の人が迷惑をこうむらないような対策を講じていくようなバランスのとれた積極的な市政を推進するようあわせて希望します。

そういう意味からして、市道891号線、これは上稲吉の四宮商店の前から東に入り、畑を突き抜けて舟橋へ抜ける蛇行の多い狭隘な生活道路であります。何分にも簡易な舗装であるためか、たびたび破損し、今までにも何度か応急処置を施していただきましたが、またひどい状態になっております。ふだん、生活用道路というのは、こういう問題を抱えている場合がほとんどだと思っております。それぞれの地域で住民要望の多いところには応急的な処置でもやむを得ないですから、何度も行政の温かい手を差し伸べていくことが住民に最も身近な市政の重要な役割だと私は思います。厄介だと思わずに対処していただきたいと切に思うところでございます。

これについて、担当部長の考え方をお伺いいたしますとともに、今後の補修計画についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時45分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、かすみがうら周辺地域の広域連携、活性化の推進についてお答えいたします。

私の推進するプラチナタウン構想、佐藤議員への答弁で述べさせていただきましたが、東京で今後爆発的に増大する、しかも都内で対応し切れない高齢者を当市が受け入れて、市の振興策として生かすという大まかな構想であります。こうした構想に関心を持った阿見町、稲敷市、美浦村の3市町村と当市とで、当市のプラチナタウン構想から一步進んだCCRCの勉強会を始めました。このCCRCというのは、退職後の高齢者が健康介護だけではなくて、生涯学習、ボランティア活動、仕事等、移り住んだ地域で安全・安心な老後が暮らせる、いわゆる継続的なケアつき、コンティニューイング・ケアと言いますが、リタイアメント・コミュニティ、退職者の社会というCCRCのことであります。先進地の米国で高齢者タウンなど、2000ぐらいの事例がありまして、これを参考にしております。

かすみがうら周辺地域は水と人と緑の豊かなつながりがあり、首都東京とも地理的、心理的、社会的にもほどよい位置にあることから、広域的なネットワーキングができれば、合併とは異なる独自性のある町の形、いわゆるかすみがうら周辺の地域でありますから、かすみがうらラウンドシティーができて、プラチナタウン構想にとっても高いポテンシャルになるのではないかと期待しているところでございますが、私が当市で進めようとしている、いわゆるプラチナタウン構想のかすみがうらラウンドシティーの拡大版という構想自体は、まだまだ具体的なものとはなっておりません。

一方で、政府も地方行財政改革の一環として、広域連携を進める自治体に対して、地方交付税の優遇措置をとるなど、広域連携を今後積極的に推進するということもあり、将来的な合併を見据えながら、さまざまな形で広域連携を検討していく一貫の動きであると、こういうふう考えております。

2点目、小中学校の適正規模化に関する実施計画については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の市道51号線及び市道0891号線の今後の補修計画については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

田谷議員のご質問2点目、小中学校適正規模化に関する実施計画についてのご質問にお答えいたします。

小中学校の適正規模化を目指した統廃合につきましては、学区審議会の審議や意見交換会、地域説明会等を開催することにより、関係する皆様のご意見をいただきながら、本年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定いたしました。志筑小学校につきましては、統合小学校区の北に位置することや通学距離の問題などもあり、これらの児童が進学する千代田中学校が学区のほぼ中心に位置することから、千代田中学校に小学校を併設することや千代田中学校の周辺に小学校を建設することが最善の策ではないかとの意見が出されました。

しかし、志筑小学校は国の補助金制度や合併特例債を活用し、約17億円を投じて建設し、平成23年9月に開校いたしました。また、平成24年度には太陽光発電設備を設置、プール建設、雨水関連工事などを行い、志筑小学校移転整備事業終了を目指しておりました。このため、これを使用せず、別な場所に再び小学校を新築することは、財政面を考えても問題があるだろうという配慮もあり、新校については志筑小学校を利用するということが次善の策として答申がされました。

なお、この答申や説明会などを経て作成したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画においては、最善とか次善ということではなく、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合後の新設校の位置を現在の志筑小学校と定め、現在統合委員会を設置し、検討をいただいておりますが、その中で千代田中学校への小学校併設について再検討するよう提案があり、事業費や整備手法も含め、引き続き検討するということといたしたところでございます。

なお、ご質問の中で志筑小学校の建設の経過でございますけれども、概要でございますが、平成8年に基本構想等づくりを始めました。それで、平成10年度から用地取得に入りまして、平成17年度には既存校舎の耐力度調査、平成20年度には外周道路の工事、平成21年度から22年度にかけて校舎建設、平成22年度から23年度にかけて屋内運動場建設、23年度から24年度にかけてプール建設等を行ってございます。最後の21年度からが皆さんが現在目にしている志筑小学校の校舎の姿が見えてきたというような状態でございます。

また、ご質問の中で、新しい教育に対する考え方について、いろいろ貴重なご提言をいただきました。これらにつきましては、今後参考にさせていただきまして、教育委員会内でもよく検討をしていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

田谷議員の3点目、市道51号線による上稲吉地区から馬立地区通過地点及び市道891号線の上稲吉地区から舟橋までの補修及び整備計画についてのご質問にお答えいたします。

市道51号線につきましては、県道土浦・笠間線の起点から馬立地区を通過し、土浦市行政界の終点までの全体延長約2199メートルの整備事業につきましては、第1期工事計画区間といたしまして、平成14年度から16年度までの3カ年により、県道土浦・笠間線から上稲吉中佐谷地区簡易水道第2機場入り口付近までの615.2メートルが片側歩道により整備完了しております。当時の計画では、現在完了している区間を第1期工事区間とし、完成させた後に、馬立地区説明会を開催し整備する方向で事業を進めておりましたが、第1期工事計画区間完了後に馬立地区説明会を開催したところ、集落内を通さないルートにしてほしいとの要望があり、その後、何案かルートを検討しましたが、平成19年度から凍結状態となっており、現状の部分的な補修を実施しております。また、現道の拡幅の要望もありましたが、地権者の理解が得られず、暗礁に乗り上げた経過がございます。

いずれも地元や地権者などの理解が得られず、実施が危ぶまれている状況にあります。今後につきましては、現道拡幅で地区の理解が得られるよう努めていきたいと考えております。

市道891号線による上稲吉地区から舟橋までの今後の補修計画につきましては、市内全域の生活道路と同様に、利用者が安全に通行できる道路環境を確保するため、定期的に職員によるパトロールや市民からの連絡等により破損している箇所を速やかに発見し、職員による直営で補修可能な箇所は職員で補修し、職員で困難な場所につきましては、業者に依頼し、道路の維持管理に努めております。また、限られた予算でございますので、緊急性、安全面等を考慮し対応しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

プラチナタウン構想のお話、今回で2回私は市長の口から聞いたわけですがけれども、このプラチナタウン構想、やはり都内の老人をかすみがうら市が受け入れるという、そういうふうな今、要は安倍首相も民間の力を導入して、民間の力をかりていかないことには何も動かないんですよ、民間の力をかりることによって大きな力を生み出すというようなことをおっしゃってまして、本当にうちの市長はその先駆者ではないかなと思っていますし、この構想がよどみなく推進されることを私は願うところでございます。

そのプラチナタウン構想にひっかけて、私もベトナムのビン市を訪ね、日本とベトナムの国交樹立40周年友好記念式典に参加させていただいて、本当にこのときはつくば市、土浦市、かすみがうら市のベンチャービジネスを立ち上げようとしている一般の人たちと一緒にさせていただきましてけれども、市長の介護事業の担い手になっていただけるような、そのような民間の人たちとの交流が私にもすごく勉強になりました。

このプラチナタウン構想、ぜひとも地方交付税を優遇していけるということもあったりして、成功裏におさまることを切に願うところでです。

次にいきまして、小中適正規模化に関する実施計画についてお話がされまして、今、部長さんのほうからその経過が申し述べられましたけれども、今はこの統合委員会のお話があって、再検討されているということで、白紙に戻ったとお聞きしたんですけれども、そのお話は白紙には戻

っていないということですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

この統合小学校の建設の位置につきましては、統合委員会の中で、先ほども申しましたように、千代田中学校という候補地も新たに出てきましたものですから、志筑小学校を利用した場合と千代田中学校を利用した場合と両方のケースを資料として整備をして、その資料を検討した中でどちらがいいか協議をしようということで、統合委員会のほうでは話として進んでおります。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

確かに志筑小学校は17億もかけた、私も拝見させていただきましたが、素晴らしい学校でして、それを建て増しして、あるいは平成8年から平成23年の今も運動場をつくったりということで今、建設中なわけですけれども、私は新しく建てて、そして資金もかかっているわけですから、もったいないという、そういうご意見もありましょう。でも、そのままいくのがよりもったいないということもあろうかなと思うんですね。というのは、安倍首相も6・3・3制を今、見直そうというような意見も出ていることもありますし、小中一貫が今、叫ばれておるところに、また以前の、既前のようなそういうふうな小中学校統廃合としてつくるのが、それが進むべき道なのかなと、そういうふうにも感じます。といいますのも、私は、お母さん方がお勤めしておられますけれども、多くの場合、上り方面、土浦方面を向いてお勤めなさっているのかなと思うんですよ。それで、子どももお家の人たちも、いつも健康なときばかりではなくて、たまたま送り迎えをしたり、あるいはついでに子どもを迎えに行ったり送っていったりという、そういうふうなこともあろうと思うんです。そのついでにできるような上りの方面とか、あるいは中心部とか、そういうこともこれから少子高齢化で女性が産んで優しく、そして力強く子どもを育てられる、そういう時代だからこそ、子どもにも、そして若いお母さんにも優しい、そういうふうなことを考えるのも市政なのかなと思っています。

それから、一番心配しておりますのは、志筑小学校でない場所に決定した場合、補助金の返還や合併特例債に関して、市にとっては不利益が生じるのかどうかということをお聞きしたいと思うんですけれども。市長にお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、補助金やなんかの返還の話が出されましたが、これが一番心配されるところであります。志筑小学校は、もともとが20年前に、いわゆる志筑小学校が古くなって、それを建てかえるということで志筑小学校としての新たなスタートを切ったわけでありまして。そういったことからして、小学校の統廃合とは全然関係のない建設当初からの経緯があるわけでありまして、ただ、時期が統廃合の時期と重なったために、教育委員会の委員の皆さん方も、さっき部長がお答えしましたように、17億もかけたものが無駄になってしまうのではないかと、そういう配慮から、次善の策

として志筑小学校を統合対象に答申したんだという経緯が示されたわけであります。これはこれで親心と申しましょうか、委員会の委員の皆様方の気持ちを感じられるわけであります。

そういった中で補助金の返還が大変心配される、あるいは合併特例債の交付税措置が心配されるわけでありますが、この点につきましても、今、検討をさせておったんですが、まだ最終的な答えが返ってきているわけではありませんが、方向としては、いわゆる統合小学校としてつくったわけではありませんから、いわゆる今度の文科省の統廃合への自治体の協力を得るためには、補助金をもらって7年、8年、10年、15年という学校があると思うんですね。これは鉄筋コンクリートで建てた場合は何十年も使わないと、通常は補助金の返還の対象になってしまいます。

そういうことから言うと、当然それがかつぽって新しい、仮に四万騎に建てかえた場合は返還の対象になる、あるいは交付税措置もされないということになるわけでありますが、いろいろ調査した中で、今出てきているのは、一つは、もし四万騎になった場合に放棄するであろう志筑の小学校を、いわゆる公的なものに転用する場合、そういう条件があります。公的なものに転用する。これを、例えば福祉施設に売ってしまうとか壊してしまうとか使わないでおくとかというのは、どうもまずいらしいんですが、例えば千代田の公民館が古くなったから、志筑小学校をコミセンにしようということであって、コミセンを志筑小学校へ持っていけば、それは公的な利用になりますので、例えばですよ、それはオーケーと。それと、もう一つ条件がありまして、四万騎に移る場合に補助金なんか全然いらぬよと、じゃ、プレハブで建てちゃいましょうという場合は、補助金返還の対象になってしまいます。しかし、国庫補助で施設を建てると、四万騎の小中併設、中学校に小学校を併設した同一箇所に小学校を建てた場合には、これはいわゆる文科省の統廃合の推進方針にのっとっていくんであるからよろしいと。だから2つの条件が満たされると、おおむねですよ、そのほか細かいことはあるかと思うんですが、おおむね今の時点で2つの条件が満たされれば、補助金返還はないだろうと、交付税の不交付なんていう不利益処分もないだろうということが予測されております。最新の事務方の報告によると、そういうところが今、私が持っている情報であります。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

公的なものに転用して、あるいは国庫補助金でつくるようなちゃんとした立派な校舎にするとこれが解消できるということになりますと、特色ある小中一貫校を考えてみませんかということ、この間、私は市政懇談会に出席させていただきました折に、千代田公民館の市政懇談会からは、この小中一貫校、あるいはこの志筑小学校ではない場所に建てたらいいのではないかという意見が多数、出席された方からはそういう意見がたくさんありました。

私もこの懇談会に出席した中で私が感銘しましたのは、やはり特色ある、そして魅力ある小中一貫校をつくって、そうすることによって下稲吉地区からもこちらの学校に来たいというような生徒、あるいはご父兄がいたりしますと、このかすみがうらの、あるいは旧千代田町のバランスがとれた学校ができるのではないかなと思っています。今はどちらかということ、下稲吉地区のほうに傾いているような、向こうの子どもたちが多いというような感じでおりますけれども、特色ある小中一貫校であったならば、こちらのほうにも子どもが通学してきて、そしてこの四万騎地

区が、先ほど私が申しましたように、建物が張りついて、住宅が張りついて、そして活気あふれるまちづくりができるのかな、文教地区としてのまちづくりができるのかなと、そういうふうなことも考えておりますので、この小中一貫校に関して、教育長さんはどのようにお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も今まで、学校適正規模化を進めてきて、一番問題だなというか、気にかかっていたことは、千代田地区の小学校の新しい学校の位置であります。かすみがうら地区の場合は、北中学校を一つの小学校にすると、南小学校を一つの学校にするということで、ほぼ真ん中に位置するわけです。ですから、これはいいのであるが、千代田の場合はちょっと北に偏り過ぎるということで、気にはなっておりましたが、先ほど市長からも、部長からも説明がありましたように、17億の巨費を投じて建てたばかりの志筑小学校をそのままにするのは、これはいかななものかということで、次善の策ということで志筑にするというようなことになっておったんですが、この前の統合委員会の席で、山内議員さんが委員長さんになっているわけなんです、千代田中案も浮上しまして、それではということで、それではということで、先ほど市長が申し上げたように、志筑の場合は、千代田に建てた場合はこうというような両案を示して、それで判断していただこうと、皆様の意見を聞こうということになったわけですね。

もし仮に志筑の場合は、小中一貫教育を施設分離型でかすみがうら市は進めていくという考えでございました。当然同じ場所ではないので分離型になるわけです。かすみがうら地区は中学校1校に小学校2つ、下稲吉地区も中学校1校に小学校2つ、こちらは千代田と一つの小学校、中学校1、小学校1になったわけですが、分離していると。どこも施設分離型で28年度から始めようという考えでございましたが、今度、もし仮に千代田中学校内にできるのであれば、施設一体型、本当の意味での小中一貫校ができるわけです。そういうことで、そうなったときには学校長は1人、小中学校に1人です。教頭は2人です。小学校の部と中学校の部、それぞれ教頭を2人置いて、そうすると、小学校の子どもたちも専科の教員に英語とか音楽とか、理科などもそうですね、専科の教員に教わる機会ができて、本当に小中一貫がスムーズにできることになっております。

それらについては、決定をしたら、きのう、川村議員さんからもありましたように、教育振興基本計画の中に盛り込んで、魅力ある学校をつくっていきたい。

ただ、千代田地区だけが小中一貫で、そのほかは施設分離だから、じゃ、教育の質が落ちるのかというようなことのないように。あちらは物理的にできないわけですから。どちらもいい教育ができるように頑張っていきたいと、そう考えているところです。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よくよく説明していただいてありがとうございます。私にだけではなく、市民全体にこれは行き届いていくのかなと思っています。この統合委員会の決定が待たれるところですけれども、みんな、私たち市議会議員も、そして執行部の皆さんも、そして市民の皆さんも、市長、頭にし

っかり検討して討議して、そしてよりよい方向にいけたらいいのになど切に思うところです。

次に、3番目にいきますね。

部長さんにお伺いします。

先ほど、いろいろ51号線と891号線に関してお伺いしましたけれども、馬立地区への交通が通って心配だというのは、私も区長さんにことしになってお訪ねしてお聞きしました。ですけれども、地元の心配にこたえるような、そういうプランは立てておられますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問の件でございますが、先ほど申しました第1期工事完了地点から狭隘箇所となる馬立地内へ通じる上り坂区間まで約600メートルにおいて、平面測量を実施、現況平面図により隣接地権者及び馬立地内の関係者並びに上稲吉行事区の役員さんを交えて説明会を開催するよう考えております。しかし、現況の平面図を実施するよう地元区長と協議しておりますが、測量立ち入りが困難であるとのお話がありますので、ただいま協議中でございます。そのようなことから、説明会とスケジュールにつきましてはお示しができないものでございます。

なお、説明会において、地元関係者の意向等を踏まえて、今後の馬立地内による整備方針等を確認してまいりますので、地元である田谷議員さんのご協力をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

地元で足を踏み入れられないような、測量もできないような、そういう〇〇なのかなと思うんですけれども、やはりプランを立てるところから関係する地元の皆さんにも参画していただいたり、あるいは馬立は上稲吉地区の一部でございますので、ぜひ地元の皆さんに説明をなさるとき、上稲吉地区の役員なり、あるいはあの周辺を持っている地主さんなりに立ち会っていただいたりということをして、ぜひまず一步を踏み出していただける方法を考えていただきたいなと思っています。ランプのカード1枚を切れば、次のカードはどうなるのかと思うように、前へ進むことになるのではないかなと私は思っています。カード1枚をどう切るか、この決断を早くしないと前へ進めませんので、私も地元の議員として、そして先ほども申しました馬立地区の単独の道路ではございませんで、大衆の道路として、公衆用の道路でございますので、あの道路は、馬立からの道路は通勤もそうですけれども、通学道路にもなっていて、子どもたちにも本当に危ない思いをさせている道路でございます。私も本当にこの件につきましては、部長さんと、あるいは市政と一緒に、ぜひこの道路をよりよいものにしていきたいなと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回はあす9月13日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時18分

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成25年9月13日(金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
8番	佐藤文雄君	15番	山内庄兵衛君
9番	中根光男君		

欠席議員

7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第 1 議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 2 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 4 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 5 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 2 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 2 議案第 7 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 4 議案第 8 0 号 市道路線の廃止について
- 議案第 8 1 号 市道路線の認定について
- 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 5 請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 9 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第 6 0 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 1 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 6 2 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 6 3 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 6 4 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 5 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1
号)
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2
号)
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 2 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 2 議案第 7 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 議案第 7 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認
定について
- 日程第 4 議案第 8 0 号 市道路線の廃止について
- 議案第 8 1 号 市道路線の認定について
- 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 5 請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 (鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

4番 田谷文子君から昨日の会議における発言について発言取り消し申出書が提出され受理いたしましたのでご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、お諮りいたします。

4番 田谷文子君から9月12日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不適切との理由により発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申出書を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、4番 田谷文子君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第 1 議案第59号ないし議案第72号及び議案第83号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてないし議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について及び議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第59号ないし第72号及び第83号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第59号ないし第72号及び第83号までの15件の審査は議長を除く全議員で構成する平成25年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号ないし第72号及び第83号までの15件は、議長を除く全議員で構成する平成

25年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名の議員を指名いたします。

それでは、ただちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時26分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に平成25年第3回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に田谷文子君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

日程第 2 議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第73号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号の審査については一般会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、一般会計決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 3 議案第74号ないし議案第79号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次質問をいたします。

議案第74号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の中で徴収率について過去5年の現年度及び過年度分の徴収率の推移一覧、そしてその評価、きょう資料が出されておりますが、昨年度と比較して24年度は一般の徴収のほうについては率が低下しております。この点も含めてまずお答えいただきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算のうちのご質問の1番目の国保税の徴収について、過去5年間の現年度分及び過年度分の徴収率推移一覧とその評価についてでございますが、お配りした資料の1枚目、国民健康保険税の徴収率一覧に基づきまして説明をさせていただきます。

現年度の徴収率につきましては、一般分では87%台から88%台と、90%を下回る徴収率でございます。退職分につきましては95%台から97%台と高い数値で推移しております。合計で申し上げますと、一般分に比べて退職分の人数が少ないこともありまして、87%台から88%台の状況ということでございます。年々徴収率は向上傾向にございます。

ご指摘の24年度の一般分の徴収率の減につきましては、過去5年間と大きな変化がございませんので、特にこれといった変化はないのではないかというふうに考えております。

また、滞納額が累積しないよう、早い段階で納付していただけるように電話催告を、催告員を配置して催告したことなどによりまして、徴収率が年々向上しているのではないかと考えております。

また、滞納繰越分につきましては、一般分は15%台から18%台と低く、退職分でも14%台から21%台と、ほとんどの年度で20%を下回るというような状況でございます。滞納繰越分につきましても、累積しますと納付が困難となることがありますので、早い段階から納付相談等を行いまして、滞納額の解消に努めているところでございますが、それでも納付していただけない方につきましては、滞納処分を行うことなどによりまして徴収率の向上を図ってまいりたいと考えておりますが、なかなか困難な状況が続いているというような状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現年度分のほうが下がった、0.56、計算上はそうなりますね。24年度と23年度の違いは保険料の改定があったのではないですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

保険料の改定につきましては、23年度からと記憶しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、23年度の改定、24年度に下がったのは、特別理由は定かではないというふうな判断でございますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大きな要因があるわけではないと思いますので、改めてその辺は検証してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は毎年資料を提出してもらって、各所得別の課税と、それからその実際の徴収というか、そういうものをいただいているんですけども、その中で特に現年度分で課税が滞納になっているというのは、その表でわかると思うんですけども、その表は今回私、提出求めていなかったの50万未満、それから50万から100万、100万から150万という、そういう階層別にどういう変化があるかというのも、これは後で調べておいていただけますか。意味わかりますね。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

後日、資料として作成して提出させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、不納欠損のほうについてなんですけれども、不納欠損と過去5年間の件数及び金額、これも資料を提出されましたが、これについて簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

2番目のご質問でございますけれども、不納欠損について過去5年間の件数及び金額、その根拠法に基づく内訳と説明についてでございますが、2枚目の資料、不納欠損処分経年度実績表に基づきまして説明をさせていただきます。

平成24年度決算では、執行停止後3年経過が273件で金額が4779万2261円、納付納入義務の即時消滅が13件で154万5200円、時効によるものが67件で945万8882円でございます。合計しますと件数で353件、金額で5879万6343円と多額の不納欠損処分を行っております。

過去5年間の状況につきましては、執行停止後3年経過では件数、金額ともに増加しておりま

すが、納付納入義務の即時消滅ではほぼ同数の件数、金額でございます。また、時効によるものは平成20年度では463件、金額で7812万9506円と、特に大きな件数、金額となっておりますが、これにつきましては既に時効が成立したものを整理するため不納欠損処分を行ったものであります。それ以降につきましては、61件から99件で1000万円未満の金額となっております。

法律の根拠でございますが、執行停止後3年経過につきましては、地方税法第15条の7、第4項の規定によるもので、滞納者の収入や財産がないため滞納処分の執行を停止してから3年間に経過しても、なお納入することができないため不納欠損処分を行うものでございます。

納付納入義務の即時消滅につきましては、地方税法第15条の7第5項の規定によるもので、滞納処分の執行を停止した場合に、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合等でございます。直ちに納付納入義務を消滅させるものでございます。

また、時効につきましては、地方税第18条の規定によりまして、5年間の時効が成立したものについて不納欠損処分を行うものでございます。

今後におきましては、税の公平性と公正性を確保し、税を払っていただいている人が不公平感を持たないように努力してまいりますとともに、時効の発生を少なくするよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これを見ますと、今、執行停止後3年のやつが23年と比べると24年件数が多くなっていますね。今ちょっと電卓で計算しましたら、23年度は件数当たり25万7741円、24年度は件数当たり17万5063円というふうになっております。つまり、そういう資産がないということで、どうしても徴収ができないということだと思いますが、そういう意味では1件当たりというか、1人当たりというか、1世帯当たりというか、そういうところでもかなり厳しい国保税を納めることができないという状況が見えるような気がするんですけども、そこまでは判断はしていませんか。その273件について、平均で今言いましたけれども、平均じゃなくて一戸一戸見てどういうことかというのはチェックしたことがありますか。それについて。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

一世帯一世帯の状況では把握はしてございません。ただ、国保税に関しましては所得の低い方に対しましては7割、5割、2割といった減免措置も講じておりますので、ただ、なぜ件数がふえて平均的な、ただいまご指摘いただいた金額が不納欠損になったかまでは調べてはおりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

22年度なんか見ると30万4106円になりますよね。そういうことで1件当たりが小さくなっているんだけど、この徴収が不納になっているというのは、かなり現実的にはこの国保税の負担

が厳しいというのと貧困化というのがあるのではないかなというふうに思うんです。そういうところを少し分析してもらいたいと思うんですね。

それと、これに関連してなんですけれども、不納欠損とそれから滞納、いわゆる滞納というのは実際には未収入になりますよね。未収入というか、収入しない、未済額に該当すると思うんですけれども、その関係では全体的にこの国保税の不納欠損と滞納の全体の合計の流れとしては減る傾向になっていますか。それは見えていますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

毎年の現年度分の徴収率が90%を下回りまして88%台を推移しております。そういったことから滞納につきましては年々増加していくというような状況でございまして、そういったことから滞納繰越分の徴収を行っているところなんですけれども、滞納分に関しましては10%、20%未満というような低い状況でございまして、かなり厳しい環境の方がいるのではないかと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それも少し分析してもらっていただきたいと思います。

それとこれに関してなんですけれども、滞納を徴収するというために、今電話か何かでできる限り早めに納税するようという、納税者に電話をかけているというふうにおっしゃいましたよね。実際に茨城県租税管理機構に上げるというのは、どういうときに上げるんですか。どういう条件になったときに茨城租税管理機構に上げるのでしょうか。特に、この国保税なんかについてはどういうふうな判断で上げているのか。実際に国保税について茨城租税管理機構に今現在どのくらい依頼しているのか、お答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

茨城県租税債権管理機構に移管する案件につきましては、どうしても徴収が困難となるケース、それと滞納額がかなり大きくなっているものなどについてお願いするようにしております。

また、国保税に関しましては、国保税だけでは基本的には債権管理機構のほうにはお願いはしておりません。基本的には市税の部分での滞納額が多かったり、徴収が困難の場合に限らせていただいております。

[佐藤議員「件数についてはわかりませんか」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

件数につきましては、ただいま資料がございませんので後ほど報告させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、国保税だけじゃなくて市税とか、固定資産税とか、そういうところで多額なもの、そして徴収が困難なものということですが、それは相手側のほうが話を受け付けていないという条件なのかなというふうに思いますが、国保税全体の茨城租税管理機構に出したときの今言った割合も含めて件数を教えていただけますか。つまり、租税管理機構に送ったでしょう。その送った時のやつで県民市税が、例えば100としたら、県民市税が20%で、国保税が80%だとか、そういう割合もわかるようなものを出していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

後ほど資料として提出させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、国保税はまたちょっと続けてこれに関連しまして、今24年度の決算では国保加入の世帯数と保険者数、それから短期保険証の発行数、これについて今わかりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

国保の加入世帯数につきましては、平成24年度で7156世帯、被保険者数にしますと1万3491人でございます。

また、短期保険証の発行数につきましては1007件という状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと書き取れなかったんですけども、加入世帯数は7310……

[根本市民部長「7156です」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

7156ですか。短期保険証の数は前年度と比べてどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

短期保険証の発行件数でございますが、平成23年度は991件でございますので16件ほど増加しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

短期保険証の発行が増加している傾向があるというふうに見受けられますけれども、これはやはり納税が厳しいというふう判断できますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

納税することが困難な方がふえているということだと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、今簡単に聞いたので、納税者の人数を聞いたのは、一般会計の法定外の繰入額についてちょっと聞きたいなと思って質問したんですけども、今回の24年の決算では、いわゆる一般会計の法定外繰入額は幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

24年度決算における一般会計からの繰入金につきましては、総額で4億5587万7000円で、そのうち法定外の繰り入れに関しましては1億9416万4245円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それ以外にいわゆる法定外と言われる繰入額は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

医療福祉費の波及分もあると思いますので、この金額につきましては1276万5000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると合計幾らですか。それで合計幾らで、1人当たりのいわゆる法定外の繰入額は幾らになりますか。前年度と比べてどのぐらいの違いがありますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

法定外繰り入れの総額は2億692万9245円で、総世帯数で割らせていただきます。7156世帯で割りますと、1世帯当たりの金額が2万8916円になるかと思います。ただ、前年度の数値がただいまははじいてございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで世帯数と、それから1人当たりと、今言ったように5年間の流れ、それをつくって後で提出していただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

これにつきましても5年間分作成しまして後ほど提出させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここで余り数字、具体的なことを言ってもしょうがないので、私のほうで毎年つくっている国保世帯の所得と保険料の推移、これがデータとしてあるんですけども、これを質問してもすぐ回答ができないと時間が長くなりますので、私のやつを参考に提出いたしますので、これに数値を入れてちょっと点検、チェックをしてもらって、経年度で、私は18年からやっていますけれども、経年度でチェックしていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

はい。そうさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは1人当たりの所得がどのぐらいになっているのかというのは、なかなか私たちのほうではデータではわからないので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今度は後期高齢者医療制度のほうですね。第75号です。

1世帯当たりの所得額と保険税、これについてまず簡単にこの表の説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

それでは、議案第75号の後期高齢者医療特別会計の中のご質問の1番目の平成20年度から24年度までの1世帯当たりの所得額と保険税についてでございますが、資料の3枚目に茨城県後期高齢者医療保険料算定結果概要平成24年度の資料がございます。この資料につきましては、県全体の資料となりますけれども、この資料に基づきまして説明させていただきます。

なお、後期高齢者につきましては課税が1世帯当たりではなく個人により算出しておりますので、1人当たりで答えさせていただきます。

それで、1人当たりの保険料賦課額につきましては、平成20年度でございますが6万8195円50銭でありまして……

[佐藤議員「50銭まではいいよ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

はい。

その後、年々減少傾向にありまして、23年度には6万7511円となりましたが、24年度は保険料の改定があったことなどによりまして7万1775円となっております。20年度と比較しますと3580円、5.2%ほど増という状況でございます。

また、1人当たりの所得額につきましては、平成20年度は51万5280円でありましたが、これも年々減少して、22年度は46万7952円となりました。その後は増加に転じまして24年度は47万3250円となっております。これも20年度と比較してみますと4万2030円、9.2%の減ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

所得額は減ったと、20年度が51万5280円、それが24年度は47万3250円。一方、賦課額は20年度が6万8195円、24年度に上がったので7万1775円というふうに見てとってよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

そういう状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、これ実は以前に後期高齢者の世帯の所得と保険料の推移というのもつくってもらったことがあるんですよ。これはここで明らかにしませんが、今回、この表についてももう一度私提出しますので、点検していただきたいというふうに思います。

それで、今は2番のことを言ったんだね。24年度の所得額と保険料の割合についてですね。これは県のデータですよ。市のデータはございませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

かすみがうら市の場合で申し上げますと、平成20年度の1人当たりの賦課額が5万7252円、24年度は6万2865円ということで増加しております。1人当たりの所得額につきましては、平成20年度では34万1873円、24年度では34万6389円と、所得につきましては若干増加しているというような状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県全体じゃなくて、かすみがうら市の点について報告を後で資料を提出していただきたいとします。

それから、ここに滞納の状況と割合、平成24年度と累計額はどうなっているか。短期保険証の発行数は幾らかという質問ですけれども、これは次の資料ですか。説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

次の質問の滞納状況と割合でございますけれども、平成24年度と累計額はどうなっているか、また短期保険証の発行数につきましては、資料の4枚目、平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての資料に基づきまして……

[佐藤議員「25年じゃなくて24年ね」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

資料が25年度適用の資料になっておりますので、資料の25年度ということで内容を説明させていただきます。

滞納割合につきましては、各年度の収入未済額をそれぞれ各年度の調定額で除して算出してみますと、平成20年度が調定額1億8868万円で、収入未済額が167万6100円でございますので、0.93%、21年度が1.37%、22年度が2.06%、23年度が2.31%、24年度が1.37%という割合が算出されます。各年度とも2%前後でありまして、累計額につきましても合計額で割り返しますと1.97%という状況でございます。

滞納額の累計額につきましては、平成24年度末では1956万1789円となっております。前年度からは353万5000円が増加しているというような状況でございます。

また、短期保険証の発行件数につきましては、平成24年度は17件という状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、市民部長のほうに提出しましたが、後期高齢者世帯の所得と保険料の推移、一連のデータについて5年間のやつの数字をお示ししていると思います。これは市当局で一度つくってもらったやつなので、これを点検してもう一度確認して提出をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

はい。後ほど確認して提出させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、次に下水道ですね。

下水道は建設費分担金、負担金、使用料及び手数料、徴収率が改善されているか。過去の5年間のデータに基づいてまず答弁してください。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料につきまして徴収率など改善されているかでございますが、資料の1ページとなります。分担金、負担金の現年度、過年度合わせたものでは、平成23年度と比較しますと現年度分の収納率は97.7%と1.6%の減でございます。平成19年度から23年度までの平均は97.6%となります。

また、過年度の収納率は1.8%と2.6%の減となります。これにつきましても平成19年度から平成23年度の平均は4.0%でございます。年度により大きく差がある状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

24年度は下がったということですね。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

そうでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その大きな理由は何かわかりますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

分担金でございますが、収納率につきましては現年度94.6%、23年度と比較しますと4.1%の減でございます。これにつきましては平成22、23年度は滞納者が1名であったところでございますが、平成24年度につきましては5名に増加したことも原因の一つでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私がデータでやってみますと、滞納のほうの徴収が悪くなっていると思うんですね。こういうところの改善を図っていただきたいなというふうに思います。

次に進みます。

それから、使用料、今、使用料言ったけ。使用料について、これ話したっけ。これは違うよな、分担金だもんな。使用料について。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

使用料につきましては2ページ、3ページとなります。過去5年間は毎年90%前後の収納率でございますが、横ばい傾向となっております。現年度、過年度合わせまして90.3%となり、23年度と比較しますと0.3%上がっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

使用料のほうで私いつも指摘しているんですけども、23年度と24年度を比べても特環公共下水道の使用料、これが極めて悪いと思うんですよ。23年度と比べて滞納繰越分についてどういう実態かこれでわかりますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

特定環境保全公共下水道使用料につきましては、過年度分でございますが収納率が26.5%であり、23年度と比較しますと32.9%の減が見られるところでございます。その理由でございますが、22年度及び23年度におきましては大口の滞納者1名につきまして納付が見られたことから、この収納率に影響するものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大口の滞納者の徴収ができたということ、1人ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

滞納者1名でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、こういう使用料については継続して改善を図っていただきたいというふうに思います。

次に加入のほうです。加入についてはどうですか。改善されていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

加入状況につきましては5ページの資料となります。過去5年間を比較しますと、年々伸びが減少傾向となっております。平成24年度末の下水道への加入につきましては、対象戸数9707戸に対しまして9142戸が接続し、94.2%の加入率となっております。前年対比で144戸の加入があり、0.3%の増となっている状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これも加茂・牛渡流域環境特環のほうについての加入率なんですけれども、この前6月の議会のときに、部長は5%を目指すと言いましたけれども、平成23年から24年、どうですか結果。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

なかなか5%というのは厳しい状況でございますが、22年度には雇用促進を用いまして戸別訪問を実施しております。また、昨年度、24年度におきましても、茨城県職員との同行による加入促進をしております。また25年度につきましても引き続き県職員との同行、また現在も市職員による戸別訪問を実施している段階でございますので、そのような形で加入促進に当たってまいりますと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことは今までずっとやってきているんですよ。ただ、それでも上がっていないということですから、前年度よりも数字的にまず低くなっているわけですから、そういう努力はいいですけれども、その努力の結果が見えないと改善されたと言えないと思いますので、その点については今後とも留意して、具体的な改善策を考えていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の費用対効果なんですけれども、24年度決算で千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料の割合についてご報告願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

資料につきましては7ページとなります。

使用料の徴収割合でございますが、下水道使用料の全体収納額3億2234万5070円に対し、千代田地区は全体の78.3%の2億5240万8370円、霞ヶ浦地区は21.7%の6993万6700円が収納されてございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これまで建設に投資した額は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

24年度までの建設投資総額でございますが、7ページの右側となります。投資総額は241億3133万5820円でございます、千代田地区は123億1794万5837円で全体の51%でございます。霞ヶ浦地区に関しましては118億1338万9984円の49%となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

投資額に対していわゆる使用料というか、そういう費用対効果についてバランスが悪いという結果がここでわかるんじゃないかなと思います。

それでは次、建設費総額に対する24年度までの使用料の総額の比率について、千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らになるか。

また、下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らになるかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

建設総額に対する24年度使用料総額の比率につきましては7ページとなります。

また、事業債における千代田地区、霞ヶ浦地区につきましては8ページとなります。

初めに、建設費総額241億3133万5820円に対する使用料の比率でございますが、使用料総額は3億2234万5070円であり、千代田地区の使用料2億5240万8370円となり、千代田地区建設費123億1794万5837円による比率は2%となります。

また、霞ヶ浦地区使用料6993万6000円も同様に比較いたしますと、霞ヶ浦地区建設費118億1338万9984円に対し、比率は0.6%となります。

また、下水道事業債の未償還元金につきましては、下水道事業全体で81億2190万2477円であり、千代田地区の未償還元金は41億920万7993円で50.6%となり、霞ヶ浦地区は40億1269万4484円で49.4%となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと次に移ります。

それから、平成24年度現在で下水道の整備事業費と1戸当たりの費用額について、霞ヶ浦地区と千代田地区の数字を上げていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまのご質問でございますが、資料の6ページの下段でございますが、1戸当たりの整備

費用につきましては248万5973円となっており、上段に記載してあります千代田地区は161万3775円、霞ヶ浦地区は569万5945円となり、霞ヶ浦地区は千代田地区の約3.5倍の費用を要してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、この資料については後でデータとしていただきたいと思います。

それでは、次に農業集落排水事業ですね。分担金及び使用料、これについて改善されているかどうかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

資料の10ページとなります。

分担金につきましては総額219万9558円の収入があり、17.5%の収納率となりまして、対前年比で2.5%減となっております。

現在、新規に整備を行っていないことから、既に整備された農業集落排水施設に接続の申し出があった場合のみ新規賦課がございますので、新規分の収納率は100%となっております。

なお、過年度分についての未納金が発生しているところであり、その過年度の収納額は9万5600円であり、0.9%の収納となり、前年度対比で20.9%の減となっております。

現年度、過年度、合わせまして収納率は97.4%となり、23年度と比較しまして0.3%の増となっております。

内訳は現年度は収納率99.5%となり、23年度と比較しまして0.1%の増でございます。過年度につきましては20.9%の収納率により8.2%の減となります。この理由につきましては、理由となりませんが、過年度調定額において23年度と比較しまして32万2470円の減額となっておりますことを含め、収納の部分で厳しい部分が残っていると感じているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現年度はいいんですけれども、やっぱり過年度の部分がますます数字的に、今回は特に悪いんじゃないかなというふうに思います。そういう点で具体的な改善策をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、介護保険のほうです。

保険給付費の予算と決算の差額について、過去5年間の保険給付費の予算と決算及びその差額がわかるデータの説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、提出してございます介護保険給付費予算決算額という表でご説明いたします。

まず一番上なのですが、保険給付費ということで年度ごとに記載してございます。それにつきましては、下の段の介護サービス等諸費から一番下の高額医療合算介護サービス等諸費、これまでの合計額が記載してございます。

内容的には介護サービス等の諸費につきましては、要介護1から5の方へのサービス内容。次に、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1から2の方。そしてその他諸費につきましては認定費用ということで国保連のほうにお支払いしている金額。高額介護サービス等諸費につきましては、負担限度額を超えた介護費に対しての支出でございます。市町村特別給付費につきましては、理容、床屋さんとか、おむつの助成になってございます。そのほか特定入所者介護サービスにつきましては、低所得者の施設入所への負担金、そして高額医療費合算介護サービスにつきましては、医療費と介護保険費として支払われた場合の介護保険分の金額でございます。特に、下から2番目の特定入所、そして高額介護関係が年々伸び幅が大きいかなという感じになってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、不納欠損について過去5年の件数及び金額、その内訳と理由について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

次のページごらんいただきたいと思います。

欠損件数及び金額でございます。21年度が2つ、7月と3月ということですが、20年度に不納欠損の事務処理の分が21年度に実施したということで21年度が2つ載ってございます。22年度、23年度、24年度ということで、件数的にも、金額的にも少しずつ増加しているような傾向にございます。これらにつきましては督促状、催告状、そして職員による戸別訪問を実施いたしまして徴収に当たっているところでございますが、なかなか徴収できない家庭もあるということで、このような数字になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これに関して4番目ですけれども、いわゆる特別徴収の場合は年金から天引きなので滞納はないと思いますが、まだ年金から天引きできない方、そして普通徴収になっているという方、この人数の割合はわかりますか。これはどこですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

資料をごらんいただきたいと思います。

下のほうの欄になりますが、被保険者の徴収種別ということで、やはり20年度から24年度まで記載してございます。その中で第1号被保険者ということで、この方は40歳から65歳未満の方、そのほか特別徴収ということで、年金から65歳以上の年金から差し引かれている方の数でございます。24年度につきましては9252人、そして右隣になりますが普通徴収の方は2193人がいるということで、その比率につきましては普通徴収の方が20.94%、24年度で申しますとこのような比率になってございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、普通徴収2割の方が年金から天引きできないで普通徴収になっているという、これは実態がここでわかったんじゃないかなと思います。

あとは、過去5年間の被保険者数と認定者数、これについてお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

申しわけございません。ただいま説明した資料の中で1号と申しましたが、これは特別徴収と普通徴収の合計のものでございます、1号につきましては、40から65歳未満までは2号になりますので、ちょっと。その方は社会保険とか国保から徴収されていますので、ここには表示してございません。

それでは、被保険者及び認定者数ですが、今の表の上をごらんいただきたいと思います。20年度から24年度まで記載してございます。第1号被保険者認定者数ということでありますが、ここに記載してあるとおりでございます。一番下の24年度につきましては1万473人に対しまして認定者が1481人、全体で14.14%というような内容になってございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初計画していたよりも1号被保険者数がふえたというふうに思いますが、当初の計画よりも24年度ふえたというのはどういうことでしょうかね。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

やはり高齢化によりまして、こういった介護の認定を受けてサービスを受ける方が増加したのかと思っています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問が適切でなかったのではないんですけども、1号被保険者が当初よりもふえたということを質問したんです。まあいいです。

次に行きます。

そういう意味では正確に数字については、前に私データをいただいたやつをグラフにしているんですよ。それがまた違ってくると、正確性が問題になりますので、また後でこの点検をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次は水道ですね。あと15分だからね。

では、第79号の水道事業会計の問題でございます。

過去5年間の純利益のデータと予算と決算の差額についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、過去5年間につきましては一覧表をごらんいただければと思います。

まず、平成24年度の水道事業収益につきましては、前年度に比べ一日一人平均給水量がふえた、土浦・千代田工業団地への給水を開始した、加入促進事業等によりまして予算より約1880万円増加しております。

事業費用につきましては、職員数の減によりまして給料、手当、法定福利費の減、災害によります漏水修理の件数が見込んだほどではなかったこと等によりまして2530万円ほど予算を下回っております。

当年度純利益は3192万5091円でございます。ちなみに平成23年度は213件の漏水修理を行いました。平成24年度は65件少ない148件でありました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、純利益の処分について過去5年間の実績と当該年度の説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても過去5年間につきましては一覧表をごらんいただければと思います。

今年度損益計算におきまして当年度純利益、先ほど申し上げましたけれども3192万5092円でありました。企業債償還に充てるため全額を減債積立金へ積み立てるとということとさせていただくかと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、給水原価の推移、これについて説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても資料をごらんいただければと思います。

特徴といたしましては平成24年度決算におきまして受水費、原価償却費が過去5年と同様に依然としてそれぞれ3割近くを占めている、それと支払利息でございますけれども、昨年度、23年度を約750万円ほど下回りまして1億円を下回ったということが挙げられるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここでやっぱり一番問題なのが原水及び浄水費のところで非常に大きな割合を占めているというふうに思いますが、これは企業局からの購入した水ということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、4番の県企業局からの購入水量及び購入金額について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても過去5年間の資料を用意してございますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

県西用水から契約水量4600トン、県中央から同じく契約水量1400トンを受水しております。こちらにつきましては昨年と同様でございます。特徴といたしましては、市が新規加入者の加入金減免措置をとっておりますことから、県からの受水費115万2912円の減免措置を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

新たな質問はやめます。

それから、決算の中での雑収入で東電の補償料という項目があったんですけども、これについて説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、雑収入の中の東電補償料について説明をさせていただきます。

東日本大震災の発生に伴います福島第一原子力発電所及び第二発電所の事故後、水道事務所では水道水中の放射能測定を定期的に行っております。東京電力から原子力損害の補償金といたしまして平成23年3月11日から平成24年3月31日までに行いました検査につきまして2回に分けて、合計で194万5695円の補償金を得ております。内容といたしましては、放射能測定の検査料、検査機関へ検体を届けるために要したガソリン代、高速道路の料金でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、給水人口について過去5年の実績と当該年度の説明、特に人口や給水量は今後どういうふうに予想しているのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

給水人口の過去5年間につきましても一覧表をごらんいただければと思います。人口は減少傾向にございます。それと節水意識も向上してございますので、人口、給水量ともに減少傾向にあるものと考えております。今後とも加入金、減免等によります普及に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみに、計画人口は何名ですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

4万6200人です。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4万6200人にはほど遠いというふうに考えます。

それでは、次に一般会計からの補助金が減額されております。それでも今回は収益を上げたということですが、それについてどのような対策をしたのか、改善しているのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

一般会計からの補助金の額の推移につきましても一覧表をごらんいただければと思います。

一般会計からの補助金につきましては、年々減少しております。平成20年度につきましては、前年度より800万円減額の4200万円でございます。平成24年度決算におきまして純利益3192万5091円があります。しかし、こちらにつきましては一般会計からの補助金4200万円を受けてのものでございます。その差は1007万4909円ということになるかと思っております。本来であれば水道事業企業会計は独立採算による経営が基本とされております。現在、公料金対策等の基準額での補助金をこの中で受けているところでございます。有収率の向上、収益を確保するための加入促進策の推進、あるいは経費の削減に努めまして、できれば補助金に頼らない経営を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

補助金に頼らない経営という点はいかがとは思いますが、いずれにしても8番目のほうに行きます。

これは一括して1、2、3、4ありますので、全部答えてください。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について、給水収益、給水人口、加入戸数、そして一日最大給水量は幾らなのかご説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

⑧につきまして一括して説明をさせていただきます。

まず、資料をごらんいただきたいと思っております。平成20年度決算におきまして消費税込みではございますけれども、給水収益は9億1201万1000円でありました。このうち霞ヶ浦地区は3億2339万7000円、率にいたしまして35%でございます。千代田地区につきましては5億8870万7000円、率にして65%でございます。

続いて、給水人口でございますが、全体で4万1705人です。霞ヶ浦地区が1万6296人、率にして39%、千代田地区は2万5409人、率にして61%でございます。

加入戸数でございますけれども、全体で1万4939戸でございます。霞ヶ浦地区が4821戸、率にして32%、千代田地区は1万118戸で、率にして68%でございます。

続いて、一日最大給水量でございますけれども、平成24年8月2日が最も多い1万3348立方でございました。このときは霞ヶ浦地区が4682立方メートル、千代田地区が8666立方メートルでございました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございました。

最後に、決算の中の資料の中にちょっと抜けているというか、私が今までデータとしてとっていたのがとれなかったやつがあったんですけども、水道分析、有収水量の1立米当たりの受水費、これが22年、23年、24年、ちょっと私データをとっていなかったもので、これについて説明いただけますか。数字を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、お答えいたします。

手持ちの資料で平成22年度からございますので、22、23、24という形でお伝えしたいと思えます。

まず、平成22年度ですけれども、消費税抜きで2億6110万6688円が受水費、これに対しまして有収水量が382万180でございますので、1立米当たり68.3円になろうかと思えます。

続きまして平成23年度につきましては、受水費用が2億6562万607円、こちらに対しまして有収水量が371万8894でございますので、割り返しますと71.4円になろうかと思えます。

最後でございますけれども、平成24年度につきましては、受水費用が2億6632万1641円、これに対しまして有収水量が382万63立方でございますので、同じく計算いたしますと69.7円になろうかと思えます。

以上でございます。

○8番（佐藤文雄君）

以上で質問は終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第74号ないし第79号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号ないし第79号までの6件の審査については特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第80号 市道路線の廃止についてないし議案第82号 市道路線の認定についてまでの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第80号ないし第82号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号ないし第82号については所管である産業建設委員会へ付託をいたします。

日程第 5 請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第5、請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により平成25年第3回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす9月14日から24日までの11日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は9月25日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時01分

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成25年9月25日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第 1 議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第80号 市道路線の廃止について
- 議案第81号 市道路線の認定について
- 議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第3 発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議(案)
- 日程第4 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第5 委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書(案)
- 日程第6 請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願
- 日程第7 請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第8 委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書(案)
- 日程第9 閉会中の継続審査について
- 日程第10 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

日程第2 議案第80号 市道路線の廃止について

議案第81号 市道路線の認定について

議案第82号 市道路線の認定について

日程第3 発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）

日程第4 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

日程第5 委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

日程第6 請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

日程第7 請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

日程第8 委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）

追加日程第1 議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

日程第9 閉会中の継続審査について

日程第10 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第59号ないし議案第72号及び議案第83号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてないし議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について及び議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）までの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題となっている15件の議案の審査は、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の報告を行います。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

[山内議員 退席]

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

まことに申しわけございませんでした。

それでは、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の報告を行います。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第59号ないし議案第72号及び議案第83号について、9月13日、17日、19日、20日に市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第60号ないし議案第62号、議案第64号、議案第66号ないし議案第72号、議案第83号については異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第59号、議案第63号、議案第65号は異議があり、起立採決の結果、議案第59号は起立少数で否決すべきもの、議案第63号は起立多数で可決すべきもの、議案第65号は賛成者なしで否決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての討論を行います。

本案につきましては、通告があった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

私は議案第59号について、反対の立場から討論をいたします。

脱原発の立場から、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーですが、これへの転換を図ることは大賛成であります。しかし、再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありません。太陽熱、風力、水力、地熱、波力などがあり、南北に連なる日本列島は自然エネルギーの宝庫であります。今はその一部しか利用されていませんが、原発から撤退し、原発のための資金や技術を集中すれば大きく伸ばすことが可能です。自然エネルギーは温暖化ガスを出さないで、環境にも効果的です。原発からの撤退を自然エネルギー転換への好機にすべきと考えます。

しかし、今回の議案は、太陽光発電設備促進のための固定資産税の軽減措置に限っております。今回の条例の制定について、市当局は、不均一課税、いわゆる地方税法第6条による公益性と政策推進の立場によるものと説明をいたしました。しかし、これは一部の地権者や事業者の利益のために適用するということになり、法律の精神に反すると考えます。

議案審議でもありましたが、この事業を興すことによって確実に利益を享受できる。したがって、「税の公平の観点から問題があること」や「特別措置期間が20年は余りに長過ぎる」などの意見が出されました。私は、これらの意見に賛同するものであります。

ソーラー発電は、大企業などが盛んに投資しており、ソーラー発電設備促進という一般的な減免は不要であります。仮に減免制度をつくるにしても、公益性が極めて高いもの、市民の手によるものなどに限定すべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第59号は否決されました。

[山内議員 入場]

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題です。それだけに、子どもを含む地域住民で統廃合の是非についてよく話し合い、住民合意を尊重することが不可欠であるとして、私は、本年3月定例議会に提出された北中を南中に統合する学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対した経過があります。

去る9月16日、学校統廃合問題を専門的に研究している千葉大名誉教授である美輪定宣先生を招き、「学校統廃合を考えるシンポジウム」を山内議員と共同で開催いたしました。

台風の影響にもかかわらず40名の市民の方々が参加し、会場からは賛否両論の発言が出されました。美輪先生は発言の中で、「教育は百年の計だ。6カ月、1年延長することでもいいのではないか。今、拙速に結論を出すことよりは、もっと教育的な観点から議論を重ね深めた上で、コ

ンセンスを得て、進めるべきではないか」と語っております。また、パネリストの一人である元学校長の福島敬三先生は、「許せないのは、今、私の地元が生じている学校統合が、まず我々住民には何もはかることなく、その審議会をつくり、どういう観点からその委員を選出したのかも秘密のまま、何年か審議会を重ね、いきなり統合案を突きつけて、このように『決まりました』と押しつけてきたことである」と強調しておりました。

学校統廃合については、今、統合委員会で協議が進められておりますが、この委員会が発行する「学校統合だより第3号」に、スクールバスについて、中学生保護者からの意見が掲載されておりました。それを読む限りでは、保護者の意見・要望に積極的に応えるものにはなっておりません。例えば「スクールバスの運行は無料なのですか」の問いに「無料で運行させる方向」として、無料にするとはっきり答えておりません。また、「登校時の1便のみでは少ないのではないのでしょうか」の問いに「部活動の早朝練習のバス運行は難しいかと思われます」などと答えております。これでは保護者も含め生徒は不安になるばかりではないのでしょうか。生徒や保護者に大きな負担を強いる結果になることは明らかであります。その責任は一体誰がとるのでしょうか。

問題は、児童・生徒、子どもたちの安全性、部活動問題、学校跡地問題、地域とのかかわり合い、公民館活動など十分な議論もなく、また十分な住民合意、コンセンサスも得ず、行政と議会が先行して統廃合を決めようとしていることでもあります。

私は、中学校の名称を「霞ヶ浦中学校」とすることに特に異議を唱えるものではありませんが、その前にやるべきことがある。それは住民合意を図るための議論を尽くす場をもっと広く細かく設けることであります。私は、そのことを要請して討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

この採決は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

本案については、通告があった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

敬老式典は、人生を重ねてきた高齢者を敬い、長寿を祝うことが目的であります。今、10月5日、6日の市主催の敬老式典を目前にして、大変な事態が起きております。

宮嶋市長は、議会開催日の9月10日、みずからのブログで、「昨年来懸案になっている敬老祝金支給を廃止する条例案も審議されることとなります。そして、その代替措置として、今年は些少ですが、商品券を近隣市並みにお祝い品として配らせていただきます」と書き、9月から対象となる方に2,000円のギフトカード、商品券の配布を強行しました。これは明らかに議会を無視した行為であります。

市長は9月20日、議案審査特別委員会の席で、敬老祝金の廃止条例案を議会が否決しても、「敬老祝金を支給する意思はない、金がない。」と言明しました。この態度は、本当に敬老に値するものと言えるのでしょうか。これまでの高齢者に対する敬老の気持ちは変わらないと言いますが、議会の手続を無視し、新たな条例の制定もせず、9月10日前に商品券を配布していることが議案審議の中でも明らかになりました。さらに会計責任者は、条例に基づかないものでも支出について、是とした点についても問題であると指摘、批判されました。このようなやり方を認めて

しまったら、かすみがうら市の行政、議会は一体何なのかとの批判が市民から出てくるのは間違いないことであります。

このことは、第1に、商品券を配るには、敬老祝金条例の改正が必要だということでもあります。平成25年5月15日の全員協議会に、敬老祝金の条例改正について協議がなされた経過があります。その条例改正の手續を意図的に怠り、商品券の配布を強行したことは執行権の乱用に当たります。これは、まさに市長による市財政の私物化と言えるものだと思います。

第2に、商品券は現金であります。民生委員らが商品券、いわゆる現金を持ち歩き配布することは、規則上問題であるということでもあります。

市長は常に、老から若への財政支出の転換を口にしてはいますが、高齢者を粗末に扱う政治に未来を担う世代が希望を持てるはずもありません。敬老との趣旨で、これまで出していたささやかな祝い金は、当市の先進的な例として誇るべく施策ではないでしょうか。圧倒的多くの高齢者は少ない年金が現実です。祝い金の支給廃止は、楽しみにしている高齢者の期待を裏切るものであります。

敬老祝金は9月末までに支給することになっております。議会が否決した場合は、条例にのっとってきっちりと支給することを要請します。支給執行しない場合は、住民監査請求をも含めた断固とした措置をも考えていきたいと思っております。

以上、討論といたします。

[拍手する者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立なしであります。

よって、議案第65号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第72号 消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第80号ないし議案第82号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第80号 市道路線の廃止についてないし議案第82号 市道路線の認定についてまでの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月13日に付託されました議案第80号ないし第82号の審査のため、9月13日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります、議案第80号 市道路線の廃止についてないし第82号 市道路線の認定についてまでの各議案は、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第80号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第81号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第82号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 発議第 5 号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第3、発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議の提案理由の説明をいたします。

日本は、法治国家であることからこそ、法令遵守を実現するためには、市長、副市長のみならず、市職員が一丸となって法令遵守を守らせる社会や環境をいかに構築するかということが求められているのであります。さもなければ法令遵守は砂上の楼閣となります。だからこそ市長は、誰よりも率先して条例を守る義務があり、そして市長は、条例に従って予算を執行することが責務となっているのであります。

9月17日の議案審査特別委員会において、敬老祝い金としてギフト券を配布したことが初めて知らされ、議員全員は啞然といたしました。なぜならば、議案第65号のかすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の提案がなされる前に、条例をないがしろにし、既に祝い金ではなく、ギフト券として執行していたからであります。この行為は明白な法令遵守違反であり、かつ議会軽視でもあります。

市長は、これまで何回となく議会に敬老祝い金の削減を提案してまいりましたが、長年にわたり社会に貢献された方々に対して、敬愛の精神と高齢者みずからの生活意欲の向上を目的とした事業であり、この敬老の精神が相手を重んじる行動を育てるとの観点から、議会はこれを否決し、平成25年第1回定例会においても、これを否決したばかりであります。

よって、法令遵守の観点から、さらには、この敬老の精神を具現するべく敬老祝い金の給付を強く勧告するものであります。

以上、提案理由の内容を申し上げましたので、議員諸公のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、発議第5号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（鈴木良道君）

日程第4、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第2号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法

第109条第6項の規定により、委員会において、議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第5、委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案につきましては、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第1号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

○議長（鈴木良道君）

日程第6、請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月10日に付託されました請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願の審査のため、9月13日に委員会を開き、慎重に審査を行いました。

各委員からは、「請願の趣旨が全く理解できないというわけではないが、前回の定例会において、かすみがうら市議会として同様の趣旨の請願を不採択としており、それからの状況が大きく変わっているわけではない」との意見や、「情報公開法でも公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上、不利益をこうむるおそれがある情報は不開示とされていると思う。そういう観点からすると、不採択が妥当ではないか」という意見や、「国益が守れる保障がないから撤退する以外にないという考えはいかなものか」と思う。外交交渉の内容が原則非公開であるのは、当然であると思う。公開することにより交渉が不利になることも想定されるので、非公開は当然であると思う」などの意見が出されました。

採決の結果、請願第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長の報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第3号の討論を行います。

委員長の報告が不採択でありますので、通告があった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について、賛成の立場で討論いたします。

国民の強い懸念を無視してTPPに突き進んだ安倍内閣は、オバマ米政権に追従して年内妥結を急いでおります。TPP問題は重大な正念場を迎えているのではないのでしょうか。

安倍政権は、7月の交渉参加の冒頭、守秘契約書にサイン、国民に一切の情報を出さずに交渉を続けております。自民党内部からさえ「これでは政府を支え切れない」との批判が出ています。国の命運にかかわる重大な問題を異常な秘密交渉に託すことは許されません。

これまでGATT、WTO、FTAなど、自由貿易交渉や経済連携交渉については、交渉の内容を原則として公開してきました。多少なりとも国民的議論を喚起しながら交渉を進めてきました。それが交渉に出された文書は決して漏らしてはいけないという徹底した秘密交渉を行っていることは、全く異常なことではないのでしょうか。まるで議会を全て非公開にして、箝口令をしき、決議したものだけを発表するようなやり方であります。どのような文面が出たのかも4年間は秘密にするという念書を交わしています。このような外交交渉の進め方は、明らかに民主主義に反しております。各国国民に見せられないような内容になっていることを裏づけるものではないのでしょうか。

「守るべきものは守る」と安倍首相は言います。しかし、アメリカの要求を次々に丸のみした対米事前協議を見れば、そんな力がないことは明らかです。しかも安倍政権は、貿易をめぐるアメリカの対日要求を解決するための協議をも受け入れました。TPP交渉や日米協議を続けたら、日本がアメリカの言うがままになるのは必至であります。

TPP交渉に8月から本格的に参加した日本は、非関税分野での日米協議も始まりました。この中で、TPPの危険性はいよいよ浮き彫りになっています。実際に、これまで漏れ伝わっている内容、あるいはTPP交渉参加前後に日米両国で合意されている内容は、日本国民にとって一方的に不利なものばかりであります。外国でもうけようとする企業のためにしかならないものとするのが妥当ではないのでしょうか。TPPが多国籍企業の利益のためだと知れ渡り、アメリカ国内でも反対の声が上がっています。

「重要農産物の聖域は確保する。できないなら交渉から離脱する」自民党は、参議院選挙でこう公約しました。しかし、8月の交渉では、100%近い関税撤廃を多くの国から迫られ、9月の交渉でアメリカ、オーストラリアからも同様に迫られるのは必至であります。TPPは関税ゼロが原則だからであります。重要農産物を守るというなら、交渉から撤退する以外にはありません。

アメリカ大企業の投資や輸出の邪魔になる制度や仕組みをなくせ、アメリカの身勝手な要求は日本社会を根本から変質させかねません。TPPのモデルとされる韓米FTAでは、その多くが現実になっております。

食の安全について、既にBSE輸入規制は大幅に緩和されましたが、添加物や残留農薬の基準、遺伝子組み換え表示なども緩和、撤廃が迫られます。

医療の分野では、株式会社の病院経営や混合診療の拡大、医薬品特許の延長による薬価の高騰などで国民皆保険制度が崩壊しかねません。

簡保、そして共済については、この事業はアメリカ保険会社の利益を圧迫するとして、解体されかねません。

そして、雇用、中小企業について、農林漁業の衰退による関連産業の雇用は190万人減、公共事業も外国企業への開放が義務づけられて、地元の仕事や雇用が奪われます。

アメリカは、ISD条項の導入を強く迫っています。外国企業が輸出先の政府の政策を訴え、損害賠償を請求できる仕組みであります。近年、この条項を使って、外国企業から環境や健康を守る規制が訴えられる例がふえています。

国民の命や安全よりも多国籍企業の利益を上置くもので、憲法の国民主権の原則が空洞化し、国家主権が脅かされるのは必至であります。

私は、TPPへの参加は、国益を守る保障がないだけではなく、国民の利益になることはほとんどないのが実態であり、国民にとって甚大な災厄をもたらす危険性が非常に高いものだと考えます。

以上、議員諸公におかれましては、ぜひご賛同をお願いしまして討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決定されました。

日程第 7 請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第 7、請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。
ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成 2 5 年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成 2 5 年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告をいたします。

ただいま議題となっております請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書については、9月19日の委員会において議題として、審査を行いました。

審査においては、参考人の出席を求め、参考人からの意見等を聴取し、その後、市長及び担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 4 号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、市長に対し、処理の経過と結果の報告を10月10日までに請求することも決定いたしました。

また、委員10名より市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書案が提出され、全会一致で委員会提出の意見書案とすることを決定いたしました。

以上で、平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第 4 号の討論を行います。

本請願については、通告があった賛成討論から順次発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8 番（佐藤文雄君）

請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書に賛成する立場で討論をいたします。

この請願は、宮嶋市長が4月25日の保護者説明会で、「民間の3業者がそろって建設されれば、来年3月末にさくら保育所を廃止する」という方針を一方的に打ち出し、保護者に不安を与えた

ことが発端であります。さくら保育所の父母の会及び保護者の皆さんの願いは、「子どもたちの心と体に優しい穏やかな保育園の移行です。それには十分な引き継ぎ期間が不可欠です」と述べているように、保育所の民営化そのものに反対しているのではなく、さくら保育所の廃止までには必要な段取りを経ること、定員数を市側が一方的に減らし、入所先を振り分けるのではなく、希望した保育所にきちっと入所できることなどを求めているのであります。

父母の会の代表ら、参考人質疑でも明らかになりましたように、市長には全く聞く耳を持っていないために、議会に請願という方法をとらざるを得なかったと真剣に訴えておりました。

さくら保育所の来年3月末の廃園について、本来であれば事前に議会に説明し、議会での十分な議論をした上で、保護者への説明会とすべきだったのであります。それを経ずに、市長が一方的に保護者に発信したことが問題だったのです。この点について問われた市長は「理解しがたい」として、まともに答弁をしませんでした。

ことし5月8日に開催された文教厚生委員会にて、保育所民営化についての審議がありましたが、その会議録で、「さくら保育所の今の現状から言うと、この廣山会も含めて調整しながら、さくら保育所のほうを少しずつ縮小しながら、廣山会のほうに民設民営化されたところにシフトしていく方向なんではないでしょうか」と、この私の問いに、子ども福祉課長は「考え方としてはそうです」と述べ、「基本的には、施設環境が整い次第という形になろうかと思えます」と答え、加えて「施設環境が整ったということが全てではなくて、そこへの保育園に通っている子どもの精神的な負担も基本的に低減させたいという部分がここに含まれております」と答えています。ここにはさくら保育所の来年3月末廃園との文言は全く記されておられません。その他議事録を確認しても、さくら保育所の来年3月末の廃園については、6月定例議会で私が質問したのが最初であることがわかりました。

また、市長は、私の一般質問に「父母の会の創作だ」などと発言をいたしました。この発言は行政を預かる長としては、あるまじき行為であります。

9月6日の保護者説明会の議事録を見ますと、議会で廃止条例が否決された場合についての保護者の質問に、市長は「仮に否決された場合には、施設そのものは廃止にはなりません、現実的には応募はしません。両方応募することはあり得ません」とはっきりと答えているではありませんか。市長の「創作」発言は、取り消していただきたいと思えます。

また、「なぜ、あり得ないのですか」との保護者の質問に、市長は「両方運営するための国・県等からの支援がありません」と答えていますが、これは全くの誤りであります。公立保育所の運営については、支援金、いわゆる補助金がなくなったのではなく、一般財源化されたもので、地方交付税の中に含まれているはずであります。この財源問題について、県の保健福祉部子ども家庭課は「三位一体改革により公立保育所の運営費が一般財源化されたことに伴い、保育の実施主体である市町村は、地域の実情に応じたきめ細やかな保育を提供できるようになってきております。地方交付税の制度上、市町村ごとに公立保育所運営費のみを正確に把握することはできかねますが、今後とも改革の趣旨を踏まえた適正な予算化がされるよう、市町村に対して必要な助言を行ってまいります」と答えています。つまり、市当局は保育にかかる予算を削り、ほかに流用しているとも言えるのではないのでしょうか。

いずれにしても、行政の都合や事業者の利便を考える前に、子どもたちや保護者の思い、願い

を最優先すべきであります。

市長は、職員目線を批判していますが、市長こそ市民目線とのギャップが激しいのではないのでしょうか。余りに市長の独断と専行が過ぎると思います。

市長には、改めて請願の趣旨を十分に理解して、保護者の願いに応えられますことを要請し、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書に対し、賛成の立場から討論をいたします。

請願趣旨にあるように、そもそも、さくら保育所の廃止が市民合意がないまま強行されようとしていることに保護者が危機を感じたからこそ、この請願に至ったのではないのでしょうか。

ましてや議会へ廃止にかかわる議案の提案もされておられません。市長が各所で閉鎖時期を明言することは、議決権に対する軽視であり、裏返せば、さくら保育所の閉鎖を強引に押し進めようとする姿勢でもあります。本請願は、まさにこの本質的な問題を的確に指摘しています。

さらに問題が深刻であることが明らかになったのは、8月26日の保護者説明会の内容です。市長は「あんたらの言うことは聞いてもらえない。納税者のことを考えなければならない。民営化するために一時的な混乱も仕方ない。子どもたちが犠牲になるのも仕方ない」と、市政懇談会終了後、保護者への説明で発言しております。私もこの点については、特別委員会において、事実関係を確認しております。

また、このような発言により、保護者の不安はさらに大きなものとなっていることが、保護者への聞き取りにより明らかになりました。

一般質問や特別委員会での質疑においても、市長は、担当部署の対応不備を主張するばかりで、ご自身の指導力不足をわびる真摯な態度はなく、ただただ行財政改革の名のもとに民営化を推し進めたいのか、子どもたちや保護者を置き去りにするその姿勢にびっくりするだけです。

私は、市長の根底には、市場原理のみを優先し過ぎて、子どもたちの感性と知性、社会性、人間の生きる力を育てる本来あるべき保育に対し、公的責任を負わされていることを忘れ去っているとしか思えません。

市長は、さくら保育所の維持・継続を懇願する保護者の真意を本気で考えたことがあるのでしょうか。

長年、歴史を積み重ねてきたさくら保育所への思い、子どもたちを大切に思って行動する保護者の思い、このような熱意のある人たちがたくさんいることは、本来かすみがうら市の誇りではないのでしょうか。そして、保護者に受け入れられるような保育をこれまで行政が実践してきたということをきちんと評価すべきです。

今回の請願は、まさに保護者、子どもたち、市民の心の叫びであり、この訴えを議会はしっかりと受けとめ、請願を採択していくべきだと考えます。

以上をもって、請願第4号について、採択すべきとの立場から賛成討論といたします。
議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の討論を終わります。

[拍手する者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

続いて、お諮りいたします。

本請願の処理の経過と結果の報告については、委員会からの申し出のとおり、市長に対し10月10日までに提出されますよう請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第8、委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長からの趣旨説明を求めます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）。

今般、「市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書」については、来年3月末をもってさくら保育所が強行的に閉所されるとの危機感から、800名以上にのぼる保護者等の署名を背景として、請願書が提出されました。この維持・継続を求める請願書は、子どもたちの健やかな成長を願う親としての痛切な思いであり、まさに、保護者や子どもたち、市民の心の叫びであります。請願の趣旨からしても、保護者の願いは民営化に反対するというものではなく、子どもたちの心身を気づかい、優しく負担のかからない慎重な移行を求めるものであり、これは親として当然の願いであります。

一方、既に保育所に入所している全ての児童には保育を受ける権利が保障されており、その権利を尊重するためにも、保護者等の合意が得られなければ、行政や議会といえども勝手に保育所を廃止することはできません。このため、保護者との合意は、必須条件となります。

そこで、この請願書の趣旨を熟慮して、我々、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1、保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで、廃止時期を決定するのではなく、現在、入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を、合意決定すること。

2、新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすこと。

3、仮に、さくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点が合意形成された後に提案すること。

以上、意見書を提出する。

平成25年9月25日。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会。

委員長 中根光男。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決されました。

市長から、追加で議案が提出されましたので、議運・全協を開催するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 1 2 分

再 開 午後 0 時 0 9 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）が提出されました。

お諮りいたします。

議案第84号及び第85号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第84号及び第85号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第84号及び議案第85号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の2件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第84号から議案第85号につきましてご説明申し上げます。

最初に、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、敬老祝金を今までどおりの形で支給することができるよう平成25年度分に係る敬老祝金の支給期限を延長する特例を設けるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ528万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億9694万2000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、敬老祝金の支給に係る扶助費を計上するものであります。

歳入については、繰越金を充当いたします。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次、議案の趣旨説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成25年度分に係る敬老祝金の支給期限を延長する特例を設けるため、この条例を制定するものです。

内容は、平成25年度分に限り、支給期限を現行9月末日までを改正で11月末日までにするものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としましては、敬老祝金の支給に係る扶助費528万6000円を計上させていただきまして、その財源としましては、全額繰越金といたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第84号と議案第85号は関連しておりますので、私が議案第65号で廃止条例に対して反対討論をいたしました。そのときに指摘したのは、商品券を配るには敬老祝金条例の改正が必要だというふうに述べましたが、これに対してどういう認識をもたれているか、答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

敬老祝金は、あくまでも今回、支給期限を延長する条例の祝い金でありまして、商品券につきましても、いわゆる3月定例会で承認になった予算に基づく報償費のうちのいわゆる品物のほうですね、祝い品のほうに属するものであるという認識でございますので、歳出予算を執行したと、そういう認識でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、私が同じように反対討論で言いましたが、平成25年5月15日に、全員協議会に敬老祝金の条例改正、これを出しましたね。これについても改正という中身でありました。これはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時17分

再 開 午後 0時20分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、5月15日の改正案概要ということで、現行、その当時、今も現行であります。現行は77歳、88歳、99歳、100歳の方に祝い金を贈る。改正案については、88歳、100歳、101歳の方に祝い金及び記念品を贈り、77歳、99歳の方に記念品のみを贈るということですよ。そういう趣旨でやっているということなんです。改正案の内容については、記念品単価2,000円、記念品ということで改正案を上程していると、いわゆる金じゃなくて、記念品として贈るということで、そういう改正案を出しているわけです。だからあくまでも記念品であります。改正の趣旨は記念品であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、予算の中で報償費扱いにしたよというふうに言いましたよね、全員協議会なんですけれども。実際には、こういう改正案で記念品を贈ると言って2,000円という、この改正案を出しているわけですね、協議を議会に求めているわけですよ。ということは、この市長がブログで書いてあるように、条例を提出していますよと、廃止条例を。結果的に「その代替措置として」と書いてあるんですよ、ブログで。「些少であります、商品券を、ギフト券を配らせていただきます」と言ったでしょう。だから整合性がないんじゃないかと言っているんですよ。

だから本来であれば、こういうふうに議会にきちっと提案をして、改正なりの議論を尽くした上でやるべきだったんじゃないかというふうに言っているんですよ、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しますが、改正案で言っているのもやっぱり記念品ですね、記念品の支給。今回9月に支給したギフト券、それはこの5月15日の全協に出した、いわゆる敬老祝金条例に出している

ものとは違うものであります。報償費の中から、いわゆる市長決裁によって出した祝い品です。だから項目が違うんです。出ている項目が。わかりませんか、それが。祝い品の今回出したギフト券は、需用費の中の報償費で出ているものです。さっきちょっと議論しましたけれども消耗品じゃないかという、もともと議決のときは消耗品になっていて、それは報償費ということで正式原稿では直してあるわけですが、それは了解していただいたものとして、こちらで直したわけですが、そこに認識の違いがあったので、それは謝りますが、あくまでもそういうことでありまして、全くその出元が違うということでありまして。5月15日に出してあるのは新たな予算で計上するというのであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り長々とこれやりとりしても無駄になると思いますが、そういう意味では、条例の改正をしていたと、商品券であれ、品物であれ、2,000円という相当のやつを出していたことは事実なんですよね。ですから、本来であれば、いわゆる報償費であろうとなかろうと、これをきちっとした形で手続をとるべきだったというふうに思います。

ですから、市長が言うのは、余りにも詭弁を弄しているんじゃないかなというふうに、私は思います。

それでギフト券というのが商品券、これは現金相当に当たるとは思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ギフト券を現金と品物とで、どっちが日本語として適当かということがありますが、私どもの認識では、ギフト券は品物であるという認識であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これはやりとりをしても、らちが明かないと思いますが、あくまでもこれは金券でございます。通常金券と言うでしょう、ギフト券というのは、金というのは金でしょう。そういう意味では、この商品券を配布、今途中だと思いますが、これはどのぐらい対象者に対して配っているんでしょうか、現在の段階わかりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

対象者574名ございます。そのほとんどに届けたと聞いております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと今、金券だという私は認識なんですけれども、これは民生委員が配ったというふうに聞いております。確かに民生委員からもらったという方もいらっしゃいますから、そこは間違いのないと思います。

前に、こういう金券という現金に相当するものを取り扱う場合の、こういうルールというのは、当市にはあるんでしょうか。ギフト券というのは金券、これは現金。本来であれば、現金の取り扱い問題については、前回の公金取り扱いで不祥事件がありましたよね。その不祥事件に対して対応を迫られて、その対応策は副市長を初めとして、その不祥事が起こらないような対策をとったはずなんですけど、これとの関連も含めて、民生委員がこういうギフト券を扱って、金券を扱ってやるルールというものはあるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

配布につきましては、商品券というような認識で配布して……

[「議長、答弁者違うよ、これ答弁は総務部長だよ、総務部長が答弁するんだよ」と呼ぶ者あり]

○保健福祉部長（木村正美君）

配布した経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

公金取り扱いの中では、そういった民生委員さんまで含めた取り扱いの規定は、現在のところございませんので、今後、整備をしなければならないかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今後、整備をしなければならないのに、民生委員に現金相当の金券を預けてやったということになりますよね。そうすると、このルールというものは、これはどういうふうな形でやったのかというのが明らかじゃないんですよ。本来であればその流れというか、フローというか、そういうものについて、内部でも協議をして、こういうふうなやり方とするよというふうのを決めているんじゃないですか、そういうものはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと総務部長が舌足らずかと思えますので、私のほうが何遍も答弁していますように、いわゆる商品券につきましては、あくまでも品物という認識しか私どもは持ち合わせていなかったものですから、いわゆる品物を民生委員さんを通じて配ったということでもあります。

今後、今ご指摘のように、品物ではあるけれども、いわゆる現金に近いものであるということ

で、そういうことを考えれば、今後、整備すべきものかなと、総務部長の答弁はそういう趣旨であらうかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現金に近いものというふうに、今、市長がいみじくも答弁なされました。今回は市長の独断でやったというふうに私は理解しているんですけども、これは今後はどういうふうな考え方でいるのでしょうか。今後、2,000円のギフト券をもうほぼ配り終わったわけでしょう。そうしますと、具体的に言えば来年ですね、それと敬老祝い金との整合性はどういうふうに考えているか、そのことについて教えてください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

来年についてであります。ことしについては、いわゆる敬老祝金条例そのものがギフト券に変えるという内容のものが議会通らないでいたものですから、商品券という形で出ささせていただきました。来年については、今後十分、いわゆる私の本来の政策の趣旨であります、いわゆる老から若へという流れの中で考えていきたいと思っております。

ですから、今回の条例につきましても25年度11月30日まで延期するという事は、いわゆる敬老の日は9月中でありますから、本来であれば9月30日までに支給するのが当然でありまして、ただ、私どもが上程した段階では、この廃止条例が通ると思っていたわけでありまして、それが結果的に否決になったということを受けて、今年度やる予算と条例の整合性を持たせるために、今回、いわゆる予算措置をお願いしていると、補正予算の措置と、いわゆる期限延長をお願いしていると、そういう趣旨でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、最後に、全員協議会でもちょっと質問いたしました。市長はなぜ今回心変わりしたのかというふうに私が質問したところ、裁判沙汰になる可能性がある、それを最高裁まで持って行って、今、あえてここで混乱を持ち込むべきではないというふうな判断だったとおっしゃったと思うんですが、これについて市長、確認させていただきますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の上程については、まさにそのとおりであります。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

この問題については、条例が定められているわけですよ。条例がありながらなぜ予算化しないのか、これが一番基本ベースなんです。市長は、議会が可決してくれると思ったなんて言うけれども、そんなものは理由にならない。

条例を廃止してからなら話わかるけれども、条例があるうちは予算化しなくちゃならない、これ大原則です。これは法令審査委員会の関係と、あと財政のほうはどう思うか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

栗山議員がおっしゃる、その条例があるとおっしゃって、それはそのとおりだと思っています。ただ、当初同時に予算計上させていただいた経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

法令審査委員会のほうでは、廃止条例が提出されるということで、その条文については審議されましたが、予算との関係については審議委員会のそとの話ですので、そこに関しては話し合いがなされておりません。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこで市長に何回も言いますが、当初予算の予算書直すのは、きちんとした、本会議で直すのが、これは常道ですから、勝手に直すのは、これは議会軽視も甚だしいですよ。そこらのところはきちんと守っていただきたい。

それで、この問題について、担当課と市長、どういう協議をされたか。これは今でなくても結構ですから、会議録提出していただきたい。さらには、このギフト券についての起案文書を提出求めたいんですが、議長いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時37分

再 開 午後 0時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員に申し上げます。後で提出するそうでございます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは非常に職員としてつらい部分もあるかもしれない。全てが市長主導型でいっていますから。そのことによって、地方公務員法違反ということで、大罪に科せられる場合もありますので、十分に気をつけて行動していただきたい。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号及び第85号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長及び政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 10 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第10、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木良道君）

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもって平成25年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

会期16日間にわたる慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉 会 午後 0時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一